

# 1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年3月11日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 2011年7月24日地上アナログ波の停波によりデジタル化される対応について</p> <p>総務省は06年より地上放送のデジタル化に伴う予算を計上しているが、一般家庭や行政に対する補助制度については予算が計上されていない。CATVや光ファイバー、IP電話等の企業に対する補助制度があるが、今後の問題として高額なテレビを買い替えることのできない生活保護世帯や低所得者及び小中学校施設、公共関連機関の設備投資等の問題が発生する。また、ブラウン管テレビの廃棄処分が大量に予想されるので、不法投棄対策や不適正な処理を防ぐための対策を講じなければならないと思う。行政としての今後の予算対策も必要と考えられるが、今後どのように考えているのか回答を求める。</p> <p>2. 債務負担行為額が大幅な増となっているが、債務負担行為の見直し方法として、指名競争入札や随意契約ではなく、一般競争入札はできないのか</p> <p>債務負担行為額は平成19年度当初2億1,587万6千円だったが、平成20年度は6億1,239万4千円で約3倍近くが計上されている。これは義務費で議会の承認を受ければ、予算外契約となり後年度予算の先取りの性格があり、国の許可を必要としないので自治体財政健全化のために対策を講ずるべきであると考えが回答を求める。</p>
2	安部陽 (14)	<p>1. 職員の意識改革と勤務評定について</p> <p>(1) 県と市との関係ならびに業務上の制約について</p> <p>(2) 地方公務員法第40条第1項の勤務評定ができていない理由について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>(1) 白川区と連歌屋区を結ぶ道路の通行止めについて</p> <p>(2) 朝日地蔵を中心とした周辺道路のあり方について</p> <p>(3) 高齢社会における市道のあり方について</p>

		<p>3. まほろば号について</p> <p>(1) 経費負担の軽減と財政健全化の運営方法について</p> <p>(2) ダイヤ改正で考慮された点について</p>
3	渡邊美穂 (4)	<p>1. 高齢者医療制度について</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度について</p> <p>(ア) 対象者の生活状況の把握と周知方法</p> <p>(イ) 相談や苦情申し立ての受け入れ体制</p> <p>(ウ) 未収納金について</p> <p>(2) 医療機関窓口における支払いとその周知</p> <p>(3) 健康増進についての考え方</p> <p>2. 森林環境税について</p> <p>(1) 本市の取り組み方</p> <p>(2) 近隣自治体との連携について</p>
4	長谷川公成 (3)	<p>1. 施設使用料について</p> <p>施設を借りる際、高校生が大人料金を支払わなければならないが、未成年者がなぜ大人料金なのか。子供料金で使用できないか。</p> <p>2. 安心、安全な通学路について</p> <p>(1) 側溝整備について</p> <p>(2) 通学路の安全確保について</p>
5	小柳道枝 (10)	<p>1. (通称) 観世キャンプ場の体験広場、研修棟の整備事業計画について</p> <p>青少年の野外活動の拠点施設、史跡地を利用した市民の学習・研修施設、また市民の森の利用者などへの開放施設としての多目的広場の整備計画があった。その後の経過と施設を利用した青少年の健全育成に関するリーダー養成、育成など今後の本市の施策事業計画などについて伺う。</p> <p>2. 学童保育所の今後の計画について</p> <p>(1) 児童の入所希望者の増加に伴い学童保育施設の整備と拡大計画について</p> <p>(2) 児童増加の対応としての指導者の配置について</p>
6	藤井雅之 (2)	<p>1. 妊婦検診について</p> <p>国は原則として妊婦検診の公費負担を5回程度としているが、太宰府市の姿勢を伺う。</p> <p>2. 就学援助について</p> <p>利用しやすい制度にするために申請の方法などについて太宰府市の現状を伺う。</p>
		<p>1. 看護学校跡地の今後の活用と隣接する県の保健環境研究所の売却の動きはあるのか</p>

7	村山弘行 (16)	<p>看護学校跡地を購入した後、社会福祉施設として利用し、ヘルパーの方々の詰所として活用していたが今後の活用は。また、敷地にかなり余裕があり、このままでは有効活用されているとはいえない。具体的な施策はあるのか、また隣接する県の保健環境研究所の売却の動きはないのか伺う。</p> <p>2. 佐野東地区の区画整理事業を行うとなっているが、具体的に民間（組合施行）へのアプローチ等はどのような動きになっているのか。西地区の玄関、主要拠点と位置づけているがその具体的施策は。また、（仮称）JR太宰府駅との関連について</p> <p>佐野土地区画整理事業が完了した今日、佐野東地区の区画整理を早急に行い、西地区の新たなまちづくりへ着手すべきであるが、地権者へのアプローチ等は具体的に考えているのか。着手はしないのか。また、面整備の中で（仮称）JR太宰府駅も考えなくてはいけないと思うが市の考えを伺う。</p>
8	原田久美子 (1)	<p>1. 安心して在宅で暮らせるための対策について</p> <p>(1) 住宅用火災報知器の設置の取り組みについて、また、一人暮らし等の高齢者に日常生活用具給付事業の廃止について</p> <p>(2) 福祉サービスの住宅改修給付事業について</p> <p>(3) 広域避難場所について</p> <p>2. まほろば号及び路線バスの運営等について</p> <p>(1) 地方再生交付金の活用や側溝及び道路の整備、また、まほろば号及び路線バスの安全策と利用等について</p>
9	大田勝義 (12)	<p>1. 子育て支援について</p> <p>(1) 学童保育の時間延長はできないか。</p> <p>(2) 大佐野公民館で行ってある出前保育がなくなると聞いたがなぜか。</p> <p>2. 道路整備について</p> <p>向佐野から吉松へ行く高速道路沿いの市道は車の離合が出来にくいためトラブルが起きている。対応策について伺う。</p> <p>3. アスベスト対策について</p> <p>(1) 本市のアスベスト対策はどうなっているのか</p> <p>(2) 公共施設の対策は</p> <p>(3) 民間施設の対策は</p> <p>(4) 相談コーナーを設けられていたが結果は</p> <p>(5) アスベストが含まれているかの検査に対する補助金はないのか</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田久美子 議員

2番 藤井雅之 議員

3番 長谷川 公 成 議員  
5番 後 藤 邦 晴 議員  
7番 橋 本 健 議員  
9番 門 田 直 樹 議員  
11番 安 部 啓 治 議員  
13番 清 水 章 一 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 田 川 武 茂 議員  
19番 武 藤 哲 志 議員

4番 渡 邊 美 穂 議員  
6番 力 丸 義 行 議員  
8番 中 林 宗 樹 議員  
10番 小 柳 道 枝 議員  
12番 大 田 勝 義 議員  
14番 安 部 陽 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
18番 福 廣 和 美 議員  
20番 不 老 光 幸 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

な し

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部長	松 永 栄 人	子育て支援 担当部長	村 尾 昭 子
建設経済部長	富 田 讓	会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博
教 育 部 長	松 田 幸 夫	監査委員事務局長	木 村 洋
総務・情報課長	木 村 甚 治	経営企画課長	今 泉 憲 治
管 財 課 長	轟 満	市 民 課 長	武 藤 三 郎
環 境 課 長	蜷 川 二三雄	福 祉 課 長	新 納 照 文
高齢者支援課長	古 野 洋 敏	保健センター所長	和 田 敏 信
国保年金課長	木 村 裕 子	子育て支援課長	花 田 正 信
都市計画課長	神 原 稔	建 設 課 長	大内田 博
観光・産業課長	山 田 純 裕	上下水道課長	宮 原 勝 美
教 務 課 長	井 上 和 雄	学校教育課長	松 島 健 二
生涯学習課長	藤 幸二郎		

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛	書 記	浅 井 武
書 記	花 田 敏 浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおります。

議事に入ります前に、昨日清水章一議員から質問がありました妊婦健診の公費負担について、健康福祉部長の回答に誤りがありましたので、訂正回答を許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） おはようございます。朝一番からの訂正で誠に申しわけございません。

昨日、妊婦の方が里帰りした先で健診を受けた場合、助成の対象になるかというご質問に、対象となります旨答弁しておりましたが、太宰府市の場合地域が限定をされておりまして、福岡県、佐賀県、大分県の3県のみということでございますので、訂正をさせていただきます。誠に申しわけございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 昨日、代表質問に80分間、大変明確な回答もいただき、またご協力をいただきましてありがとうございます。

本日は、通告いたしております2項目について、市長、教育長、部課長に質問をいたします。

まず1点目は、2011年7月24日より現在のアナログのテレビ放送が停波をし、完全デジタル化になるという形でテレビでもお知らせされておりますが、総務省は2006年より地上放送のデジタル化に伴う予算を計上しておりますが、一般家庭や行政に対する補助制度についてはまだ明らかになっておりません。その結果、地方自治体、また多くの市民の負担が予想されますが、行政はどのような形で予算計上していくかという問題であります。

現在、この太宰府市内にはケーブルテレビや光ファイバー、IP電話等の設置が企業によって行われておりますが、国はこういう企業に対する補助制度を行っておりますが、今後の問題として今宣伝されている高額なテレビを買いかえることのできない生活保護世帯や低所得者及

び特に公共施設であります小・中学校施設、また庁舎や市の公共施設のテレビ等の設備投資の問題が発生をいたします。

また、それによって現在のブラウン管テレビの廃棄処分が大量に予想されますが、現在テレビの処理料は5,000円から7,000円と高額であります。その結果、不法投棄対策や不適正な処理を防ぐための対策を講じなければならないと思いますが、行政としての今後の予算対策も必要と考えられますが、今後の検討をどのように考えているのか、回答を求めたいと思います。

2点目は、皆さんの配られております平成20年度の予算書の議会の承認項目であります債務負担行為についてであります。以前も質問をし、12月議会に市長から回答をいただいておりますが、やはりこの債務負担行為については随意契約もありますし、指名競争入札もありますが、この財政の負担軽減を図るために、一般競争入札を債務負担行為にも導入できないかという問題であります。

昨年の、平成19年度当初予算は、債務負担行為が2億1,587万6,000円でありましたが、今年度は6億1,239万4,000円が約3倍近く計上されております。この債務負担行為というのは義務費であり、議会の承認を受ければ予算外契約となり、後年度予算の先取りであります。こういう性格があり、また国の許可を必要としないので、この自治体財政健全化のために対策を講じる必要があるわけであります。こういう債務負担行為について、今後の対応、見直し、こういうものについて行政の考え方を求めたいと思っております。

これについて、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

ご質問の平成23年7月24日、地上波の停止によりますデジタル化される対応についてお答え申し上げます。

平成13年の電波法改正によりまして、アナログテレビ放送によりますところの周波数の使用は、10年以内に停止することになっております。放送用周波数使用計画等で、その使用制限を平成23年7月24日と規定をされました。これに伴いまして、テレビ放送は同日の翌日以降、デジタル放送のみとなりますために、視聴者はそれまでにアンテナの取りかえでありますとか、あるいは地上デジタルテレビ放送対応テレビへの変更、または現在使用中のアナログテレビにデジタルチューナーを取りつけるなどの対応が必要になってくるわけでございます。

また、それらの費用につきましては国や市町村の補助等ではなくて、視聴するテレビを保有する者が負担することになっておりますので、各家庭のテレビにつきましては市民の皆様方が、小・中学校施設や、あるいは公共施設につきましては管理する自治体等が負担することになります。

移行まであと3年4カ月となっておりますけれども、まだ国民に十分周知されているとは言えないことから、国でありますとか放送業者、あるいは家電メーカー、販売店等の関係者が協力してテレビコマーシャルあるいはポスター、パンフレット等の作成あるいは配布等によりま

して、地上デジタルテレビ放送についての周知広報活動を進められておるところでございます。

本市といたしましても、国、県からの協力要請により、市内の公共施設へのポスターやチラシを貼付したり、広報「だざいふ」でありますとか、あるいは市のホームページへ掲載したりいたしまして、市民の皆さんへ周知を図っているところでございます。

ブラウン管テレビの不法投棄対策及び不適正処理対策にご回答を申し上げます。

ご指摘のとおり、地上波のデジタル化に伴いますところのテレビの買い換え等は、切り換え時期が迫るにつれまして増大することが予想されるわけでございます。ブラウン管テレビを含みます家電4品目は、平成13年4月施行の特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法で消費者がリサイクル料金と収集運搬費用を負担をいたしまして、指定の事業所でリサイクルすることとなっております。

法の施行から7年目を迎えようとしておりまして、市民の間にも十分浸透してきておりますけれども、その負担を免れるために不法投棄する事案が後を絶たないのも現状ではないかと思っております。地域環境の維持を図りますためにも、不法投棄物の収集でありますとか運搬、あるいはリサイクル料金などやむを得ず市が負担して回収しておりますけれども、市費を充てることの不合理性は否めませんので、市民のさらなる理解と協力を求めるため、目にとまりやすい形での広報に力を入れてまいりたいと思っております。

また、不法投棄防止看板の設置でありますとか、あるいは監視カメラの効果的な設置をする一方で、地域におけますところの住民の方々から目撃情報の提供も収集をいたしまして、不法投棄防止に力を入れてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 行政の取り組みについてはよくわかりませんが、まずこの生活保護を受けている方、また今そのテレビというのは必ず家庭にあるものですから、当然楽しみの、娯楽の一部ですが、そういうチューナーを政府としても安くという形にしていますが、やはりその取りつけができる人とできない人があります。そういう取りつけていただいて、地上波が映る一番安いチューナーとしても、政府としては5,000円から6,000円を考えているようですが、まず1点目は生活保護世帯について、そういう基準がありません。現在、太宰府市は県下でも生活保護世帯が小都市に次いで少ないという県下2番目の市ですが、そういう生活保護世帯の方々に、はよ言えば生活保護というのは最低生活ですから、そういう状況の中でチューナーの取りつけ、買い換えができるような状況じゃない場合は、チューナーに対するある一定の援助ができるのかどうかを所管としてはどう考えているのかですね、お聞きをしたいなあと。

当然、今からまだ後余裕がありますけど、最終的には生活保護世帯に対するチューナーの取りつけができるかどうか、援助ができるかどうか、この辺まず1点目に回答を受けたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 生活保護世帯の対応についてでございますが、生活保護の基本的な考え方としましては、社会通念上の国民の利用率70%から80%程度の生活物資は、生活保護世帯においても認められるべきものであるという考え方です。平成23年に完全地上デジタル化にも対応できるものと考えております。ただし、おっしゃいましたようにテレビそのものを買いかえるのではなくて、専用のチューナーなどの費用として保護加算するものと思われま

す。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、部長が言いましたように、テレビの買いかえはできないけど、チューナーについてはあと3年ぐらいの余裕があり、その補助はできるというふうに回答いただきましたが、そういう場合についても生活保護世帯の中には高齢者もおられますし、取りつけ方もわからないしですね、そういう部分については今後どういうふうにしていくかは内部検討もしていただきたいと思います。

それから、小・中学校の教室にテレビがあります。現在の各小・中学校にあるテレビについてははよ言えば増幅器、ブースターをつけて入れればどのチャンネルも映るわけですが、今度現在のあるチャンネルに、BSだとかCSだとかというものを交換機に入れようとするれば、それだけのチューナーを設置し、交換機に入れ込んで送るという方法もあります、専門的な部分についてはですね。現在のテレビについてはブースターで増幅して、そうすればアンテナ一本でどの教室でどのチャンネルも見ることができるわけですが、どうしてもテレビをどのチャンネルに入れかえようかと。当然、教育チャンネルを教室で授業として取り入れる場合もありますし、またこの現在の各中学校、小学校には放送室がありまして、やはりテレビ、そういうものがなされておまして、小・中学校のとりあえずデジタル化に対する予算というのはそう簡単にはいかないと思うんですね。その予算をやはり年次計画でやっていかないと、直ちに3年後の4月24日にとまりますよというわけにはいかないわけですから、前もってやはり先ほど市長が答弁がありましたように、はよ言えば保有する責任、はよ言えばさっき生活保護世帯については何らかの対応をしますが、一市民については自分で買いかえなさい。ただし、公共責任は公共責任となりますということですから、特に小・中学校のそういう放送設備、デジタル化に対応するためにはやはり今後予算計上していく、年次計画を追っていく、昨日の質問でも耐震構造について大変市長が小学校の児童・生徒の安全のために、耐震計画を限られた予算の中でもやっていきたいという回答があったように、やはり教育上必要なそういう設備改善を教育委員会として今後どう考えているのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在、小学校、中学校11校ございますけども、その中でテレビを設置しております台数につきましては、390台ございます。そのほかに、公共施設、つまり教育施設等々を含めると約400台のテレビ設置台数になっておりますので、武藤議員さんがおっしゃいますように、当然一気にこの台数にそういうふうなチューナー等の条件につきましては予算



上も必要ですので、年次計画を持ちながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはりこの年次計画でやっていかないと、一挙にというわけにはいきませんので、それなりに私ども予算審査をしていく中で、やはりまず学校別にやはり計上していかないと、急遽そのときになって小学校、中学校関連だけで400台のチューナーにするのか、テレビを買いかえるのか、一括して交換機を入れるようにしていくのか、やはりチューナーを入れることによって今のテレビというのは見ることはできるわけです。買いかえるということになってきますと400台のテレビ、少なくともその当時になりましたら5万円ぐらいで買えるかもしれません。それでも、400台というと大変な金額ですから、やはりできるだけチューナーで対応できるものはチューナーで対応する、交換機を入れて映るようにするならばするという、やはり先のこと、もう決まっていることを後追いつけるんじゃなくて、やはり対応していかないとその場になって議会に時期が来ました、テレビが映りません、こういう状況じゃ困ると思うんですね。だから、その辺は教育委員会としてもぜひ対応していただきたいと思うんですが。

まず、やはりそれと同時に聞きたいんですが、これだけの世帯数がありまして、買いかえのできない方々に対しては何らかの貸付制度というか、国民全体が、日本国民がこの今アナログテレビを見とるわけですね。それを一挙に、はよ言えばアナログが映らない、それかケーブルテレビに加入するとはっきり言って加入料が今一番安いので1,750円です。工事料がかかります、1万円。そして、毎月の利用料に、1,750円にNHKの受信料を払わなきゃならないですね。IP入れてみたり、光ファイバーで今コンピューター、パソコンでテレビも見れますが、そういうことのできる方はいいんですが、現実に低所得者、生活保護基準に近いお年寄りの家族とか、やはり論議になっております後期高齢者医療制度で年金から天引きされる、介護保険料も引かれる、そういう所得の少ない人にそういうチューナーをあっせんするある一定の貸付的な方法は検討できないかという問題ですよ。太宰府市がですね、チューナーをそういう業者にあっせんして、普通よりも安く市が窓口としてやるような方向も考えなきゃならないと思うんですが、そういう考え方はできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問のことにつきましては、今のところ考えておりません。ただ、あと3年有余ありますので、その中で先進地等も調査して、できるものにつきましては対応していきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり一番の娯楽ですからね、本当に月曜日の水戸黄門のこの紋どころが見えないかというやつがテレビでアナログじゃ見えんごとなるわけですから、そんなことのないように行政側としてもある一定、国自身があれだけテレビでアナログが停波になりますよと言っているわけですから、行政側としても何らかの形で市民のやはり行政責任としてでき

ることとできないことがあるかわかりませんが、やはり説明をすとかですね、そういうあつせんをすとかという方法はまだあと3年猶予がありますが、何らかの形を内部で検討していただきたいと思うんです。

それから、先ほども市長も言いましたように、現在のところ内山から北谷まで監視カメラが設置をされております。ところが、人間というのは本当にテレビを買いかえてですよ、いろんなところから買う制度もありますが、映らなくなったテレビを5,000円も7,000円も出して本当に処理をしてもらうよりも、不法投棄をするとというのが大体1割から2割あるんですよ。これ日本のテレビを外国に持っていったからといって映るもんじゃないんですよ。日本というのは本当に封建的で、北海道から沖縄まで同じチャンネルの8チャンネルを全部見せられています。対馬において韓国のテレビが映るかという映りません。沖縄に行くと、すぐ近くに台湾や、すぐ近くに中国がありますが、テレビは映らないですよ。それはなぜかという、テレビの方式が違います。そういう廃棄処分されたものが、リサイクル業者によって外国に対応するように作りかえなきゃならないという、そういう手間暇をかけるよりもという状況もありますが、そういう状況の中で以前も問題になって立入調査された結果、大手家電メーカーが不法に処理をされていたと、こういう問題がありまして、太宰府市も不法投棄対策をどうしていくか。そういうことをしないという、やはり市広報で市民に周知させる責任があると思うんですが、現在のところテレビの不法投棄対策、また捨てられているものがどうなっているのか。太宰府市としては、はよ言えば粗大ごみの中でシールを張ればそのテレビは回収できるということにはもうなっていないと思うんですよ、指定4品目になっていますから。だから、市はそのまま放置されたものをいつまでもそのままにしているのかどうか、その辺はどうでしょうか。4品目としてリサイクル法が施行されておまして、テレビの回収は行うのか、行わないのか。不法投棄されたものは、市が責任を持って回収するのかどうか。その辺について、やはり不法投棄の責任は捨てた者がわからなければ当然市が対応せざるを得ませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そもそもごみの不法投棄といいます部分は、いわゆる地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるいわゆる重大な犯罪でございます。絶対に許すことのできない行為でありますことから、防止のためには各地域におきます、先ほども出ましたが、監視カメラでありますとか、あるいは市民の理解と協力いただくために広報あるいは啓発活動の強化を行っているところでございます。

そういったものの現実にはどうかということでございますが、市のいわゆる予算の中でやむを得ず処理をしております部分が、平成16年度でテレビで54台、平成17年度が18台、平成18年度が25台、平成19年度が今のところ1月までの部分ですが、11台になっております。それで、じゃあ平成20年度の予算はどういうふうになっているのかという話でしようが、平成20年度は一応20台を見込んでおまして、一応そういうふうな形でやむを得ず、先ほど申し上げましたよ

うに処理をしております。

それと、今は昔の山間部とか、いわゆる限られたところでなくて住宅の地内でありますとか、住宅街でも現実に不法投棄が発生しております。市挙げまして今進めております協働のまちづくり、太宰府市からごみがない美しい町をつくっていこうという部分が、まさにそういう部分でも協働のまちづくりの一環としてでもこの不法投棄問題も取り上げまして、解決できればいいんじゃないかというふうに思っています。どうぞ議員の皆様もご協力方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、部長からですね、平成16年度から平成19年度までで107台の不法投棄をやむを得ず業者側が処理をしたということですから、50万円近くの金額は本来はですね、リサイクル料として払わなければならないのを市が持って、だからこういう年々アナログが停波されるようになったときに、本当にこの太宰府市のこれだけの世帯の中には多いところではテレビが3台もあるところもありますし、車と同じように、車以上にあると思うんですよ。だから、それをどうするかという対応をせざるを得ないと思うんですが、その辺は家電メーカーや、そしてどう不法投棄対策をとるかですね。車であれば当然所有者がわかるように車のエンジンには番号が打たれておりますが、テレビは何年式だとしか入っておりませんし、だれが買ったかわからないという状況です。一度買うとやっぱり10年から持てるわけですから、その辺の不法投棄をさせないように適正な処理をさせる、またそのための予算もまた講じなければならないと思うんですが、不法投棄対策に対する予算の計上は考えているのかどうか。

幾らやめてくださいと言ったって、やはりそれはなかなかはい、わかりましたというふうにはならないと思うんですね。私、今ちょうど大学は卒業が終わって移動時期です。そうすると、もう当然テレビがデジタル化になると、もうはっきり言ってテレビを外に放り出しているというのを2カ所ばかり見ましたが、こういう問題がいつまでも雨ざらしにされて、最終的には行政が対応するか、業者が対応、その建物の持ち主が対応するかわかりませんが、こういう問題が起きておりますが、不法投棄対策予算も計上を考えざるを得ないと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この不法投棄につきましては、ずっと日ごろからこの防止に向けて監視カメラでありますとか、そういうもの等々を使って不法投棄の防止に今努めております。問題は、いかにそうした形で見えやすい形での広報に力を入れながらとは言いながらも、じゃあ不法投棄が出たらどうなるのかという部分につきましては、先ほど申し上げました、数字も申し上げましたようにですね、現実問題としてはそういう数字も現にあるわけでございます。

それで、今出ておりますような形でテレビの各家庭の買いかえの部分がどの程度不法投棄と

して出るものかどうか。随分前に、この家電リサイクル法という法律が施行される段階のときも同じような、いわゆるそれだけの経費を払うのであれば不法投棄するのではないかというような形の中で、今ある程度落ちついた形になってきております。現在も行っておりますけども、さらにですね、不法投棄の防止に向けましての啓発活動を進めていきたいというふうに思っています。

じゃあ、具体的にいわゆるデジタル化された後の不法投棄に向けての予算という部分につきましては、もうしばらく検討した上でどの程度が見込まれるかということによりまして、必要な予算は計上しなければならないであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、当然車の場合はリサイクル券というのが車検時に備わっているかどうかという法律があるんですね。ところが、リサイクル法の関係で見ますと、新たなリサイクルとしての指定された商品もありますし、こういう状況の中で行政がはっきりテレビのそういう部分についてですね、家電メーカーと協議もして、またリサイクルするという形でその窓口を持つことができるかどうか。だから、不法投棄じゃなくて、映らなく、2011年に集中するときに映らなくというか、買いかえる人はいいいですが、チューナーとかいろんな部分もあって家電メーカーとどの範囲までが、何年式まではリサイクルの関係でリサイクル対象になっている、それから何年前の場合はリサイクルの対象になっていないためにリサイクル料を出さなきゃならないとか、そういう状況が今の中にあるわけですね。こういう対策も検討しなければなりません、行政側としては今後のリサイクル、家電の4品目の中の一番大きな問題等出てくるテレビに対してですね、内部検討が必要になってきますが、こういう状況を所管で地上波停波による対策を考えることも必要と思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） これはまさにですね、太宰府市だけの問題じゃなく、日本全国の問題であろうというふうに思います。今ご指摘されておりますようなことは、ただ単に太宰府市だけの指摘ということではありませんので、そのあたりは他市の状況あたりも見せてもらいながら、必要であればそういうふうなメーカー等々の調整が必要であるというんでありますから、共同的な形の中で進めていくのがより効果が上がるもんじゃなかろうかというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 執行部の方に、今健康福祉部長の方からは将来あと3年余裕あるけど、国ができるだけ安いこのチューナーを開発してくれて、その部分は生活保護については基準の範囲内でやりたいと。教育委員会としても、小学校、中学校の400台のテレビについては年次計画をとありますが、この庁舎も含めて、また出先の関係機関も含めて、やはり行政もや

はりデジタル化に対応せざるを得ませんし、予算化も必要だと思うんですよ。だから、その辺を、またそれと先ほどから言っていますように、不法投棄の問題についてもきちっとした対応をしないとその負担が大変な状況になると思いますし、先々の対策を立てていただくことをお願いをいたしておきます。

それでは、1点目を終わらしまして、2点目の債務負担行為について、回答を受けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の債務負担行為についてご回答申し上げます。

平成20年度に新たに債務負担行為を設定いたします金額は、ご指摘のように昨年の当初予算のときに設定しました額の約3倍近くになっております。これは債務負担行為設定のサイクルの関係でございまして、平成20年度に電算関係の委託料でありますとか、あるいは庁舎等の管理、清掃業務委託料等が、そういった大きな金額の切りかえの年になったことが大きな原因でございまして。

また、債務負担行為の見直し方法といたしまして、指名競争入札でありますとか、あるいは随意契約ではなくて一般競争入札はできないのかというふうなご質問でございましてけれども、現在検討いたしております一般競争入札を導入いたしましたとしても、複数年契約での大規模事業では、債務負担行為によります予算を確保する必要がありますことから、債務負担行為を減らすというふうなことには必ずしもならないというふうなことを考えております。

なお、ご提案がございました債務負担行為の見直しにつきましては、各年度の予算で複数年契約ができる長期契約の導入を今後検討していきたいと、このように考えておるところでございまして。

詳細につきましては、部長より回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市長が回答しましたように、平成20年度につきましては大幅に債務負担行為が増額しておりますが、ご承知のとおり複数年契約を行った方が市の負担の軽減につながる性格のものを設定したものであり、今後は入札に基づきまして計上しております限度額をより下回るべく努力してまいりたいと考えております。

市債と同様に、将来にわたって市債の担保を設定する性格からも、財政に与える影響について留意しながら適切な財政運営に努めていきたいというふうなことを考えております。

また、ご質問の債務負担行為の見直し方法としましては、一般競争入札の導入であります。現在入札契約制度改革検討委員会を設置いたしまして、一般競争入札の導入、総合評価方式の導入、随意契約の適正化等を総合的に検討していくように進めております。

一般競争入札につきましては、近隣市で行われておりますように、ある一定金額以上の高い技術力を必要とする大規模工事を対象に導入を考えておまして、地元業者を主体として発注する指名競争入札は、地元業者育成の観点から従来どおり行っていく考えでございまして。ご質

問の一般競争入札におけます債務負担行為の見直しにはつながらないのではないかと考えております。

なお、債務負担行為の見直しにつきましては、地方自治法の改正によりまして、これまでは債務負担行為で行っていた物品のリース契約や清掃、警備等の複数年業務委託について長期継続契約で行えるようになったことから、長期継続契約の導入も検討していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、12月議会にこの入札問題について質問をしましたら、市長からですね、私の質問について公共工事の入札及び契約の適正化の国の法律に基づいて、一般競争入札、総合評価方式、電子入札の導入、随意契約の適正化、不良不適格業者の排除、こういうものを早急にまとめて、方向性が定まったら逐次実施をしていきたいという回答をいただいております。

太宰府市のホームページで指名競争入札参加業者指名基準要綱というのを見ておりましたら、この太宰府市には競争入札のこういう基準要綱がないんですね。太宰府市には、競争入札というのは制度的にないんですが、これはつくられないんですか。それから、市長から答弁のあったこの競争入札じゃなくて、ここにありますようにあくまでも太宰府市ははっきり言って指名競争入札になるんですが、競争入札、こういう規則や条例をつくる考えがまずあるかないかです。ないから当然指名競争入札になるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） そういうことも含めまして、入札契約制度の改革検討委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だからね、2億円以上は12社、そして舗装工事は10社、専門工事は8社以上とか、2億円から1億円以上についてはやはりそういう状況ですよ。5,000万円、1,000万円は6社から8社とか、こうなっておりますが、やはりこの指名であればその部分についてどの業者が入っているというのは当然わかるわけですよ。

だから、先日も山神水道企業団議会で大変大きな工事については郵便局どめの郵便入札にして、その結果立ち会った上に、業者2社を立ち会いの上に開封したという報告も市長も受けておられたと思うんですが、まず今どこの自治体もこの指名競争入札制度を改めなければならないという形で、一般競争入札をやっぴり条例で早くつくるべきだと思うんですよ。太宰府市はないわけですから、できないんです。だから、これはいつぐらいまでに競争入札の要綱や基準をつくるのかどうか。幾ら競争入札やろうと思ったって、太宰府市の条例がないんですから。市の条例がないのにどうやって競争入札します。だから、つくるといたって、また1年も2年も3年もという問題じゃ時間がかかるばかりじゃないでしょうか。その辺はいつぐらいを、めどにつくっていただけるかどうかです。こんな2億円以上についても指名競争入札とい

うのは問題ですよ。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私が、選考委員会の委員長ということで、今この入札制度をどうするかということを考えております。指名競争入札で今までやってきておりますが、まず一つは地元業者の育成という問題があります。一般競争入札にして、フリーにしてどこからでもできるというようなことになると、市内の業者の落札率がどうなるかという問題もございます。

それで、今考えておって執行しておりますのは、総合評価制度に伴います入札ということを行っております。ある一定工事についての業者から幾らでこの工事を請け負いたい。もう一つは、その落札の、する場合の考え方として、その業者がその工事に対してどういうふうな工事を行うか、改良点あるいはやり方、あるいは工事の品質等について保たれるかどうか、そういうことを考えながら金額と工事の施工能力を比較して、そして決定すると、そういうのが総合評価方式というんですけども、それを今施行をいたしております。そういうことを考えながら、全戸に開いた方がいいのかどうか、あるいはそういうふうに金額もですけども、工事の内容も考えて落札をさせたらいいのか、そういうことも比較しながら今検討しているところでございます。

競争入札といいますのは、一般競争入札ということだろうと思いますが、一般競争入札についてもやろうと思えばすぐ要綱等をつくれればやれるわけでございますけども、今のところ一般競争入札までいきなり広めるのではなくて、地元の業者の育成等を考えますと、総合評価方式をもう少し思考しながらやっていけるのではないかなというように考えておきまして、その方向で平成19年度も施行をいたしているところであります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、私も12月議会質問しましたが、やはり地元業者にこの指名願を出しても一度も来ないという部分もあります。ただし、地元の業者ができる金額は限られておりまして、この基準の中を見ましたら、業者でA B C D E Fというランクがありましてね、耐震構造で昨日も市長の答弁がありました。1億円以上の工事が予定されておりますが、太宰府市の建設業者で1億円以上の工事に入れる業者というのは数えて何社ですか。当然、あほかの業者がベンチャーとして第3次のような状況でやられるわけですから、だからそういう太宰府市で議会の承認を得る金額については、当然指名競争入札じゃなくて一般競争入札にして、そしてベンチャーとして太宰府市に登録されているB、Cの業者をくじでやはりその共同体の中に組み込ませるといような方式をですね、やっぱりやらなければいけないと思うんですよ。

下の方のはっきり言って5,000万円とか、小さな随意契約の部分についてはやっぱりこのあらゆる市民の方にですね、市内の業者に参加できるように、上の工事は本当にどこ見ても大手のゼネコンがとっております。それに太宰府市の業者が、はよ言やベンチャーで共同企業体で入っているという状況ですから、そういう状況の中で競争することによって、大きな工事につ

いてはある一定のメリットがあるんじゃないかなというふうに考えますが、まずこういう一般競争入札基準要綱をつくっていただきたいというのが1点です。ないからいつまでも指名競争入札にならざるを得ないというのがありますので、副市長がその担当ですからそれに対応していただきたいと思うんです。

それから、債務負担行為は先ほども言いましたように切りかえ時で3倍になったと言いますが、私はこの債務負担行為、32年近く議員活動しておりますが、この債務負担行為の中に一度も変わったことのないという業者名があります。ずうっと同じ業者が20年近くもその仕事をやっている。一度も変わったことがない。こういう債務負担行為は、やはり一度たくさんの業者に参加をさせることが必要じゃないかなと。何かその業者が既得権みたいなの。だから、一度私はその業者が過去債務負担行為ずうっと20年ぐらいどの金額でどういうふうになってきたのか、また説明を受けても8社とか12社とか16社に増やしましたとか言いますが、この中では増やせないんですから、債務負担行為についての入札3年間とか2年間。少なくとも5,000万円未満は6社から8社、こういう状況を専門工事的なものといえば4社から7社だけでやればですね、その業者が20年以上もうずうっと同じ債務負担行為に基づいて保障されて仕事をしていることを、やはりこれを見直すことによってやはりその負担行為の金額も減るんじゃないかなと。やはり市長の方針であるように、貴重な市民の税金ですから、それを有効に使おうとするならば、そういう制度もですね、やはり最低限度額を設けるとか、そらいろんな部分もあると思いますが、大胆に手をつけないことには先ほども言いましたように債務負担行為として行政が私ども議会に承認を求めてくれば、それは借金、地方債も何もなし、そのままはよ言えば予算の先取りといいますか、保証といいますか、こういう状況ですので、大幅にやはりこういう見直しや、その指名業者の参加業者を増やすような、こういうこともできれば検討、見直しをしていただきたいと思うんですが、副市長、あなたは1,000万円以上5,000万円未満は、この太宰府市の専門工事については4社から7社になっていますが、これをはよ言えば専門工事にしても、舗装工事にしても、土木建築にしても、指名業者の数をなくすというようなことはできるのでしょうか。

何か指名業者をですね、だから私がこの前も質問したように、太宰府市にはいろんな業者がおります。一度も指名願を出しても仕事がもらえないということも聞きます。だから、こういう別表第2表、第4条関係である指名業者数をなくすということは可能かどうか。指名選考委員会で、今はっきり言って平成20年度の工事予定というのはホームページ見れば出てきます。太宰府市内の業者でこの入札にはだれでも参加できますよというようなですね、基準がここにまた具体的に、こんなにわかりやすいにありますし、暴力的組織とのかかわりがいかとか経営能力があるか、経営事項審査をとおるかというような、こういう具体的な要綱があるわけですから、そういう指名業者数を枠をはめてその業者しか入れないじゃなくて、広げる考え方があるかないかを指名選考委員会の責任者である副市長の回答を求めたいと思うんですが。



○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この指名の業者の数については、従来から少しずつ拡大をした経緯がございまして、それは拡大しようと思えばすることができますので。

なお、今の指摘の状況を見ながら業者を増やした方がいいのかどうか、その点について今後検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変前向きな回答が出ておりますが、市長内部検討見ていただくと、本当に一つの工事、これを多く門戸を開くことによって経済効果もあらわれるようになると思いますので、まずこの一般競争入札制度のやはり要綱や規則をつくること、それからその指名願についてもやはり業者枠を広げること、そして債務負担行為も本当に長い期間同じ業者がやっているけど、業者数を増やすことによってやはり市民の負担も少なくなるわけですから、ぜひ内部検討をいただいて、本当に市民の税金を市長が言っている内容どおりにしていただくことを要求いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従い質問をいたします。

職員の意識改革と勤務評定について。

市長は、新年度の施政方針の中において、組織改革で最も重要なことは、職員の意識改革にあると言われており、このため職員の意欲を高める仕掛けづくりや、研修の機会を通じて職員能力の向上を図るなど、人材育成に努めてまいりますと言われております。

私は、この問題につきましては組織や意識改革に関連が深い勤務評定について、平成14年3月議会でも一般質問をしたところであり、そのときの回答では、国におきまして公務員制度改革大綱が平成13年12月25日に閣議決定され、新たな公務員制度の概要といたしまして、能力等級制度の導入、能力、職責、業績を反映した新給与制度の確立、それから能力評価と業績評価から成る評価制度の導入等の新人事制度の構築及び多様な人材の確保等の方向が示されておりますとの回答を得、この制度の流れに遅れることなく体制づくりを進めると回答がございましたが、今日に至るまでその方向づけがなされておられません。

私が、このような勤務評定について再度質問をしなければならなくなったのは、最近市民の方からもう少し勉強していただかなければ困ります。あるいは市役所は親切に説明をしていた

だけないだろうかなど、また今回の連歌屋地区におけるホテルルートイングランティア太宰府増築に伴い、地元市民の方から災害地区ではないだろうか、自然環境との問題はどのようになっているだろうかなど、市役所からの説明があってもよいのではないかと私のところに連絡があったからです。

私は、早速建設経済部に出向き、災害不安を取り除くためにホテルを中心とした砂防ダムの図面を見せていただくよう要求をいたしました。そのときの返事は、福岡県の事業なので、見せられないとの返事でした。このような対応では市民の安全・安心した行政はできません。また、このような管理監督者の考えでは、いつまでたっても安心・安全のまちづくりや住民の安心した心のいやしはないものと思います。したがって、市と県との関係と、県からはどのような制約があるのか伺います。

現在、本市で行われております人事異動に関する個人希望調書は異動希望者のみの申請であり、勤務評定ではありません。したがって、本人の能力や知識なども判定されないままに次の職場に異動されておりました、第三者から見た本人の能力や知識もわからないままに、新しい職場へと渡り歩かれているのではないのでしょうか。したがって、本人の能力や知識が活かされていないのではないかと思料いたします。このことは、本人や次の職場でも仕事面でマイナスが出ておるのではないのでしょうか。

若くて知識、責任感、判断力などすぐれた人材の方も芽が出ずに眠っております。職場での適材適所、責任感や判断力、正義感に燃えた人物を見出すためにも勤務評定に踏み切るべきだと思っております。

地方公務員法第40条第1項には、はっきりと任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと勤務成績の評定について規定されております。

なぜこの勤務評定をしなければならないかという、前段で述べましたように市民の皆様からの苦情であり、職員の意識改革のためでもあります。これらを解消するためにも、勤務評定は私たちが新年を迎えるに当たって今年を反省し、新年を迎えるに当たって決意を新たにすると同じような感じがいたします。

現在、いろいろと市民の苦情の声が聞こえてくることは、監督者としての自覚、管理者としての責任、判断等が薄らいでいるのではないかと危惧する者の一人でもあります。管理監督者の評定内容として考えられるのは、判断力、責任感、決断力、交渉力、知識、人材育成、能力、意欲、統率力などが上げられるのですが、私は他都市では既に実施されておりました、本市にこのような地方公務員法第40条第1項に規定されていることができていないのは、どのような判断なのか伺います。

道路行政について。

今国会において、道路特定財源の暫定税率について論議されておりました、本市におきましても道路整備を進めるためにも現制度を維持されるように要請されております。私も、本市の

道路事情を見渡し、現状を見渡した場合におきまして、まだまだ未整備の道路が多いのではないかと判断しておりますし、道路特定財源については現制度を維持されるべきと思っております。

まず、市は道路管理者であることを認識していただきたいと思います。その一つは、崇福寺の側道、すなわち白川と連歌屋を結ぶ道路であります。この道が、棒ぐいによって閉ざされております。この道路は、市道なのか私道なのか、道路区分とどのような機能の道路か見解を伺います。

次に、観世音寺周辺の道路について伺います。

白川地区入り口の朝日地藏さんから観世音寺六丁目に至る道路、また朝日地藏さんから観世音寺、戒壇院の裏を通っている道路は、五、六十年たっても昔をしのぶ形態から変わっておりませんし、交通混雑緩和のため整備して、県道の複線として考えられないか。また、この道路の将来のあり方についての見解を伺います。

快適で魅力あるまちづくりは、道路行政にあると思います。理想的な道路であれば車道、歩道、自転車道、これに電動車いすが考えられます。私の周辺には80歳前後の方が何人かおられまして、その方たちは車いすで買い物に出かけられます。歩道があればよいのですが、狭くて心配です。今後、高齢社会で車に乗れない方は車いすで買い物や会合等に出かけるしかありません。今後の市道のあり方、都市計画道路の考え方、あるいはまほろば号の運行を考えての道路のあり方について、所見を伺います。

まほろば号について。

まほろば号は、通勤、通学、買い物、公共施設への利用等、幅広く移動交通手段として市民の皆様に着用してきておりますことは、論をまたないところであります。今回、4月からダイヤ改正をなされるようですが、限られた予算で行われると思われまます。現在、利用者のほとんどが高齢者とお子様で90%を占めておるのではないかと推察いたします。したがって、現在のまほろば号の時間帯は夜遅くの便など、自宅からのお迎えなどもあり、乗客ゼロの場合を多く見かけます。また、観光客の方が利用されるに際しましても、西鉄太宰府駅から観世音寺、大宰府政庁跡等に観光するに際しても、1時間に1台、ある時間帯では大宰府政庁跡、観世音寺からのまほろば号は一台も西鉄太宰府駅方面には走っておりません。まるごと博物館構想をうたわれても、観光客の移動に不便であれば観光客の利用はほとんどありません。せっかくの700万人からの観光客をみすみす素通りさせるのはもったいないと常々思っております。今回、都府楼前駅前を中心に大改正をされるようですが、今回の改正で観光客をどの程度吸収できるのか、楽しみにしております。

私は、まほろば号は市民の移動手段と認識はしておりますが、経済政策の一環として700万人からの観光客の移動方法も考え、九州国立博物館、太宰府天満宮、観世音寺、大宰府政庁跡等の移動を考えた西鉄太宰府駅と都府楼前駅間の増便を行い、優先順位や時間帯に重点施策を考慮し、少しでも観光収入増を図り、まほろば号の経費負担の軽減と財政健全化のため、今回

思い切ったダイヤ改正を行うべきと思いますが、その運営方法について見解を伺います。

また、高雄、東観世地区への新規路線はいつから開設されるものかと期待と要望も強いものがあります。このように、まほろば号に対する関心は高いものの、時間帯のとり方、重点路線のあり方によりまほろば号の活用が生かれると思いますが、今回のダイヤ改正で考慮された点について伺います。

後は席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の意識改革と勤務評定についてお答えを申し上げます。

まず、建設経済部におきまして、対応等につきましては職員の誤解が原因ということでございますので、これら情報の取り扱い等につきましては、担当部長を通じまして改めて適切に対応していくよう指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、勤務評定に関しましてはご指摘のような地方公務員法第40条第1項に規定されております、本市におきましては従来から昇任、昇格等の運用を行ってきたところでございますけれども、平成17年度の人事院勧告におきまして、50年ぶりとなる給与制度の大幅な改正とあわせまして、年功的な昇給あるいは特別昇給等の制度が見直しをされまして、勤務実績及び能力に応じた能力等級制度の導入が明確化されたところでございます。

これがいわゆる能力評価と業務評価から成ります新たな人事評価制度というものでございます。この人事評価制度につきましては、現在導入に向けた調査研究中の段階でございますが、この給与制度改革の経過期間となっております平成22年度の導入を目指しまして、新年度から職員研修及び評価の試行を行ってまいりたいと思っております。

以下、2問目等々のご質問等々がおありであれば、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 1点目の意識改革と勤務評定につきましては、今市長から回答がありましたように、平成22年度から採用というようなことでございます。やはりなぜこの問題を出すかということは、やはり行き違いだとかいろいろ、結局そういうこともあるかと思っておりますけれども、第三者が見た場合、結局職員の場合は係長、課長が見た場合、それから係長の場合は課長、部長が見た場合、やはりそれぞれ見た目は違うと思うんです。そこで、本人が考えているものと第三者が見たものとはおのずと変わってくるものと思っております。そういう冷静な判断のもとに、この職員は例えば観光課に適している、あるいは土木に適しているというようなこともあろうかと思っておりますし、そういう積極性も買うというようなこと。

やはり今行政に求められておるのは、市長も常々言っておりますように現場主義、それとやはり責任ある回答。私は、これを出したのはなぜかという、やはり職員一人一人が例えば管理者の場合であれば市長の気持ちになって判断をしていただく。そういう判断があれば、余りおろそかと思ったらおかしいですけど、そういうようなまずい回答もできない、あるいは積極性も出てくると思うんですね。今回の連歌屋のホテル建設につきましても、やはり本当に市民の

立場、あるいはそういうものを考えてあれば、早速見に行ったり、あるいは現場に行ってそういう処理をされると思うんです。私は、こういう図面が手に入りませんでしたので、私は四王寺は大体子供のときから知っておりますので、自然道を通して地元の方には7つほど砂防ダムありますというような回答を、自分の目で確かめて回答したようなことでございます。そういうふうで、やはり積極性を持って今後進めてもらいたいということで、常に市長は何を考えてあるか、あるいは市長としての、あるいは自分は市民のためにどうやってやるのかということをお聞きしたいと、この際しっかりと植えつけていただいて、頑張ってもらいたいということで、この問題を取り上げたわけでございます。何も土木のことを責めておるんじゃないんです。やはり行き違いというのは人間あるものですから、そういうことも含めまして今後しっかりと市民のために頑張ってもらいたいということをお願いいたします。

第1点目は終わります。

2点目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、市長。

○市長（井上保廣） 白川と連歌屋を結びます道路について回答を申し上げます。

この道路は、認定路線の太宰府市道醍醐・横岳線と崇福寺の私道をもって成り立っております。

詳細につきましては、担当部長の方から説明させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず最初に、建設経済部の対応が適切に行っておらなかったということにつきまして、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、ご回答申し上げます。

まず、この道路の通行どめにつきましては、昨年の11月から道路の隣接者である崇福寺から所有地の車両の通行を禁止したいと、そういう申し出がございまして、今現在に至っている状況でございます。

この道路は、市道の幅員が狭く、市の道路ですね、市道の道路幅員が狭く、車両の通行ができないため、崇福寺より道路を広げられて車両の通行ができるようになったという経過がございます。しかしながら、近年において太宰府地区の迂回路としての通過車両の通行が増えまして、道路の傷みが激しくなり、今回の申し入れになったものでございます。

なお、通行禁止になっている対象は車両だけでございまして、二輪車、それから歩行者の通行は太宰府市道でございますので、それを防げるものではございません。

また、緊急車両の通行も可能でございまして、移動式のさくとセーフティーコーン、そういうものを設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この崇福寺の横の比率といたらおかしいんですけれども、半々ぐら

いでしょうかね、市道部分とその崇福寺の所有部分と。その点、どういうふうになっているか、私自体もよくわからないんですが。聞くところによると、今部長申されますように一車線がやっとのことですね。その気持ちはわかるんですが、あれを私どもはこの正月から梅見の期間は、あそこを通らないと家に帰り着かないというような、1時間半ぐらいかかるんですよ、よその家から。そういうような状態で、時々利用させていただいたわけですが。

そういう利便性もありますけれども、また一方ああいう静かな場所はまたとないような場所でもあります。その視点をどちらに置くかというのが、あの道路の生かし方じゃなかろうかと思えます。何も車を通すのがいいのではなくって、そういう歩行者のような問題もありますし、あるいはそういう迂回路的な考え方もありますので、一応市としてはあそこを舗装されて、そういう雑音をぬぐうと。聞くところによると、そういう土木の方は聞いてあると思えますが、お経を上げるときにがたがたがたしてお経が上げられないというようなことも聞いておりますし、そういうこともありますので、十分崇福寺の方とも協議、あるいは地元の方とも協議されまして、今後の方向づけをひとつしっかりと次回の議会ぐらいまでには結論を出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 私も、その通りを何回か通ったことございますけども、ご質問があつて字図等そういうものを調べてまいりますと、特に連歌屋区の方にいきますと字図上では1mちょっとぐらいで、そもそもそういう車の通る道ではなかったのかなあという気がいたします。

民と市有地の境界立会がここは明確でないところでございます。調べましてもまだはっきりしていないというようなところの中で、崇福寺さんのそういう日ごろの協力もあつて車がようやく1台ぐらいですかね、通れるというようなことで、崇福寺さんの方から近年のそういう状況にされて、崇福寺さんの方も自分で傷んだところは自分で修復したり、いろんな土砂を入れたりして維持されてこられたということでございますけども、やっぱりそういう時代の流れ、車の往来、ここには自分の私有地もあつて、そういう業務にも差し支えるというような経過をもって、前もって市の方に相談に来られて、そしてさっき言ったような状況にするということでございますが、当分今の状況で推移を見守らせていただきたいなというふうにおもっております。

また、よい方法があれば、そういう措置もしていきたいと思っておりますが、そういう状況でご理解をいただきたいというふうにおもっております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この、崇福寺の横の道は、あそこが改修されたときにああいう車道になったわけですね。そういう経過もありますので、あそこに例えば構想が見えてくればあの車道のコーンがまた外されとか、棒ぐいが外されたりもするんじゃないかと思うので、十分協議をしていただいて、やはり方向づけを早くお願いしたいと思っております。これは次

回の議会ぐらいまでにひとつよろしくお願いしときます。

以上で、白川地区のことにつきましては終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 朝日地蔵を中心とした周辺道路と高齢社会におけますところの市道のあり方についてのご質問でございますけれども、これも各論的な部分もありますんで、担当部長より説明させたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご回答を申し上げます。

朝日地蔵を中心とした周辺道のあり方についてでございますが、観世音寺周辺はご存じのとおり史跡地に囲まれた静寂な住宅地でございます。この周辺の道路は、随分以前になりますけれども、歴史の散歩道というような名称で、散策できるような形で歩道整備をしていたところがございます。

市道のあり方につきましては、車道と歩道が分離されているというのが望ましいわけでございますけれども、当該地域についてはそういう歩道、そういう部分に重点を置いて整備したという状況でございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） ここの問題を出したのは、やはり観世音寺六丁目の方にまほろば号も通したいということもありますし、それから私たち一般車両につきましても、離合ができないんですね、途中で。そういうような状態でございます。

それで、今部長言われますように私も史跡は大事と思っております。そこの利用の仕方ですね、史跡地の。結局、あれを、土手を生かした擁壁にすれば一番簡単にできるんでしょうけど、せっかくああいう自然の草も生えておりますし、そういうものを生かしたやっぱり歩道的な道路は、あの辺が一番ふさわしいと思っております。どちらを生かすかというので私も迷いながらおるんですが、できれば今歩道分なら歩道分、あるいは離合できる部分を買収したところをやはりああいう土手にしたような道路にできないかというようなことも考えております。したがって、先ほどの道路特定財源問題でもやはり生かしてもらいたいということで、賛成の立場をとっとるわけですが。そういうことで、道路特定財源はやはり太宰府市の場合には必要だと思っておりますので、そういう生かし方もあるんじゃないかならうかと思っておりますが、拡幅といたらまたおかしい言い方ですけど、そういう部分的なですね、やり方を検討していただきたいと思っておりますが、その点の考え方を。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 十分考え方、お気持ちはわかります。ただ、地区住民の方からはいわゆる九州国立博物館ができて渋滞することで裏道としての往来、そういうものが多くなったというような声も聞いております。ただ、そういう特別史跡地跡、裏とかそういう部分もございまして、歩行者ですね、散策する方ができるだけ安全にというような考え方、そういう中

で歩道を、散策路といいますか、そういうものをどう確保していくかというような考えの中でのそういう道づくりといいますか、そういうものには考え方としてはできるかなあとというふうに思っておるところでございますが、手法とか、史跡地でありますで、現状変更とかいろんな部分が出てくると思います。できるだけ歩行者が散策できる方向で、そういう考え方の中で工夫していけるかなあと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） あの道はやはり歩いてみて本当に自然に恵まれたいいところだなと私自身も思っております。しかしながら、やはり今車社会になってきておりますので、それとの絡みで本当に迷う道といったらおかしいですけど、どちらをとるのかということで、しかしながら部分的な離合場所等もつくるということで、そういうことも含めて今後十分内部検討していただいて、歩行者が安心、それから散策路としてもやはり生かされる、あるいは車道としてもやはり今後の観世音寺六丁目の方たちが不便をしないというようなことも含めて総合的な道路として庁内協議をしていただいて、恥ずかしくない散策路あるいは車道に仕立てていただきたいと思っております。内部検討を十分されますよう、これ要望しておきます。

3番目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まほろば号について2点にわたりましてご質問がございます。ご回答申し上げます。

1点目の経費負担の削減と財政健全化についてご回答申し上げます。

4月改正を予定いたしておりますダイヤにつきましては、まず現行ダイヤの検証を行いました。早朝、夜間など利用の少ない路線の見直しを行い、より効率的な運営を目指しました。

また、車内広告の募集でありますとか、あるいは1日フリーパス券のPRなど収益対策を図っております。

このような施策によりまして、各地区に分散しています施設への往来が刺激されまして、新たな乗客の掘り起こしができるものと期待をいたしております。

2点目でございますが、ダイヤ改正で考慮した点についてでございます。

今回基本に掲げましたものは、やはり定時間隔での運行でございます。苦情の多い運行遅延を解消し、定時間隔での運行を実現させるために、西鉄都府楼前駅を起点といたします各路線の独立化によりますコンパクト化を図っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今の市長の答弁で、財政健全化の運営については、広告収入だとかそういうことで言われましたけれども、私は質問で申し上げておりますように、700万人からの観光客をですね、このまほろば号に、利用度の少ない、例えば昼間にはですね、それを優先的



にですね、西鉄太宰府駅から観世音寺、政庁跡、それから西鉄都府楼前駅に行くと、この便数をですね、増やすことによって、人件費は変わらないと思いますが、そういう問題を含めて、できるだけ私は観光客を乗せるというようなダイヤが欲しいと思うんです。今回20分に1台というようなこともちょっと耳にはしておりますけれども、やはり電車が着きまして、観光案内所で聞かれるのが、やはり太宰府天満宮、九州国立博物館あるいは大宰府政庁跡というようなことですね。九州国立博物館を見られてから、やはりこの歴史のある太宰府をもう一遍見直そうかというお客さんもかなりおられるわけです。それが、今バスは出たばかりで、後1時間後ですよと言われたら、もうそこで終わりですね。そういうことがないように。

それと、私も最近韓国の方とお会いしまして、観世音寺のところで一緒になったんですが、西鉄太宰府駅へ行こうと思いますが、バスは何時でしょうかと聞かれたわけ、聞かれまして、市役所まで歩いてきて、市役所から乗せる予定でダイヤを見たら、1台もないんですよ。しかしながら、その間五条の方にどつどつと行っているんですね。現在のダイヤの場合であれば、あれを一遍西鉄太宰府駅へ戻って、それから五条に行けばよかったですけど。今回は、そういう西鉄都府楼前駅を中心にされるということでございますが、そういう観光客に対する、乗客の利用のしやすさも考えてやってあるのかどうか、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 今、安部議員さんのおっしゃる部分についても考慮して、今回改正したというところでございます。まず1つ、わかりやすいということ、担当の方も大変そこに力点を置いていたしました。今、各駅を見てみますと、自分の行くところ以外のところもずっとあって、なかなか、ここに何分に来て行くのかというのがわかりにくいと、そういう問い合わせ等、そういうものにも十分配慮してつくりました。そうしますと、今おっしゃる観光客の方も来て、そこのバス停に行きますと、ダイヤを今度からはシンプルにわかりやすく表示いたしますので利用しやすいかなと、そういうふうに思っておりますし、また携帯電話の普及で、行ったのかどうかわからないと、バスがある程度遅れたりしますものですから、そういうことも含めてバスナビというものを導入するというので、携帯電話、そういうもので、使われる方は自分のそれから、時刻どおり、今何分、どのくらいしたら来るのかとか、これは行ったというようなことがわかると、そういうシステムを導入するというところでございますので、観光客の方、またいつもご利用されている市民の方々もわかりやすくなったと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 来年度の予算を見ますと、運行収入が2,000万円上がるようになっているわけですね、今度。その算定というたらおかしいですけど、どういう伸びを考えてあるのかですね。結局、そういう、私申し上げますように、やはりまほろば号の経費負担を少なくするということで考えられたと思いますが、その2,000万円ぐらい増えたのはどういうとこ

ろの、ポイントがあろうと思いますので、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今回改良する点で、おっしゃいます、トータルで大体1億5,000万円ぐらい年間かかっています。その中で、もちろん収入を増やすというのが前提でございます。そういう部分で計上しているというふうに思いますけども、1つは、やっぱりいかに経費節減、いわゆる効率的な運営をするかというようなところにも、随分と考えたわけございまして、そのこともありまして、平日、土曜、日曜、これを分けるということで、乗務員の方の数も減らすというようなところにも配慮してまいったところでございます。申し上げたと思えますけども、朝夕の非常に利用の少ない便、そういうものも今回廃止させていただいたというような経過もございまして、そういうところにも十分効率的な運営というようなところで、今回のダイヤ改正には配慮したというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 経費節減に努められたと、それも一つの大きな要因だろうと思いますが、やはりこの運行収入を上げるということは、私は現在の6万5,000人の市民の方たちだけでは上がってこないと思います。したがって、本市の場合は、この700万人という観光客をやはりいかにそういうふうで、大宰府政庁跡あるいは西鉄都府楼前駅の方に移動させるかというのが今後の課題だろうと思いますので、特に観光・産業課も建設経済部の方に移管しておられますので、特にそういうPR等、観光客に目を向けていただいでですね、収益を上げていただきたいと思っております。そして、まほろば号の、本当太宰府はもう黒字になったというような、そういう理想的なまほろば号に今後努力していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って2項目について質問いたします。

まず、高齢者の医療制度について質問いたします。

本年4月から導入される後期高齢者医療制度は、一昨年6月に医療制度改革関連法の中で成立したものです。私は個人的に、この法律はかなり未熟で問題の多いものだという認識を持っ

ています。施行後、市民にかなり混乱を呼ぶのではないかとすることも懸念しております。

ご承知のように、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者お一人お一人を対象に保険料を徴収し、その保険料で75歳以上の方の医療を支えるという考え方に基づいています。保険料は都道府県ごとの均等割額と高齢者お一人お一人の所得割額の合計で計算されます。福岡県の均等割額は全国で最高額の5万935円です。これに所得割を足して、平均的な厚生年金受給者の保険料は年間8万5,100円となり、全国平均の7万4,400円と比較すると、1万円以上も高額です。しかも、この保険料は2年に1度見直され、高齢者の増加が予想される中、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、2015年には全国平均で約4,000円の値上げ、2025年には2万円近い値上げが予想されています。年金額は変わらず、このまま保険料が値上がりしていくことは、高齢者や高齢者を扶養している市民の生活自体を脅かす結果になります。

この制度では、これまで保険料の支払いの必要がなかった方も含め、毎月1万5,000円以上の年金受給者すべてが年金からの天引きの対象となり、基礎年金収入79万円のみの方に対しても、1万5,280円もの保険料がかかる計算になります。この保険金額に該当する所得の方の多くは、現役時代に専業主婦として夫を支えてこられた女性の高齢者です。原油価格の値上がりなどの影響で、4月から食料品を初め多くの生活用品の値上げが予定されています。基礎年金だけで生活されている方は、毎月7万円弱で衣食住、そして医療費などを賄っていらっしゃる。特に借家で生活をされている方は、病院に行く回数を減らしたり、食費を削ることで対応するしかありません。したがって、命にかかわる自体も予想されます。

そこで、お伺いしたいのは、75歳以上の方で、現在単身で、この基礎年金だけで生活されている市民はどれくらいおられるのか把握されていますか。

対象者個人に広域連合のつくったパンフレットを配布され、広報にも載せておられますが、まずは用語から一般市民にはなじみが薄く、理解されないと思います。私自身もこの制度について、県の担当課と広域連合の職員の方による研修会に2回参加して、やっと理解が進んだという状況です。もっと積極的な周知方法を考えておられますか。

次に、3月議会に上程された後期高齢者医療制度の条例によると、延滞料や罰金規定など厳しい内容になっていますが、延滞の可能性のある年金から天引きされない普通徴収の対象者はどれくらいおられ、また市では収納率をどの程度見込んでいらっしゃいますか。

また、資格証明書の発行は広域連合が判断しますが、広域連合は市民の暮らしに密着しているわけではありませんから、その判断に対してや罰金の対象になった高齢者やその家族が異議や苦情を申し立てることのできる制度はお考えでしょうか。

次に、70歳から74歳までの前期高齢者について、来年4月から医療機関での支払いが、これまで1割だった方が2割に引き上げられます。本来、今年4月からの開始予定でしたが、法改正が頻繁に行われたため混乱が生じ、該当する市民の手元には既に2割負担の保険証が渡っています。これからまた来年まで1割になるという案内を送付され、来年はまた2割負担の案内をしなくてはなりません。このような状況下では、病院窓口などにおいて混乱が予想されま

す。医師会や老人会などと連携して、後期高齢者の医療制度とあわせて出前講座などを考えておられますか。

後期高齢者医療制度では、75歳以上の高齢者が病院にかかる人が多いほど保険料が値上がりする仕組みになっています。75歳以上の高齢者の負担と市民の負担を少しでも軽減するためには、皆さんの健康や身体機能を維持して保険料の減額を図るための措置を講じていかなければなりません。特定健診の実施もその一つとは思いますが、太宰府市独自の取り組みを何か考えておられますか。

2項目めに、やはり4月から始まる森林環境税について、市の考え方をお伺いします。

この税についても、市民に余り周知が進んでいません。また、市町村においても、その進め方に大きな差があるように思います。これは福岡県が市県民税に年間500円を上乗せして財源を確保し、民有地を対象に荒廃した杉、ヒノキの林を再生するという事業です。事業の目的は素晴らしいと思いますが、多くのことを市町村が担当しなければなりません。また、協力した森林の所有者は、自分の土地でありながら、20年間その森林に手を入れてはならないという協定内容になっています。

太宰府市では来年度の予算に50万円計上されておりました。各自治体の杉、ヒノキの林の面積や、これまでの森林計画などによっても違うでしょうが、宗像市では3,000万円の予算を計上する予定だそうです。

これから市の取り組みについてお伺いしますが、福岡県全体では、対象となる森林の面積を2万9,000haとしています。太宰府市では対象となる面積を把握されていますか。

次に、山林は近隣自治体にまたがっている場合があります。太宰府市だけで森林計画を立てるよりも、同じ森林を共有する自治体との連携が求められると思います。どのようにお考えでしょうか。

以上、回答は項目ごとにお願ひします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 後期高齢者医療制度に関する質問について、項目ごとにお答えいたします。

まず、75歳以上の方で単身で生活されている市民は、平成17年10月に実施された国勢調査によりますと、男性178人、女性634人で、合計812人となっております。この方々のうち、何人が基礎年金だけで生活されているかは把握できておりません。

次に、この制度の積極的な周知方法についてでございますが、2月に個別にパンフレットを郵送させていただいたところでございます。言葉の意味や内容がわかりにくい等のご意見を多数いただきました。郵送したパンフレットは広域連合の作成したものを使用しておりますが、これからの市の広報や文書の表現については、わかりやすい表現をよく吟味しながらお伝えしてまいります。また、昨日のニュースでも紹介されておりましたが、3月10日から電話での問い合わせ窓口として、広域連合のコールセンターが設置をされ、保険料などの問い合わせ等の

個別の相談に対応いたします。さらに、中旬以降は、テレビや新聞、ラジオ等を利用した政府公報が予定をされております。

次に、年金から天引きされない普通徴収の対象の方は、4月時点では約2,000人。

また、保険料の収納率につきましては、95%を見込んでおります。

次に、資格証明書発行等の判断に異議や苦情を申し立てる制度につきましては、まずは身近な市役所窓口でよくお話をお伺いしながら、広域連合と慎重に協議をさせていただきます。

なお、不服申し立て審査は、福岡県に審査会が設立されるようになっております。

次に、70歳以上の前期高齢者の窓口負担についてお答えいたします。

70歳以上74歳までの前期高齢者の窓口負担は、平成20年4月から1割負担が2割負担に変更される予定でしたが、その後特例措置により、平成20年度においては1割負担が継続されるようになりましたので、1月の市政日より、広報でお知らせをいたしました。さらに今月、対象者の方にお知らせの文書とともに、新しい高齢受給者証をお送りいたします。

また、医療機関への周知につきましては、筑紫医師会にお知らせの文書を配布していただくようお願いをしており、3月中旬には筑紫地区の各医療機関にお届けできると聞いております。

出前講座につきましては、既存のメニューの中でご要望に対応してまいります。

75歳以上の高齢者の方々の健康や身体機能維持の取り組みについてお答えをいたします。

後期高齢者医療広域連合では、健康診断を実施するようにしております。この事業は、生活習慣病の早期発見や重症化予防につなげて、高齢者の健康の維持や生活機能の向上を図るものでございます。

また、太宰府市といたしましても、保健センターや高齢者支援課で、介護予防事業の生活機能維持向上を図る取り組みや生活機能低下の早期発見、早期対応の取り組みなどを行い、高齢者の生活機能向上を通じて、最終的に医療費の抑制及び保険料の削減につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は、この制度に移行するに当たりましてですね、担当課の方が、本当にこれから大変なご苦勞を強いられることになることをお察し申し上げます。しかし、市民の立場から申し上げますと、年間の所得が500万円程度で、保険料は上限額の50万円になりまして、月々年金から引き落とされる額が4万円以上となってまいります。私自身に置きかえましてもですね、いきなり4万円が給料から自動的に引き落とされるということになりますと、生活に大きな影響が出てきます。これまで徐々に医療費や保険料などが増額されてきておりまして、高齢者の生活は年を重ねるごとに苦しくなっています。後で申し上げますが、この保険診療の上限が予定されているこの制度を継続いたしますと、私は年収が低い方が生活保護の申請をされるケースが増えるのではということ懸念いたしております。その場合、当然なが

ら市の負担になるわけなんですけれども、市では、例えばですね、一定所得以下とか、一定の条件のもとにですね、こういった、あるいは借家に住まわれているとか、そういった一定条件を設けた自治体独自の救済制度などお考えになる、検討される予定はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市独自の保険料の軽減等についてでございますが、福岡県の広域連合に対しまして太宰府市としては負担をしております。そういうことから、市独自のそういった保険料についての軽減については考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は広域連合の方に確認をしたんですけれども、各自治体でこういった減免とか救済制度を設けることは、法律には抵触はしないだろうという判断をいただきました。先ほど申し上げましたようにですね、基礎年金75万円とか、もう生活保護ぎりぎりのところで生活されている方は、毎月1,000円、2,000円という単位が非常に大きな生活に影響を与えるわけなんですけれども、もし、先ほど申し上げましたように、生活保護が増えればですね、広域連合には保険料が入らないわけですし、また生活保護費というのは市の負担になるわけなんですけれども、万が一ですね、そのような傾向が出てくるようであればですね、例えばすぐそういう制度を設けるような、私はそういったことを準備しておくことも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この高齢者医療制度、大変制度的にも難しいし、改めて保険料も、所得割、均等割をいただくというようなことで、高齢者にとりましては大変な負担にもなるかと考えております。申されますように、生活が苦しいので保険料が払えない、だから生活保護の申請が増えるのではないか、その検討はどうかということでございますが、今のところ想定はいたしておりませんが、議員が申されますようなことも、ひょっとしたらあり得るかもしれませんので、検討しておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。よろしくお願いします。

次に、制度についてなんですけれども、高齢者の生活の実態というのは、高齢者支援課が今現在担当されておりますし、後期高齢者医療制度の制度を担当するのは国保年金課になります。実際に徴収を行う、普通徴収の場合はですね、徴収を行うのは納税課が行うようになってきます。この間、環境厚生常任委員会を傍聴しましたら、現役世代と同じ基準に従って督促なども行っていくというご回答だったんですけれども、市からの督促に応じないというふうに納税課の方で例えば判断する以前にですね、まずその方ご自身が制度を理解してあるのか、また介護の状態ですとか生活の様子、あるいは障害を含めた健康状態、こういったものもきちんと把握しておかなければですね、人権問題に発展するような場合も想定できるのではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、苦情や異議の申し立ても含めましてですね、高齢者に関する各課、それから納税課、税務課も関係してくるかもしれませんが、連携して、高齢者に関する医療制度について、きちんと対応できる窓口、一本化した窓口や制度がですね、私は必要じゃないかと思うんですけども、検討することはできますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 窓口一本化のご提案でございますが、市民サービス、特に高齢者の皆様を初めとしまして、市民サービスの向上という観点からもですね、効率化ということも含めまして、市長がたびたび申しておりますように、市役所はサービス産業であるということでございます。それで、現在関係課が集まりまして、内部で今協議をいたしております。いつからするのかということにつきましては、いましばらく猶予をいただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この窓口一本化とか説明の仕方というのがですね、やはり収納率にも大きく影響してくると思います。先ほど、市の予想では、大体収納率95%という話だったんですが、私が広域連合の研修会に行つて確認をいたしましたらですね、広域連合では98.5%の収納率を見込んでいるということをおっしゃっておられるわけです。既に自治体と広域連合の間で3%以上の差が出てきているんですけども、市長にもちょっとお伺いしたいんですけど、私は市からこの制度について、対象となる方すべてに、この広域連合のつくったパンフレット、これが配布された後にですね、75歳以上の方を対象に、20名の方に実際にお伺いをいたしました。そういたしましたら、半数の方は、保険料が発生することはご理解されてはいたしましたが、半数の方は、そのこと自体も全く把握をされておられませんでした。保険料が発生する方に対してもですね、大体所得が幾らぐらいなのかということをお伺いして、概算で大体これぐらいの保険料になるんじゃないんですかというようなお話をいたしますと、本当に驚かれていたんですね。また、この制度によりますとですね、例えば夫が後期高齢者で、妻が前期高齢者になる場合はですね、妻、今まで保険料の支払いが必要なかった扶養家族だった妻もですね、今回新たに国民健康保険に入って、保険料の支払いが発生するわけですよ。そういったことをまだご理解されてない、ちょうど間にある世代とかですね、あるいは保険の種類、社会保険なのか何なのかといった、そういったことによっても、やはりまだ理解が進んでない状況があります。実際に広域連合等に確認して、4月と7月に保険額が決定した通知を、これは出されるというふうにお伺いしているんですけども、私は、実際にその保険額が決まった通知が、いきなり手元に来られるとですね、やはり多くの市民は物すごく戸惑われると思うんです。いきなり、今まで保険料の発生がなかった方も、国民健康保険払わなきゃいけなくなったりするわけですから。そのときに、窓口の方が私は非常に混乱するのではないかなというふうに懸念しています。同時にですね、今回国民健康保険税も太宰府市の場合値上がりをしますし、現役世代からの問い合わせというのが、やっぱり国保年金課には非常に集中してくると思

うんですね。そういったこともありまして、さっき申し上げましたように、この制度自体を全く理解されてなくて、それで延滞をしてしまったという、そういった方も当然私は発生をしてくると思います。で、今検討されるとおっしゃったんですけども、相談内容がですね、今の制度のまんまではですね、徴収に関する事なのか、制度に関する事なのか、生活ができないという悩みに関する事なのか、こういったことに関して、それぞれ窓口が分かれてしまうわけです。ですから、保険料の決定通知をされるときにですね、やはり一本化した窓口の連絡先、この制度については、あるいは徴収のことについて、すべてのことについてこの窓口相談をされれば回答が得られますよというようなことを、あわせて通知の中に入れておくべきではないかというふうに考えているんですけども、市長はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この後期高齢者医療制度につきましては、今部長の方からお話を申し上げておりますように、医療制度の改革に伴いますところの健康保険法等の一部改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことによりまして、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者の医療制度が平成20年4月1日から開始されるというふうなことでございます。今日まで、医療そのものが高騰というようなものがあります。やはり、それだけ医療費がかかれば、税そのもの等も高くなるというふうなことがございます。これは当然であろうというふうに思っております。したがって、いかに医療費を抑えていくか、あるいは地域によっては高齢率が高い市町村もあるわけです。それを押しなべて福岡県下で連合して一部事務組合をつくり、福岡県の方が主体となってこういった医療制度を保険者として発足するわけでございます。そういった中において、市町村も、今まで国保に加入されてあった方々がそこに移行される、75歳以上の方々については、ただ、保険税が出てくるわけでございます。今、98%の収納率、本市においては95%の収納率というふうなことでございますけれども、いずれにしても、保険税を負担金の形で県の方に納める必要があると、そういった状況になります。そこで、減免制度であるとかいろんな問題が出てくるでしょう。あるいは今まで国保に被扶養者として入っていらっしゃった方々が独立して、今まで所得割あるいは保険税そのものが、均等割はかかりますけれども、所得割が加味されてなかった部分が加味されるようになるというふうな新たな部分も出てくることも事実でございます。しかしながら、それを越えた中において、相互扶助というふうな形の中での新たな制度でありますので、初めのときはどの制度もそうなんです、戸惑いというようなもの、あるいはわからないから心配というふうなこともあろうかと思えます。

市といたしましても、このこと等については、制度が変わっておりますから、窓口を一元化して、どことこの、それぞれの担当に行って聞くのではなくて、私は施政方針の中においても、あるいは庁議の中でも指示をしておりますのは、この寡婦問題あるいは助成問題、いろんな問題、生活保護の問題でございます。あるいはお金を借りて、そして返すことができないというふうな、そういったいろいろな市民の中においては相談等もございます。それ等も一元化し



て、やはりきちっとした生活が立っていけるような、あるいは場合によっては就職のあつせんも、あるいは橋渡しをすとか、その人の立場になって可能な限り行っていくような、そういった県の領域、市の領域はあるかもしれませんが、市でできる範囲内の中において、そういった総合的な窓口は、私は必要であるというふうに思っております。したがって、その資格あるいは収納、徴収というふうな、そういった分散型のそれぞれの相談ではなくて、後期高齢者医療制度はどうあるべきか、その人にとって減免、支払いができないとき、1年間支払いが滞ったときの医療証の返還の問題であるとか、いろんなこの問題等についてはございます。そういった問題を個々のケースによって、その目線でやはり相談に応ずるということについては、私は大事だというふうに思っておりますので、今部長も一部申し上げておりますけれども、総合的な、単独的な縦割り行政じゃなくて、横割りで、市民の目線に立ったところでの相談の窓口を、私は早期に設けたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、やはりこの制度はですね、今年4月から始まって、10月にまたさらに若干変更があり、また来年度以降段階的に変更が行われ、2年後にはまた保険料の見直しが発生するといった形で、長期的に制度が変わっていきますので、やはり一本化した窓口でですね、制度をきちんと把握した職員の方が、その納税に関しても、あるいはその制度に関しても、あるいは生活の問題に関してもですね、特に高齢者が対象になりますので、丁寧に説明をしていただけるような制度をつくっていただけるように要望しておきます。

次にですね、現在太宰府市におられる、この間、環境厚生常任委員会でおっしゃっておられました331名のですね、障害を持たれた方、この方々ですね、65歳以上で75歳未満ということの対象なんですけれども、この方たちは、この間の説明でもあったようにですね、後期高齢者医療制度に入るのか、あるいは現在の制度でいいのか、これを選択することができるようになるわけなんです。この間のご返答によりますとですね、やはりおおむね入った方が有利だろうと、だから入らなかった方に関して個別に対応をしていきますというようなご回答をいただいていたんですけれども、私がやはり心配をしておりますのはですね、特に知的あるいは精神的な障害を持たれた方に対してですね、ご本人ではなくてご家族ですとか、あるいは一緒に生活をされている方とか、その周囲の方への説明、こういったのも事前にですね、行っておかないと、やはり本人に対しての人権問題等にもなる可能性があります。申し上げましたように、制度自体が非常に複雑で難しいので、やはりなかなかそういった障害を持たれた方に理解をしていただくのは困難だと思うんですが、そういった説明についてはどのように対応されますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 現在、未加入の申込者数は21名です。これは個別に説明をいたしまして、確認をいたした数でございます。

また、加入と脱退につきましては、随時受け付けをするということでございます。知的あるいは精神障害者の該当者についてはですね、加入、脱退は随時受け付けるということでございますので、そういった方々、家族への説明についてはどうかということでございますが、窓口へ来られましたら丁寧に説明をしてみたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） できるだけ本当は前もってそういった説明は家族に、やはり家族が負担される部分も多いと思いますから、自分みずから出かけて行って、できれば行っていただけるぐらいの姿勢は、私は欲しいなというふうに思っています。

その説明なんですけれども、医師会とか、あるいは老人会とかも、毎月いろんなところであっているわけですけれども、出前講座を利用しませんかとかですね、そういった、民生委員さんに対しての説明会は行われたみたいなんですけど、そういった姿勢を私は非常に強く求めます。例えばですね、被用者保険の被扶養者とかというふうな言葉をよく使われているんですけども、私たちが見ても、被用者保険の被扶養者と言われても、何だかわからないんですね。私民間の保険会社の方に聞きましたら、民間では今一切こういった言葉は使われてないそうです。ですから、市独自で何かそういったパンフレット等つくられるときも、できるだけ易しい言葉でですね、ただ、この間の環境厚生常任委員会でも言われてましたけども、どうしても政治用語というのが多く意味を含まれてしまうケースが多いということは理解してはいますが、それでもやはり民間企業のパンフレット等もごらんになってですね、ぜひ参考にしながら、わかりやすい言葉で説明をしていただきたいと思います。

私は福岡県の保険料が何でこんなに高くなって、全国で一番高いんですけども、広域連合にこれも確認をいたしました。健康面での特徴におきましては、脳疾患の患者が全国平均の1.5倍あるということで、入院医療費が高いということがその理由だというふうに広域連合の方からの回答を得ました。じゃあ、太宰府市内では一体どうなんでしょうか。福岡県内では脳疾患が多いかもしれませんが、太宰府市内は一体どうなのか。ですから、先ほどおっしゃいましたように、医療費の削減等行うためにはですね、やっぱり各自治体ごとの疾病は一体どういった種類が多いのか、その疾病率がどれぐらいあるのか、その自治体単独の中で調べて、そしてそれに合った予防策、そういったことも行っていかなければならないと思います。

先ほどおっしゃいましたけども、特定健診、これはもう74歳以下しか義務づけられてなくて、75歳以上は義務づけではないですよ。ですから、できればやはり75歳以上の方もですね、そういった特定健診の案内等も、お金の問題もあるかもしれませんが、されて、太宰府市単独でやはり取り組んでいただくような姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者に対する健康づくり、どういう取り組みがあるかといいますと、平成19年度におきましては、健康とか栄養とか口腔とかの、口腔でしょうか、相談と筋力

アップ教室をそれぞれ月1回、自分の身体能力を知る学習会を年3回開催をしております。平成20年度につきましては、筋力アップ教室を2つに分けて、無理なく楽しく体を動かす教室と、ストレッチなどを取り入れました教室などを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういった筋力トレーニングなんかも非常に大切ですけども、先ほど申し上げましたように、やはり太宰府市は太宰府市の中でどういう疾病が多いのか、こういったことは医師会の方と連携をすればですね、そんなに難しいことではないと思います。太宰府市の特色にあった形での対応をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げましたけれども、これから厚生労働省では、この後期高齢者医療制度の中に保険診療の上限を設定する予定になっています。つまり、この病気の治療は何円までしか保険で面倒見ないという制度ですから、患者の立場ではですね、毎月保険で受けることができる診療や、あるいは病院に行く回数に限りが出てくることになります。内容によっては、高齢者だけではなく、診療を行っている医療機関にも大きな影響が予想されています。したがって、日本医師会におきましても、この後期高齢者医療制度については、はっきりと反対の意思を示していらっしゃいます。しかし、法律が変わらない限り、自治体におきましてはそれに対応していくしかありません。したがって、担当課におかれましてはですね、できるだけ早く情報を収集して、高齢者ですとか、あるいは医療機関などへ速やかに周知を行える体制づくり、そして先ほどおっしゃっていただきましたけれども、相談された方が戸惑うことなく一つの窓口できちんと相談ができる、そして苦情やいろんな異議などを申し立てることができるような制度を早期に立ち上げていただきますようお願いして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、回答をお願いいたします。

建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） それでは、ご質問の本市の取り組みについてと近隣自治体との連携について、あわせてご回答申し上げます。

福岡県におきましては、福岡県森林環境税条例に基づき、平成20年4月1日から森林環境税が導入されます。これは近年の林業の不振により手入れが行き届かない森林が増加しております。このまま放置いたしますと、森林の有する公益的機能が低下いたし、県民生活に影響を及ぼすおそれがあることから、早急に荒廃した森林を再生し、森林を次世代へ良好な状態で引き継ぎ、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育てる機運の向上を図るために創設されるものでございます。

この税の周知につきましては、福岡県により昨年1月から、県広報、テレビ、ラジオ、チラシ、交通広告等の手段がとられておりまして、市といたしましても、本年の1月号の広報紙の掲載、3月には、3月初めに隣組へのチラシ配布等を行っているところでございます。

本市の山林の面積でございますが、公簿面積で約585haでございます。その約4分の1に当た

る146haが荒廃していると推定しております。これは県の割合から、大ざっぱでございますけれども、算出した面積でございます。

そこで、平成20年度から3年間で荒廃森林調査を行う予定でございます。その後、調査結果をもとにいたしまして、荒廃森林の整備、また造成を行っていく計画でございます。

また、森林が自治体間、ご質問の自治体間にまたがる場合の関連自治体との連携についてでございますが、この再生事業は自治体の判断によって行うものでございます。自治体の事情により優先度も異なると思いますが、調査結果次第では、連携の効果等も含めて事業の決定を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この森林環境税も、年間500円とは言いながら、市県民税から引き落とされていくわけなんですけど、県でも随時この成果については発表されていくと思いますけれども、太宰府市でもですね、やはり市民に明らかにしておく必要があると思います。県の予算はですね、来年度が10億円で、平成21年度からは13億円を見込んであるそうですけれども、来年度太宰府市はこの荒廃林整備のために50万円の予算を組んでいらっしゃる。今後本格的な、先ほどおっしゃいました調査に入っていくわけなんですけれども、これは民有地が対象になっていますから、実際にですね、協力いただける市民、その森林所有者がどれくらいおられるのか、そういった森林所有者の意向確認というのは、市では最初に行われるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 行ってまいりたいというふうに思っております。自治体のやらなければいけない事業ですね、それと県、それから森林所有者、そういう意向を伺うとか。で、事業自体を森林組合、広域的な森林組合に委託してやっていこうということでございますので、当然個々の所有者、それから区有林とかございますですね、そういうところも調査をして、ある程度将来縛りがかかる可能性がございますから、そういうところもお聞きして進めていくという考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 太宰府市には森林組合はないですね。ですから、近隣の森林組合にそういう委託をされるということなのかということと。

それから、この計画を進めていこうとする場合はですね、森林台帳というのは、これは県が所有していると思うんですけども、そのほかに県から具体的な協力というのは何か得られるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、本市にそういう組合がないということでございますので、広域的な森林組合ということで、筑紫野市に支所があるんでございましょうか。それと、那珂川にそういう組合がございますので、そこに広域的な部分で委託、依頼をするという考えでござ

います。

それから、森林台帳でございますけども、これは特段、今のところ特段ございませんけども、いわゆる航空写真等、その大体山というのがわかりますから、それから名寄せ等で大体森林、そういうデータを出せば、面積とか所有者とかわかるというふうに思っております。ただ、県からどういう内容でというのは、今のところまだ詳しくは来ていないところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 先ほどから申し上げますように、この森林環境税、民有地が対象になるわけなんですけども、先進自治体の方にちょっとお伺いしてみますと、特に森林の場合ですね、民有地と公有地の境界線が非常に難しいということを聞いています。太宰府市では、この境界未確定地というのは一体あるんでしょうか。あるとしたら、一体どれぐらいあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 太宰府市は、随分以前に国勢調査というのをやって、それで大体公簿面積とか、今の字図等が存在します。しかしながら、現場現場では境界のあいまいなところ、当時、相当以前にやっておりますから、境界未定の部分がございます。山林を考えますと、そういう部分が出てくる可能性はあると思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういたしますと、やはり所有者との間にですね、いろいろ問題が起きてくる可能性もあると思いますけども、これは所有者が協力をしていただけるということでしたら、やはりきちんと境界線を出して、森林計画を立てて、実際にその伐採等行っていかなければなりませんので、進めていっていただきたいと思いますけど。

最後に、要望しておきたいんですが、太宰府市はですね、緑と歴史を標榜した町になってまして、もしご協力いただける森林所有者がいらっしゃって、そして実際に森林計画に入ったときにはですね、ぜひもみじですとか、あるいは紅葉、そういった景観もですね、考慮した内容を組み込んでいただくこと。そして、この税はですね、植林とか、あるいは里山の理解を進めようとするボランティアとかNPO法人に関しても活動の補助金が出るということになっていきますので、ぜひ市民の方に広く周知をいたしまして、官民一体で市内の里山を再生していただくように要望いたしますので、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1項目めは、施設使用料についてです。

昨年、市長の公約どおり施設使用料減免が復活しました。市民にとってみれば非常にありがたい、活動しやすくなったとの声がいろんなところで聞かれ、施設使用料に関しては問題がないと思っていました。しかし、昨年市民の方から相談がありました。その内容とは、高校生は施設を借りる際、未成年なのになぜ大人料金なんですかと言われました。正直なところ、私自身初めて聞いたことでしたし、今まで気にもしたことがなかったため、高校生が大人料金だとは思いませんでした。今までは高校生たちも知らなかったため、子供料金で申し込みをして使用していたらしいのですが、あるとき管理人から、高校生は大人料金だとひどく注意をされて、それからは大人料金で借りることになったそうです。この高校生たちは、通っている高校は違うけど、限られたお小遣いの中からみんなで少しずつ出し合い道具をそろえ、純粋にスポーツを楽しんでいる高校生たちです。大人料金で借りるようになってからは、料金の関係上、活動回数も減ってきているそうです。今後、やる気はあるのに使用料の値段が高いため、文化活動、音楽活動、スポーツ活動などの活動をあきらめる高校生たちも出てくるかもしれません。なぜ高校生が使用する際大人料金なのか、子供料金で使用できないか、お尋ねいたします。

2項目めは、安全・安心な通学路についてです。

市長は施政方針で通学路の安全確保を言っています。側溝整備について、現在本市内においても側溝がきちんと整備されていない箇所が多々あります。その整備されていない箇所が通学路に多数あるから大変です。当然雨の日など、坂道がある団地では上から下へ流れ込んできます。その危険性を知らない子供たちは、傘で遊んだり、側溝に入ったりして遊ぶのをよく見かけます。当然見かけたら注意はしますが、余りにも整備が行き届いていない箇所が多く、一部の子供にしか目が行き届かないのが現状です。来月になると入学式が行われ、かわいい姿の1年生たちが通うこととなります。在学生の中にも、学校の通学中に側溝に落ち、けがをしたという子供の話を耳にしたこともあります。梅雨どき、大人の目が行き届いてないところで事故が起きないとも限りません。両サイドの側溝を整備するだけで車の離合はスムーズにいき、子供たちも安心して通学することができるはずですが、この側溝整備は、子供たちだけではなく高齢者の安全にもかかわり、夜間の地域活動も安心して従事できることでしょう。

今後は、どういった側溝整備の計画をお持ちなのかお伺いたします。

次に、安全確保についてですが、高雄中央通りが拡張され、今月中にも二、三カ所を除きほぼ完成を迎えようとしています。地元住民30年の念願がかなったとの声を耳にします。しかし、一部の保護者の間では、道路が広くなるとスピードを出す車が増え、心配だと言われる人もいます。高雄中央通りというのは県内でも余り見かけることのない通りで、ご存じでしょうが、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園が立ち並ぶ通りです。朝これだけの生徒や園生が一斉に登校、登園してきます。それに通勤者が加わり、とても大変な事態です。今まで事故もあり、12月は2件も起こりました。子供たちからも事故があつて怖いという意見や、朝車で送るといふ保護者が増えました。今後、この子供たちの安全確保についてどうお考えなのかお伺

いたします。

なお、答弁は項目ごとをお願いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 施設使用料について、高校生の公共施設使用料金についてご回答申し上げます。

本市の公共施設使用料金の基本的な考え方といたしましては、義務教育を基準といたしまして、小・中学校の料金と高校生以上を対象とした料金区分で使用料等を負担していただいております。

なお、市民プールやいきいき情報センターのトレーニングセンターあるいは文化ふれあい館の観覧料につきましては、大人料金とは別に高校生料金を設定をいたしております。また、体育協会等に加え、登録されておれば、一部減免の適用を受けることなどの対応をいたしております。

なお、ご要望の内容につきましては、利用者でありますとか、そういった実態、あるいは近隣市町村の対応状況などを十分に調査しながら検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと詳細な部分がありましたら、2問目、3問目、担当部長あわせて答えていきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 大学生やですね、社会人なら、アルバイトや働いたりしていますので、大人料金でもそんなに高いとは感じてないはずなんですけど、やっぱり高校生は時間的にも余裕がなくですね、お小遣いで活動するのが精いっぱいです。子供たちに聞きました。そうしたら、10人メンバーがいて、1人2,000円会費でやっているそうなんです。で、子供料金と大人料金を比べたときにですね、例えば北谷運動公園野球場、照明つきで2時間使用したとしますね、子供だと1,600円ですね、2時間照明つきですね。大人料金だったら、その5倍の8,000円です。かなりのやっぱり差があると思うんですよ。公共の乗り物でもですね、学生割引というのがありますね。そういうので、学生割引の制度でもつくっていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご要望は非常に理解はいたしますけども、先ほど市長が申しましたように、基準として、いわゆる義務教育を受けている小・中学生と、あとは高校生以上というふうに一般扱いをしておりますけども、これに関しましてはですね、先ほど市長の方も報告しましたように、個人で使われる場合については、そういう高校生とかの料金は別にいたしております。先ほど事例を紹介されましたけども、確かに夜間照明を使うとなると、少しの料金がかかりますけども、やはりそれが10人、20人という団体で使うと、1年間ずっと使うわけじゃなくて、やはり年間のうち何回ということもありましようから、できますれば今の料金でひとつご

理解をいただきたいというのが1つと。

実際に高校生が年間どのくらい使用しているのか、そういう実態も、詳細はまだ把握しておりませんので、こういう状況も含めながら、一つの検討課題として、さらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 先ほど市長は、体育協会に加盟すれば減免措置もあるからいいと言われたんですけど、体育協会の役員されてある議員さんいますので聞いてみたら、無理だと、入れないと、加盟はできないと言われたからですね、ですから新たな料金表を設定して学生割引、そんなに子供料金までは言わないですけど、例えば体育協会の料金だと、普通の料金の半額ぐらいでいいわけですね。ですから、そういったことで、例えばその料金表を見てわかるように、一般で、例えば高校生が、これは野球、今野球のこと言ったんですが、テニスを友達同士でしようとしたときに、やっぱり値段がネックになって、やっぱり値段が高いのもうやめてしまおうと。今後何か、やっぱり将来性のある高校生たちがですね、気軽に活動できる場を提供するのが、やっぱり行政の役目だと思うんですけども、できれば検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか、市長。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま教育部長の方から、学生が高校生がどれくらい施設を利用されておられるのかと、そういった状況、あるいは各市町村の状況等も加味しながらこれは検討し、その実態をつかんだ中で判断していくんだというようなこと。もちろん、長谷川議員がご指摘のように、やはり青少年の育成というような部分もあります。あるいは次世代を担うやはり高校生等についても重要なものだというふうに思います。非行防止等々の面からも、あらゆる総合的な判断から、どうした方がいいのかというふうなこと等を判断することになるだろうというふうに思います。基本的には、初めに言いましたように、高校生、義務教育であるかどうかというようなことでやっておると。中学生でも社会に出ている人もおるし、金を稼いでいる人もいるというふうなこと等が一つの基本になっておるというようなこと。しかしながら、実態に合わせた中において、今回答しておりますような方向で検討したいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。さっき、行ったんですが、いきいき情報センターの窓口に行くんですけど、料金表見せてくれと言ったら、これ要望なんですけど、ないと言われるんですね、じゃあどこで見るとですかと言うと、インターネットで見ると、この間言われました。ですから、今後、いきいき情報センター借りる前にですね、こういった料金表があれば利用料金とかも見れますし、借りやすくなると思いますので、そこは要望しておきます。

1項目めは以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。



○市長（井上保廣） 2項目めのご質問にご回答を申し上げます。

安心・安全な通学路の問題でございます。

これまでは側溝工事は市営土木で対応しておりましたけれども、今後におきましては、現在施工しております地域再生計画事業に追加をいたしまして、今のご指摘、お尋ねの点については進めていこうというふうに思っております。

高雄中央通り線等はおおむね完成を迎えようとしておりますけれども、道路通行の安全が大変重要だと考えております。この高雄中央通り線につきましては、高雄区の中心的な生活道路でございます、通学路でもございます。周辺には数多くの学校もありますために、通学者の安全確保につきましては対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今、市長の答弁にございましたように、地域再生計画で、今回平成20年度から高雄区、それから梅ヶ丘区の一部でございますけれども、実施しようと今計画いたしておるところでございます。今その計画を内閣府の方へ変更申請を行っておるところでございます。

整備の概要は、ふたのない道路側溝にふたをかけ、道路の有効幅員を広くし、歩行者などが安全に通行できることを目標といたしております。

また、市内には同様な箇所がまだまだございます。この事業でできない区域については市営土木で、少しでもございますけれども、対応していきたいと考えておるところでございます。

それから、高雄中央通り線は、質問の中にありましたように、おおむね完成を迎えようとしております。そこで、安全についてでございますが、基本的には自動車、自転車、歩行者等通行者のマナーによるところが大きいと考えております。あわせて、交通規制による安全確保も必要かと思えます。そこで、高雄中央通り線と家の前今王線の交差点に信号設置要望、これは以前申し上げましたけど、要望いたしておるところでございます。

なお、今後速度規制、それから路面表示、徐行、それから通学路等の表示を含めて、公安委員会の方と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 側溝整備のことにに関して、ちょっと僕が見かけたというか体験したことをちょっと述べさせていただきます。

子供たちというのはですね、私たち大人が時として考えもしないような行動を起こします。それはですね、昨年、ちょうど小雨だったんですけど、私が歩いていますと、ランドセルが道路に置いてありましたというか、投げられてあったんです。ちょっとどうしたのかなと思って近寄るとですね、側溝の中にですね、子供が寝ているんです、こういうふうに。ちょっとびっくりしましたけど。なんばしよっとかと、こう引きずり出して、理由を聞いたら、自分の体で上

から来る水をとめているんだと僕に説明するわけです。これ本当笑い話で済んだから、たまたま見かけたからよかったんですね。そのとき梅雨どきで、そんなに雨も降ってなかった時期だったんでよかったんですけど。また、1週間もしないうちに、この子2回目、また同じことして、そのとき嚴重に注意しましたけどね。やっぱり、先ほども申しましたけど、子供たちは本当に僕らが考えもないような行動を起こしますので。たまたまそれ、私が通りかかってですね、見かけて注意したからよかったものの、もし見かけなくて、突如大雨が降ってですね、その水によって死亡事故になったりする可能性もありますので、側溝整備にかけてはなるべく早急に対応していただきたいと思います。

高雄地区にもまほろば号が、昨日からですね、運行するような、決定ではないんでしょうけど、答弁が何回もありましたけど、やっぱり運行する前に、きちんとやっぱり側溝整備をしていただいてですね、運行し始めてからでは、やっぱり大変だと思いますので、そこは早急に本当にお願ひしたいと思います。側溝整備に関しては早急にやっぱり整備されることを強く要望して、この件は終わります。

次の通学路の安全確保なんですけど、先ほど建設経済部長おっしゃられましたけど、信号設置を要望していくというふうに言われましたね。高雄中央通り線と家の前今王線の交差点です。何かある一部でのうわさでは、信号がもう平成20年度中につくといううわさが流れているんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 私もその情報が入りましたことから、一番近い筑紫野警察署の方に確認をいたしたところでございますが、まだおりてきてないということでございました。ひょっとすると、それが後県からおりてくる前だったかもしれませんけど、私が確認した段階ではそういうことでございました。ご了解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。その交差点も危険なんですけど、実はその家の前今王線の先ですね、高雄台の登り口から高雄中央公園にかけてですね、通学路にもかかわらず横断歩道が全然ないんです。で、その横断歩道がないもんですから、道路を平気で横断する子供たちがたくさんいるんです。その登り口のところに横断歩道があれば事故防止にもなるとは思いますけど、できれば警察やですね、県の方にも言っていて、早急に解決をお願いしたいと思います。

で、高雄中央通り、あと二カ所ほど拡張されていないですけど、今後拡張される予定はあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 努力はいたしておるんですけども、2カ所ほどまだ地権者の了解が得られなくて、ちょっと絞り込んでいるような状況でございます。これ長年のそれこそ地元要望でございまして、市の方がいろんな事情からちょっと遅れていたということで、佐藤市長の

ときに、平成18、19年度でつくるというようなことをございました。その計画で進んでおりましたが、そういう状況でございますが、鋭意努力して、ご了解いただいて、完成させたいという意向は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、まだ平成20年度中にはというところでもないわけですね。努力をされるということですね。

最後になりますけど、最近やっぱりニュースなどで扱われる事故といえば、必ずですね、子供たちが犠牲になっています。本市においても、このような悲惨な事故が起こらないようですね、安全・安心な通学路づくりを目指していただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目にわたりお尋ねいたします。

通称観世キャンプ場の体験広場、研修棟の整備についてお伺いいたします。

この施設は、昭和47、8年ごろ宅地造成ブームとなり、乱開発を危惧した地域住民と当時の町子ども会育成会連合会を中心に、子供たちが太宰府の歴史と大自然を守りながら、太宰府の史跡地を活用し体験型の研修ができる施設として整備されたと聞き及んでおります。昭和50年代になりますと、利用時期前には、太宰府市の単位子ども会の人々の手作業により草刈り作業など施設点検などを行っていたため、子ども会会員の認知度も非常に高く、夏休み期間中の利用者は大変に多かったようです。利用に当たっては、当時抽せん会を行うほどの人気だったようでございます。また、市民の森の整備の一環として水洗トイレなどが整備されました。しかしながら、時の流れとともに、雨天対策で建てられた研修棟もかなり傷みが激しくなり、また近隣市町にはログハウス、コテージを整備した施設がつくられ、国立・県立青少年自然の家などの研修施設の充実に伴い、利用者が減少しているのが現状でございます。

このような状況の中で、平成12年ごろ、この施設の具体的な整備計画案がありました。この施設を、史跡の活用をすることで文化財を知り、自然を体験する上での必要な施設と位置づけをし、また市民の森の中にあるため、散策者や登山者の一時休憩所や語らいの場、交流の場あ

るいは避難場所として活用し、野外活動などの拠点施設、また多目的な歴史、自然体験施設として整備をする計画案であったと思います。

まさに市長の言われております、まちぐるみ歴史公園や文化財の保存活用計画を実施する上で、この施設は重要な拠点施設であると考えますが、今後この史跡地にある施設をどう活用していくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、この施設を利用した青少年の健全育成に関するリーダー養成また育成など、今後の本市の施策事業計画などについて、あわせてお伺いいたします。

次に、学童保育所の今後の計画についてお伺いいたします。

平成11年9月議会におきましてお尋ねいたしましたところは、学童保育所の所管は福祉部にありました。施設の老朽化や児童の生活環境整備など、入所児童、保護者の強い要望があり、水城小学校、太宰府小学校の学童保育所が建てかえられました。立派な建物ができ、充実した環境の中で、子供たちはもちろんのこと、保護者の方々も大変喜んでおられました。その後、所管が福祉部から教育部へと移り、太宰府南小学校の学校開放に伴い、太宰府南小学校、太宰府西小学校、水城西小学校の3学童保育所が余裕教室を利用することになり、所管の変更により学校と学童保育所の連携もスムーズになり安心できるとの保護者からの感謝の声も聞いております。

しかしながら、佐野土地区画整理事業の完了、通古賀地区区画整理事業や吉松東区画整理事業などに伴い、太宰府西小学校、水城西小学校、水城小学校、国分小学校の児童数も増加することも見込まれますことから、各学童保育所の入所希望者も増えると思われま。

また、社会経済状況の厳しさから共働き家庭も増え、現状の学童保育所の施設ではその対応が厳しいのではないかと考えます。

今後、学童保育所の増設や定員拡大についてと、国分小学校学童保育所の建てかえ、また太宰府東小学校学童保育所の対応、そして児童増加に伴う指導員の配置などについてお尋ねいたします。

ご答弁につきましては項目ごとにお伺いいたします。再質問は自席にて行います。

**○議長（不老光幸議員）** 市長。

**○市長（井上保廣）** それでは、1点目の少年自然キャンプ場の整備事業計画についてご回答申し上げます。

この施設は、史跡地の有効活用の観点から、市民の憩いの広場として開放するとともに、青少年の健全育成活動の場として整備を行いました。各区子ども会活動などを初めといたしまして、多くの市民の皆様方に利用されておる施設でございます。

今後におきましても、私が提唱いたしております、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園の市内回遊の機軸として、また青少年の健全育成の場として、安全にあるいは快適に活用していただくために、利用者の声を聞きながら計画的な整備に努めてまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長の方から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） それでは、私の方から少年自然キャンプ場につきまして。

ご承知のとおり唯一のキャンプ場でございますけれども、これは市民の森と一緒にの中にございまして、年間を通しまして数多くの方々が散策コースとしてもご利用いただいているところでございます。

しかしながら、議員さん、先ほどご指摘いただきましたように、整備をいたしまして既に三十数年を経過をいたしておりまして、特に研修棟を初めといたしまして、建物全体の老朽化が進んでおります。そういうことから、数年前に史跡自然体験広場という事業名で再整備を検討した経過もございます。しかしながら、その当時の市の全体的な施策の優先といたしましうか、そういう関係、あるいは文化庁の関係とも調整などいろいろございましたんで見送りをいたしまして、現在に至っております。

この施設につきましては、今後も安全に、また最大限に有効に活用されますように、将来的な抜本的な改修計画を見据えた様々な問題の整理等も含めながら、今後に向けた研究をしていきたいというふうに思っております。

また、この施設を利用した青少年の育成事業計画につきましては、現在もそうでございますけれども、やはり一番利用の多い子ども会あるいはジュニアリーダー、さらには学校外の活動研究実行委員さんもいらっしゃいます。それから、各種のスポーツ活動の団体等々も通じまして、関係者と密に連絡をとりながら、さらなる活用、充実した取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁をいただきました。市の事情にて、ちょっと整備を先延ばししたということと理解してよろしゅうございますね。

私が思いますのですね、この市民の森の中にあります太宰府の15%を占める史跡地の中です、水城堤防から入りまして、大宰府政庁跡、そして市民の森、これは秋、春の森、そこを通りまして、この史跡地を活用した体験広場があるわけでございます。今、四王寺まで登りまして県民の森につながっております。その中で、今現在、私どもが年に何度となくここを利用させてもらっておりますが、本当に厳しい現状もあります。確かに市の現状もございまいしょうが、私どもはこの将来を担う子供たちはもちろんのこと、この太宰府市民及びまた観光客、そういう方にあの立派な古い悠久の歴史をですね、知ってもらいたい、そういうことで今回質問させていただいております。

その中で2点ほど、質問をしたいと思います。

まず、この研修地の管理棟、研修棟の一般質問を平成12年に佐伯修議員がなさっております。そのときの答弁が、検討しますと、関係機関と検討し取り組んでいきたいというご答弁があります。その後の関係機関との調整、ただいまのご答弁であれば、文化庁が何とかというこ

とでありましたが、その辺の関連機関との調整、その辺はどのようになっておられるのが1点。

それとですね、市長にお尋ねします。この太宰府の歴史をですね、眠らせておくんですか。眠らせて、そのまま保存をするのか、今現在に、将来につないでいって、活用しながら保存されていくのか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、1点目の施設の利用につきましてですが、これにつきましてはですね、個々の利用という面も非常に大事かとは思いますが、市全体として史跡地をどう活用するかというようなことから、2年ほど前だったでしょうか、それに至るまで活用計画を立案いたしまして、それに沿って進めているということが現状でございます。

それから、議員ご指摘のようにですね、いろいろな教育施設を初めとして、道の問題もそうでしょうが、私教育の担当の者としてですね、非常に微力さを感じて、申しわけないと思っておりますし、それから言われることはよくわかりますし、その必要性は非常に認識しております。とは言いながらもですね、やはり相談すべきいろんなものがあるというのも現状でございます。

今、議員がいろいろ指摘されたことはですね、しっかり胸に刻んで、市長部局またいろんな担当課とも十分話し合いしながら進めていきたいと、そう考えております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 文化財の保存、活用でございますけれども、今保存はきちっとした形で行われておる。問題は、今ご指摘された活用の部分でございます。私どもまちづくりの最前線で活動しとる者からいきますと、むしろ活用の方に力点を置いたまちづくりをしていきたい、まちづくりそのものが活用だというふうに思っておりますので、そこに興味があるわけですし、イメージが膨らんでおる、あるいは私の夢を持っておるというようなことも、昨日の施政方針、代表質問の中でもお話を申し上げました。やはり、太宰府市が持っております歴史、文化、今までの長年の皆さん方が市民の皆さん方が連綿と受け継がれてきた自然、風景もでございます。それを後世にやはりきちっとつないでいくというのが私の責任の一つでもあるというふうに思っております。そういった意味におきまして、まるごと博物館あるいはまちぐるみ歴史公園というようなことについては、市内のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくり、御笠川沿いに行きますと、桜の並木を水城堤防までずっと植えていく構想を持っておりますし、あるいは市内を四王寺山から市民の森、今言われましたところを通して、そして政庁跡、あるいは観世音寺、戒壇院もでございます。そして、国分寺周り、そして水城跡、その周辺整備事業についても平成19年、平成20年でバスがとまれるような整備をしておると、あるいはトイレの設置工事、あるいは展望台の工事というふうな形の中で、できることから一步一步やっておるような状況です。同時に、市民の皆さん方がやはり外に出て太宰府を改めて再発見していただくというふうなこと、そして安部議員もおっしゃいま

すけれども、市民の方が外に出ることによって健康になっていただくというふうなことも含めて、総合的なまちづくりといいたしめようかね、1点、史跡地の改善、ハード面だけを行うんじゃないくて、そのことの目的は、いろんな市民の最終局面としては健康の問題もありましようし、あるいは730万人の観光客が回遊する、もっと長く滞在して、あるいは滞留型のやはり行政、通過型の行政からそういった滞留型にいかにか結びつけていくか、それには一つ一つの仕掛けをしていくということが大事なんです。それには今文化庁の理解というふうなものも必要でありますけれども、以前と違いまして私もこういった立場で文化庁ともつき合いがあるわけですから、陳情する中において、保存だけではなくて、活用の分野についてやはりきちとした考え方を持っていらっしやいます。保存活用計画につきましても、本市の保存活用計画も史跡地の活用計画も持っておりますし、それに基づいて着々と今進めておるといふふうなことです。これは一、二年でできるものではないと私は思っております。私の在任期間中、あるいはできなかったことはまた後につないでいながら、鳥瞰図的な全体の構想をきちと練り上げて、そして市民の皆さんと共有して、こういったまちづくりをやっていくんだと、それのもとに4年間についてはここまで、あるいは次の4年間はここまでというふうな形の中で、やがて10年、20年たったときに全体像が見えてくると、ああこれが全体のまちづくりだったんだというふうなことが言えるような、そういったまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま市長の方からご答弁にありました保存をしながら活用をしていく、文化庁も認めたということでもよろしゅうございますかね。じゃあ、それを……。

（市長井上保廣「以前の考え方と変わってきておると」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 以前の考え方と文化庁の方が少し活用していいですよということ。そうなればですよ、今の活用をですね、先ほど私は質問の中で、関連機関との調整はと申したんですが、その答弁が漏れているように思いますが、その後、どことどういう関係で協議を行い、そしてその当時、私が最初に冒頭にお尋ねいたしました計画案は、その流れの中でできてきたのか、独自でどこが作ったのか、その辺をもう一度説明してください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 正式に申し上げますと、平成13年10月ごろの一定の改修計画を提案、集約をいたしております。その当時は社会教育担当の職員、あるいは文化財の担当を含めて協議をしておるようですけども、中身としては大きく3本の柱で整備をしたいというふうな報告書が出ております。1つは、青少年の野外活動の拠点施設にするんだと、2つ目には史跡を利用した市民の学習施設、それから3点目としては市民の森利用者への開放という3つの視点で一つの計画、改修計画を提案をしているようでございます。ただ、この当時、やはり文化庁との調整の中で文化財担当の方としては、県とのすり合わせ、調整の中で、キャンプ場というふうな名称については避けていただきたいというふうな指導をもらっているようです。そういうこ

とから、仮称でございましたけども、太宰府自然体験学習施設というふうな名称でその当時、詰めに入ったようでございます。面積的には約330㎡の建物を建てながら、そこに一つの学習施設でありますとか、管理棟とかを含めた中の絵をかいているようでございますけども、冒頭申し上げましたように、いかんせん当時の政策優先の慣例もございまして、今に至っているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。一応、前向きにご検討なさっていたけれども、諸事情で完成に至らずというところでございますね。でも、そういう中で子ども会育成会連合会、これはリーダー育成とも関連がありますので、あわせてお尋ねをしていきたいと思えます。

子ども会育成会連合会の最初の町子連から今市になりまして市子ども会育成会連合会の役員たちがですね、設立当時の町子連の役員さんからそのまま流れを引き継いだ形で、現在にも至っております。そこには学校外活動の指導員の皆様方の中にこの町子連時代のOBもおります。ですので、この森を守り、この四王寺、この史跡地に子供たちを集わせよう、そこには大人も行こう、そこにみんなで居場所、たまり場、要するに言葉で伝える、この大自然の中でロマンを語りながら、将来の太宰府を担ってくれる子供たちを育成しましょうという、この気持ちだけは皆さん方に伝えておきたいと思えます。

それと同時に、ここで学び育った子ども会の人たちが今恐らくこの市の職員の中にも何人もいるのではないかなと思います。そのような中で、昨年ですね、平成19年に商工会青年部が立ち上げた「まほろば探検隊」というイベントがありまして、市内の小学生にこれを伝えていこうということで、小学4年生を対象に50名ほど募集しましたところ、150名ほどの応募があったようです。やっぱり青少年の育成というのは、時を隔てて、そして10年、20年、その長い年月を経て今このキャンプ場、要するに今の施設で、過去の施設で育った人たちが今こういうふうに企画立案をして次の世代へつないでいこうという若い人たちの思いが本当に昨年は見えました。そういうところを皆さんが補佐をし、そして指導していかれることを願っております。それと同時に、今小学生を対象にしたリーダー研修等々が社会教育課から生涯学習課に移っております。やっぱり寝泊まりをし、そして衣食住をともにすることでリーダーは育っていくのではないかなと思っております。どうぞその辺もご理解の上、リーダーの育成に力を入れられることを本当に要望いたします。

それと同時にですね、私たちもやっぱり大人が手本を見せなきゃいけないんです。そして、この拠点があればこそ、またつながっていくということは間違いないことだと思います。この市民の森、そしてそこに寄りつきやすいようなアクセス、例えば今の覆屋の方から道路を少し整備しまして、政庁跡、市民の森に寄りつきやすいようにし、だれもが近くまで行ける、それから市民の森に入り、そして春、秋と、そしてその史跡地の研修と、それから行けるような、そういう寄りつきやすいような整備も必要になってくるのではないかなと思います。私どもは



子供とともに、将来の太宰府をずうっと担っていってくれる子供たちに、この太宰府のよさを伝えていく義務があると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それと同時にですね、今子供たちがほとんど外で遊ぶ機会もないようで、今社会的現象もですね、いろいろありまして、リーダーの育成というのはどこでも何か著書にも出ているようがございますので、せめて私たちの地元からリーダーシップができるような、本当にわんぱく坊主じゃありませんけれども、本当にそういう子供さんを連れて育てていくように行政の方も生涯学習課を挙げまして研修してもらいたいと思います。

あとは要望でございますが、今後ともどうぞ子供たちに関するいろんな要望が各単位子ども会及びいろんな諸団体から出てくると思います。そのときには耳を傾けていただいて、誠心誠意ですね、予算の面とからいろんな面が出てくると思いますので、ご配慮のほどよろしく願いいたしますして、この項目は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） それでは、2点目の学童保育所の今後の計画について私の方からご答弁申し上げます。

まず、学童保育所の増設計画につきましては、平成20年度に新たに1カ所、水城西学童保育所を計画いたしております。また、ほかの校区でも児童数が急増いたしておりますので、早急に増改築を行いますとともに、一部の学童保育所につきましては、プレハブ建設という状況もございます。そして、既に20年を経過をいたしておりますので、老朽化の問題もございます。これら含めて定員の拡大等々もあわせて今後の年次計画に沿った整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、指導員の配置についてでございますけれども、学童保育所の指導員の数は法的には定めがございません。しかしながら、保育所の保育士の数を参考におおむね児童30人につき1人を配置いたしております。今後も児童の安全と健全育成を図るためにはこうした指導員の確保につきましては今後も必要でございますので、配置につきましても十分配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 私の質問と、平成20年度のですね、この当初予算の説明書の中にですね、水城西小学校の児童数の増加に伴い普通教室を改善し、増設、それから改修という予算が出ておりますが、大体規模はどれぐらいなさるつもりでしょうか。また、その入所希望者あたりはどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在、水城西学童保育所につきましては、定員が80名でございます。今現在、75名ほど入所しておりますけれども、ご承知のとおり周辺が例の通古賀の区画整理等々、あるいは佐野の区画整理が終了したという関係で、いわゆる児童数の増というのが見込まれて

おりますので、そうした想定のもとに今回1クラス分を増築をするという考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ここに上げられているのは水城西学童保育所ですが、水城学童保育所も過去に本当に立派な建物を建てていただいて快適だということなんですが、あれから数年たちますと、いつの間にかやっぱりニーズも変わりましたね、ちょっと定員が大幅に増えまして、手狭になっているという状況ですが、水城学童保育所の対応はどのように今現在なされていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 水城学童保育所につきましては、今現在90名ほどおりますので、2クラスということで対応しております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということはですよ、90名で今の建てかえた水城学童保育所で対応なさっているということですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 水城西小学校につきまして……。

（10番小柳道枝議員「水城小学校」と呼ぶ）

○教育部長（松田幸夫） 水城学童保育所ですね。一応2クラス定員を持っていますが、定員90名で2クラスを持っておりますので、そういうクラスを使っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようにちょっと手狭になりましたので、必要な時間といいますか、学校の校舎の方ですね、使える範囲といいますか、学校と相談してある時間だけ使うとか、そういうことをしながら行っているのが現状です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 子供さんたちに安心して使えるような体制をつくってもらいたいと思いますが、それと同時にですね、あと今余裕教室に入っております小学校、太宰府南小学校と太宰府西小学校ですね。これは今のままの現状で対応できるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 先ほどから私が一番気になっておりますが、国分小学校なんですよ。国分小学校が校庭を挟んで道路を挟み、前に学童保育所が2階建てのプレハブであるんですが、あれが大体もう大分たってきておりますので、児童数の増減にかかわらずですね、何らかの対応策はお考えがあるのか、それと太宰府東小学校のプレハブを使っている学童保育所の対応のお考えをいま一度聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 実は学童保育所も年次計画でずっと設置をしてまいりましたが、今現在、いわゆる開設した当時の施設と申しますのが、国分小学校の昭和57年、それから太宰府東小学校が昭和59年6月に設置、建設をしたということでございます。ご指摘のとおり、確かにもう築何十年たっていますので、この辺におきましては先ほど冒頭申しましたように、年次計画を持って増築あるいは改築をしていきたいという計画を持っております。特に国分小学校につきましては、定員が満杯でございますので、できるだけ早いうちにそういう改修工事をしていきたい、増築をしたいというふうには考えております。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員。

○**10番（小柳道枝議員）** 国分小学校におきましては、昭和57年ということでありまして、どうぞ早急といってもですね、いろいろございますでしょうけれども、子供の安全を考えながら、できるだけ早い時期にですね、ご検討いただきたいと思っております。

それと、指導員の先生方のことなんです、30名に1人ということですが、夏休み、冬休み、長期の休みのときにはまた補佐の方が入るとは思いますが、本当に1人で30名、大変じゃないかなと思うんです。結局、1年生から3年生までのところもあれば、今は5年生、6年生も入所なさっている学校もあると思うんです。その辺の配慮を、もう少しどうかご検討願えないものか、お尋ねします。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 一応、基本的には30名に1人の指導員を配置いたしておりますけども、特に夏休みあたりには若干多くなりますので、そうした場合には状況を見ながら指導員を1名追加、増員するという体制はとっております。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員。

○**10番（小柳道枝議員）** どうぞ指導なさる方もですね、やっぱり大変なご苦労があると思えます。学校の先生と同様ですね、昼間1時、2時ぐらいからずっと5時まで、5時、帰った後の始末まで先生方なさっておられます。その中のやっぱり体力勝負ということもありますけれども、そのようなことで1人30人というのはちょっと厳しいんじゃないかなという気もいたします。教室と違いましてね、もう本当に生活ですから、これは。おやつをつくり、そして子供のね、お世話をし、そして宿題を見たり、そして子供たちと遊んだり、本当に重労働の指導員の方じゃないかと思っておりますので、その辺も十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

そしてまた、関連いたしますけれども、どうぞ太宰府東小学校におきましても、余裕教室が大分あるのではないかなと思っておりますので、その辺も対応を考えていただきますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして2項目質問させていただきます。

1つ目は、妊婦健診についてです。昨日、清水議員の方からも一般質問されておりまして、重複する部分もあるかと思えますけれども、今少子化対策を進めていく上でも大変重要な問題であります。その点を踏まえて、私からも質問をさせていただきます。

福岡県での妊婦健診への公費負担の状況ですが、平成19年度の実態について日本共産党福岡県議会議員団を通じて福岡県下の自治体の状況を調査いたしました。糸田町の3回以外に残りの市町村は2回という実施状況でした。国の方針では、最低限度必要なのは「5回程度」とされておりまして、平成20年度の状況ですが、福岡市で5回の導入を初め、近隣の自治体でも久山町や筑前町でも5回というように、国の方針に倣って回数を増やしている状況です。太宰府市では、平成20年度の予算案では3回という形で提案されていますが、晩産化や様々なストレスの増加により危険因子の多い妊婦も増えていると言われております。貧困と格差が広がり、経済的困難を抱える妊婦も増えています。母子の命と健康を守る上でも、経済的負担を軽減して、また少子化対策を進めていく上でも、妊婦健診の公費負担の拡充には大きな意味があると思っておりますが、太宰府市において公費負担の回数を増やされる考えはないのか、お伺いします。

また、そのためには財政的な裏づけも重要になると思っております。国からの地方交付税が削減されるもとで、通達だけを出して後は知らないというのでは余りにも無責任過ぎるのではないのでしょうか。自治体によってはそれぞれの財政規模も異なります。東京23区においては、23区のうち21区で公費負担による妊婦健診を14回実施することが報道されています。自治体で国に対して財政面において抜本的な対策を求めていく必要があると思っておりますが、太宰府市の考えをお聞かせください。

2項目めは、就学援助についてです。太宰府市の就学援助の申請制度は5月15日までに申請すれば、4月にさかのぼって支給されると聞いております。しかし、近隣自治体では大野城市が6月末までに申請すれば4月にさかのぼって入学準備資金等も支給しているというふうに聞いております。貧困が進み、格差社会の中でこの就学援助の制度そのものが非常に重要視されていると思っておりますが、この申請の期限の緩和策を求めますが、市の見解をお伺いします。

次に、この制度を市民の皆さんにお知らせするという点が徹底されているかということですね。広報でのお知らせなどは取り組まれていると思っておりますが、父母の方が日常を通してこの制度を知って、申請書が目につくようにする必要があるのではないのでしょうか。太宰府市役所のホームページを見ますと、各申請書類をダウンロードできるシステムがありますが、その中に就学援助の申請書は入っておりません。早急に対応していただきたいと思っておりますが、市の見解を求めます。

回答は項目ごとでお願いします。自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 妊婦健診についてご回答申し上げます。

厚生労働省から平成19年1月16日付で出されております「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」の内容は、「近年、高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由によりまして健康診査を受診しない妊婦も見られることなどから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである」としております。そして、「最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容についての考え方を示すとともに、経済的理由等により受診をあきらめる人を生じさせないため、これを基本として5回程度の公費負担を実施することが原則である」としてあります。

子育て支援としてぜひとも充実していくべきものと考えておりますが、新たな健診内容につきましては、従来の内容に超音波検査を加えるもので、1回当たりの額が増加いたしますことから、やむを得ず3回目まで公費負担をすることとしたものでございます。

財政面では、平成19年度地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充たとされておりましても、昨今の交付税状況には厳しいものがございます。このことからより一層の拡充に向けまして、国に対して強く要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長のその答弁ですね、国に対して要望していくということもおっしゃいましたけども、これは私は2つ同時並行で進めていく問題があるのではないかなというふうに思っております。交付税の問題等ではその財源の問題は国に要望していくということですね、しかし実際に少しでも今の3回という回数をですね、増やしていくという、大変難しい部分もあるかと思うんですけども、やはり自治体間によってですね、昨日も議論ありましたが、身の丈ということが議論の中で言われておりましたけども、東京23区のような比較的財政の規模が大きくて、言葉がどうかわかりませんが、お金持ちのような自治体とですね、あと14回やるところでは愛知県の豊田市も14回やるといふふうに報道されておりますけども、愛知県の豊田市といえば世界のトヨタと言われる大企業があるところですから、当然本市のような自治体と比較したときにですね、財政規模が当然弊害生み出すとは思うんですけども、やはりこれは命にかかわる問題とも私は思っております。その点からもですね、自治体間によってこの回数に差が生じるというのは決して私は好ましいことではないというふうに思います。

この問題については、今も国会でも議論されておりますけども、国の方でも厚生労働省の官房審議官の方がですね、新年度に5回はどこでも実施されるようにするために、その施策について検討したり、調査するというを国会答弁でも言っておりますので、ぜひ市長に引き続きですね、国に対してもこの問題、重点的に要望していただきたいというふうに思いますけども、その点について市長、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も今、藤井議員のご指摘のとおり、「仁」というふうな、人に優しいというふうな、配慮したぬくもりのある行政を心がけておるところでございます。妊婦の問題等々につきましても、健診の問題等につきましても、やはり少子化の観点から、側面から支援していくというふうなことについては当然必要だというふうに思っております。今の平成20年度等につきましても、私ども歳入の身の丈に合った形での最大限市民に対するところのサービス、十分ではないと思いますけれども、その中でもぬくもりをちりばめて、市民にとって必要な財源は確保するというふうな、そういった観点で予算編成もしておるところでございます。この問題等々については、やはり団体間によって差があるもの等については、私は好ましいものではないというふうに思っております。

国の方にこういった指導を出すのであれば、今、藤井議員がおっしゃいましたように、交付税措置をきちっとしろというふうなこと、団体間によってそのことが格差が生じてはだめだと、同じ日本の大事な子供を産んでいただくための支援が必要というふうに判断して厚生労働省も出されておるわけですから、そういったことを含めて私は強く要望していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくをお願いします。

それで、幾つかですね、担当の保健センターと健康福祉部長の方にもお伺いしたいんですけども、近年ですね、問題になっております妊婦健診を受けずに飛び込みで出産するとか、未受診の分娩とか、そういったこととかですね、あるいはこの妊婦健診の中を通して、妊婦健診を行う3回の側からですね、こういった検査が必要だというふうに提言あるいは意見があつて、そのときに予算の制約あるいは回数の制約でできないとか、そういった返答した事例はありますかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 観点が少し違うかもしれませんが、平成19年度の助成内容としましては、1回目、2回目ともに問診や診察、血圧測定、体重測定、尿科学検査、貧血検査、さらに1回目はこれに梅毒の血清反応検査、B型肝炎抗体抗原検査などもしております。平成20年度には1回目に血液検査が加わり、さらに3回とも超音波が加わることとしております。ちょっと質問とは違ったかなと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 事前に私も丁寧にこの部分についてですね、通告等を出しておけばよかったんですけども、ちょっとその点で行き違いが生じたことは私の方からもおわびいたします。その点についてはですね、ぜひ調査をしていただきたいということは、これは要望でお願いしておきます。

それでですね、予算特別委員会の方でもまた別途質問、あるいは時間がまだありますので、

もう少し聞きたいことは掘り下げて聞こうかなとも考えているんですけども、予算審査資料を昨日いただきまして、その25ページに仮に5回行った場合のですね、予算幾らかかるかというのを出示していただきました。それで、これは予算の妊婦健診の委託料のところですけども、5回行った場合、2,720万円ということで、今回提案されている予算の方とは、約1,400万円ぐらい当初予算の方とは差額が生じてきます。やはり大変1,400万円という大きい金額になってきますので、本当にこれを充実させていくというのはですね、やはり私はもう国の責任が大変大きいというふうに思います。それで、先週末、県議会でもこの問題が取り上げられて、そのニュースが報道されておりましたが、麻生県知事は福岡県下の自治体で5回を取り組む自治体が少なかったということで、その点について各自治体に調査をするという旨のですね、発言をしておりました。それが報道されておりましたが、ぜひこの調査がどういう形で行われるのかというような詳細は報道されておりましたが、この財政的な問題をですね、きちんと訴えていただくということはもちろんですけども、やはりその中で国の交付税の問題、あるいは少子化予算を増やしたというふうに国は言っていますが、実際にお金に色がついてないわけですから、その部分でですね、いろいろと各自治体の事情等もあるのかなというふうに思いますので、ぜひ国、県に対してもそういったところは強く訴えていただきたいというふうに思います。

ちょっと話が大きくなるかもしれませんが、2008年度の今審議されております国家予算では、日本の児童、家庭関連の社会予算の支出は政府全体で4兆3,300億円ですけども、この中で厚生労働省の関連予算は1兆3,452億円と決して高い支出状況というふうには言えないと思います。国への財源を求めるといことは何度も繰り返しになって申しわけありませんけど、ぜひお願いするのと同じでですね、市長に1点お願いしたいのは、ぜひ来年度の施政方針の中にはですね、ちょっと細かいことかもしれませんが、妊婦健診のですね、公費負担の回数のごともぜひ入れていただきたいなというふうに思うんですね。それがやっぱり市長が少子化対策に取り組むんだ、妊婦の方の命を大事にしていくんだというメッセージにもなるかと思うんですけども、来年度のことですので、まだ気が早いんですけども、できれば5回あるいは14回と、そういった数字を来年度ぜひ施政方針の中で入れていただきたいなというふうに思うんですけども、市長、その点はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 気持ちは全くは私は藤井議員と同感でございます。その気持ちで私は仕事をしておるところでございます。限られた予算がございます。その中でも何を優先していくのか。恐らく昨日からの代表質問あるいは個人質問もあわせて、要望のあったことを全部トータル的に金銭面に直したら、1億円、2億円の部分、相当超えておるだろうというふうに思うんですね。市民にとって何が一番大事なのかと、私はその中におきましても妊婦の子育て支援に向けての施策は重要であると、それから高齢者の分も含めて重要であるというふうに思っております。そういった視点でもって微力ですけども、仕事に邁進していきたいというふうに思

っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。これで1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 2項目めの就学援助についてご回答申し上げます。

就学援助の申請期限緩和策についてでございますけれども、現在筑紫地区4市1町ではこの取り扱いがそれぞれ異なっておりますので、今後とも利用しやすい制度としますために調査、検討をしていきたいと考えております。

また、就学援助のPRにつきましては、市の広報でありますとか、あるいは市民便利帳、入学説明会等で行ってございました継続申請につきましても、学校を通じて該当世帯に案内をしているところがございますけれども、ご要望の申請書類のダウンロードにつきましては、今後対応していきたいと考えております。

詳細につきましては、2点目、3点目につきましては担当部長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） この就学援助の問題はですね、近年の定率減税の打ち切り等もあってですね、恐らく対象になってくる方というのは増えているんじゃないかというふうに思います。また、いろいろ増えてくるというのがありますし、皆さん今ご家庭、核家族化あるいは共働きというふうなことで、なかなか市役所に平日の時間ですね、あるいは休日の開庁、土曜日の開庁ということもやられているというのは聞いていますけれども、時間をつくって親御さんが来るというのが大変難しい状況もあるかと思うんですね。市役所の窓口には来たけども、申請書を1回持って帰らないといけなくなって、また時間つくって市役所に来ないといけなくなるとか、そういったこともあるかと思うんですけども、今インターネットでダウンロードできる市のホームページがあるわけですから、それに就学援助のですね、申請書もぜひつけ加えていただいて、少しでも手間を省くというわけではありませんけれども、効率的にですね、申請して、援助を受けられるようにぜひしていただきたいなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご要望のダウンロードにつきましては、早速そういう手配をしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。

あわせてですね、そのお知らせもですね、もちろんしていただくとは思いますが、一言インターネットでもダウンロードできますとかですね、そういったこともきちんとした上で



お知らせしていただきたいなというふうに思います。後で、あのときインターネットでダウンロードできるのがわかっていれば、わざわざ何回も来なくて済んだのにとか、そういったことのないようにですね、きちんと対応していただきたいなというふうに思います。

それと、ちょっと質問の方が前に戻るようですけども、今市長の答弁でのありました申請期限の問題ですね、いろいろと今本市では5月15日までに申請すれば4月にさかのぼるというふうになっておりますけども、自分が申請できるのかできないのかを気づくのに、皆さんそれぞれいつ気づかれるかということもあるかと思うんですけども、気づくのが遅れたがためにですね、5月16日を過ぎてしまったから4月にさかのぼっては支給してもらえないということではなくてですね、もう少し時間的な余裕があってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど市長が申しました筑紫地区4市1町の状況でございますけども、もう少し詳しくご説明申し上げたいと思います。

まず、受け付け期間の問題ですけども、先ほど藤井議員さんの方から大野城市が6月30日まで受け付けをしているというふうなことをおっしゃいました。確かにそうなんですけども、ちなみに受け付け期間をそれぞれ申し上げますと、本市の場合は3月1日から5月15日まで受け付けしています。大野城市につきましては4月1日から6月30日です。それから、筑紫野市におきましても4月1日から5月31日ということで、本市を除いてあとの3市1町につきましては4月1日から受け付けをしておりますけども、本市は3月1日から行っているという状況もご理解いただきたいと思います。

なぜ私どもが5月15日に現在しているかと申しますのは、やはり対象者の方にできるだけ支給日を早くしたいというふうな事務的な状況もございますので、5月15日に締め切れば、まず最初の支給日が7月10日にできるというふうな状況もございます。

ちなみに、大野城市は6月30日まで受け付けを確かにやっておりますけども、支給日につきましては7月25日というふうな状況もございます。特に子供たちが病院に行く場合が多々あります。そういう場合には、できるだけ早いうちに医療券等も発行したいという私どもの考えがございますので、早く受け付けをして、早く事務処理をし、そういうふうに対応していきたいという考えを持っておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その早く受け付けをして、早く支給をしたいというのは、もちろんわかりますし、その親御さんからしてみたら、父母の方からしてみたらそれは大変ありがたいことだなというふうに思いますけども、受け付けをですね、逆に早くから受け付けを始めてですね、受け付けの期限をもう少し延ばせばですね、もっと逆に言えば、助かる親御さんも多いんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ受け付けの期限についてはですね、これは私の個人的な考えですけども、就学援助制度というのはですね、今まで払った分についての援助だ

というふうに思っておりますので、逆に後払いというか、今まで払った分についての支援ということであるならばですね、この申請期限の設定というのはですね、必要ないんじゃないかなというふうに、申請期限の3月1日から5月15日までとか、締め切りの関係ですね、その点は何も1年前、2年前のことまで支給しろというのではなくてですね、余り必要ないんじゃないかなというのが私は個人的に思ったりもするんですけども、ぜひその支給日がずれたりすることはあるかと思うんですけども、申請期限の受け付けの延長ということもですね、今後考えていただきたいなというふうに思います。

今いろいろと本壇でも申しましたけども、この就学援助のですね、対象になる方というのは本当に多くなっているというふうに思います。今問題になっておりますけども、父子家庭においては児童扶養手当が支給されない関係でですね、ただ当然お父さんが子供さんを育てておられますので、家庭、仕事は残業もできずに、決して収入は母子家庭と大差がない、そんなに大きくは変更がないというふうな状況も報道されておりますし、昨年の10月の山梨県議会の方では児童扶養手当を父子家庭にも支給できるようにという意見書がですね、全会一致で可決されているというふうな状況もあります。父子家庭等へのですね、こういった当然父子家庭にもこの就学援助というのは適用されるというふうに思いますけども、そういったところを中心へのお知らせというのはされる予定はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご質問の中の父子家庭あるいは母子家庭の区別なんですけども、私どもの対象となる世帯の判断につきましては、そういうふうな分類ではございませんで、あくまで市民税の所得割額で判断をいたしております。当然、そういうことも質問の中にございますので、問い合わせもございますので、今後、PRしていく中でそういう部分についてもきちっと説明はしていきたいというふうに思います。

それで、いま一つ、締め切り期限が不要ではないかという質問なんですけども、やはり我々いろんな事務をしている中で、一定の締め切りのあるものは設定しないと、なかなか事務処理、日常業務につきましてもですね、整理がつかないということもございますので、この辺はどうかご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、確かに本市の場合のそういう対象者につきましても、全校生徒の13%、14%ございますので、件数にしてもかなりの事務量になります。そういうことも含めてご理解をいただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。その締め切りの問題はこの辺で終わらせていただきます。

それで、いろいろと就学援助の中で医療券の助成の問題も、先ほど部長答弁で言われましたけども、いろいろな学用品の助成だったりとか、通学用品とか、そういったことを、その品目があると思うんですけども、私のところにですね、0歳から中学生までの5人のお子さんを育

てているお母さんから相談の手紙が届きまして、その中で言われているのは、中学生のお子さんが学校の眼科検診で視力が弱くなって、眼科の受診を勧められていると、それで本人からも黒板の字が見えづらいというふうに訴えがあったけども、何分病院代も高額で、病院では眼鏡を勧められたけども、眼鏡あるいはコンタクトというのが高額でちょっと購入することができないという状況の手紙がありました。就学援助でこの眼鏡等まで払って就学援助をしていただきたいというふうなですね、切実な要望というか、相談の手紙が私のところに届きました。今、助成の限度の例えば学用品だったりとか、通学用品あるいはそういったものの相談というか、お知らせですね、そういったことはされているんでしょうか。こういったものが対象になりますとか、そういったことなんですけども。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 「希望される皆様に」ということで、こういうチラシをつくっております。その中には当然援助の対象となる項目についてはきちっとお知らせをしております。ちなみに本市の場合については先ほど言われましたように、医療費の問題ですとか、あるいは給食費、学用品費と、多種ございます。さらに、窓口あるいは問い合わせをされますと、また詳細については説明をしていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ私も今手元に教育部長が示された案内書を持っておりますけども、具体的に例えば学用品費、通学用品費とか、給食費とか具体的な説明は要らないと思うんですけども、例えば学用品費とは何なのかとかですね、通学用品費、その通学用品というのは何なのかというのもですね、具体的にもう少し細かいことをですね、何か別紙とか別のどこかスペースつくっていただいでですね、わかりやすくお知らせするというのも改善していただきたいなというふうに思うんですけども、例えば今手紙にありました眼鏡等はどうかとかですね、そういったことももう少しここもわかりやすく改善していただきたいなというふうに思います。

この就学援助の問題については、本当に市民の皆様の方々が対象になっていて、これからもますます国の増税路線のもとですと、対象になる方が今後増えていくんじゃないかということも考えられますので、ぜひですね、皆さんが利用しやすい制度として整備していただくということを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩します。

休憩 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、看護学校跡地の活用と隣接する県の保健環境研究所の売却の動きがあるかについてお伺いいたします。

看護学校跡地はご承知のように平成17年末に県より購入をされましたが、この際、建物2棟を残し今日に至っております。先般の議会全員協議会の中で社会福祉協議会が行ってきました介護事業を本年度末で撤退をすることが明らかにされましたが、そうすればヘルパーの方々の詰所が不用になりますが、今後はその建物は残すのか、あるいは崩すのか、あるいは残すとすればどのような利用を考えておられるのか、その利用案について明らかにしていただきたいと思っております。

また、私が聞き及んでいるところでは、看護学校跡地に隣接をしております県の保健環境研究所の売却という話をお伺いしましたが、そのような動きがあるのかどうか、お伺いしますとともに、そういう動きがあった場合、どう対処しようと考えておられるのか。私は現在の看護学校跡地と合わせればかなりの広さになり、その活用方法はかなり有効なものになり得ると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

現在、看護学校跡地の建物以外の敷地の利用状況、あるいは活用についてであります。この土地は正月の天満宮への参拝客の駐車場としての利用、あるいは夏季の市民プール利用者の駐車場としての利用以外に特にこれといった利用がなされていないような感じがいたします。具体的な利用の考えはあるのか、あるいは近い将来の利用として何か考えておられるのか、お伺いする次第であります。

この近くを通っている人から、どのようにして、あるいは何のために購入をしたのかという問い合わせがありますが、建物の利用についてはこれこれだという説明ができますが、空き地の具体的な利用がそろそろ市民の方々から求められるのじゃなかろうかと思っておりますので、ご見解を求める次第でございます。

次に、佐野東地区の区画整理事業を行うというふうになっておりますが、具体的に組合施行、民間へのアプローチなどはどのような動きになっているのか、あるいは西部地区の玄関、主要な拠点と位置づけられておりますが、具体的な施策はどのように考えておられるのか。また、ここは仮称JR太宰府駅と関連していかなければならないと思っております。

そこで、お伺いいたしますが、この地域は平成10年3月に策定をされました「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」、いわゆる都市計画のマスタープラン、あるいは平成18年3月に策定をされました第四次総合計画の後期基本計画の中でも明記をされております。佐野東地区の区画整理事業については、組合施行による土地区画整理事業の促進に努めますとなっております。また、その中では、積極的に組合等への指導、支援を行うともなっておりますが、佐野地区区画整理事業が実質終息をした今日、本来ならば佐野東地区の区画整理

事業への着手をしていかなければならないと思いますが、財政事情がマスタープランを作成したとき、あるいは第四次総合計画を策定したときと比較して相当厳しくなっていることは理解をいたしますが、基本方針でありますから、お伺いするわけであります。

当該地域はご案内のとおり、本市の西部地区の商業・交通業務の拠点と位置づけられておりますことから、そういう意味で組合施行ということを明らかにされているのではなかろうかと思いますが、言われるように組合施行であれば、地権者の方々とこの地域でのまちづくりなどについて協議が行われたのか、あるいは行う計画があるのか、伺うものであります。

このまちづくりの核になるのが、言われておりますJR太宰府駅と位置づけられておりますところから伺いますが、市長はマニフェスト、あるいは就任以来、昨日の答弁でもそうでありましたが、まず駅ありきではないと答弁をされております。それは現在の田んぼの中に駅をただつくっても利用率がどうなのか、あるいは全体で交通量、あるいはまちづくりなどを判断していくということから、駅ありきではないというふうに答弁をされているというふうに思いますが、今回はJR太宰府駅の建設が質問の中心でありますから、ここで多くは触れませんが、西部地域、佐野東地域の面整備については先ほど述べましたように、平成10年のマスタープラン、平成13年に策定されました第四次総合計画、あるいは平成18年の後期基本計画にすべてに記載をされております西部地区の面整備は具体的にどう進められてきたのか、あるいは既にマスタープランから10年、第四次総合計画から7年、後期基本計画から2年を過ぎ、残り2年から3年しかないわけでありますから、その進捗状況はどうか、お伺いするわけであります。

市長は先ほど言いましたように、初めに駅ありきじゃないと考えるということではありますが、周辺整備を勘案して最初に駅ありきではないということが発言をされていると思いますが、周辺整備そのものが現在の状況では全く手つかずではないでしょうか。何か具体的な進展なりあれば明らかにしていただきたいと思っております。

以下、再質問については自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 看護学校跡地の今後の活用についてご回答を申し上げます。

平成18年3月に福岡県よりその一部を福祉施設として活用することを条件といたしまして、譲り受けたものでございます。今般、社会福祉協議会のヘルパー事業の廃止に伴いまして、1階が一部を除きまして空き室になりますことから、その活用を考えていきたいというふうに思っております。

福岡県からの条件を遵守しまして、今後も福祉施設としての有効活用を図りますために、ただいま関係部署で活用案の検討を進めているところでございます。

福岡県の条件を満たし、なおかつ経費をかけないために、できる限り現状のままで活用できるよう早急にまとめてまいりたいと思っております。

次に、多目的広場としての整地いたしておりますが、約4,000㎡の現況につきましては、隣

接します市民プールでありますとか、あるいは水城西小学校の行事等に伴います臨時駐車場を初めといたしまして、防災の日の総合防災訓練会場、あるいは年末年始の観光客の臨時駐車場として使用している状況でございます。

将来的な活用計画につきましては、当分の間、状況に応じ、臨機応変に活用していきたいと考えております。

保健環境研究所の売却につきましては、現在のところ情報はございません。今後、動きがございましたら、県の方に具体的なお話をお聞きしたいと考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは僕の基本的な考え方、私は当初から思ったんですが、あの建物そのものが、購入のときに私ども1回見に全体で行ったというふうに思いますが、これは市長と私の見解の違いかもしれませんけども、僕はあの建物そのものも2棟なくして、更地でした方がよかったのかなあという感じがします。もちろん、今ヘルパーの事業で、それ以降、ヘルパーさんたちの詰所として使われてきたとは思いますがね。ただ、今後崩さないで現状で使っていくとする、まだ具体的に中身は決まっていないという、昨日の一般質問でもそういうふうにお伺いしたんですけども、もう一棟ありますですね。これは具体的にどういうふうに活用されているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 防災施設のためのものでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これも今はブロックが外れてフェンスになりましたから、もろにあの建物が2つ見えるわけですね。どうも見てくれがよくないなという感じがします。防災の道具をあそこに、3つの要件、福祉と防災と生涯学習ということで購入をしたと思うんですが、道具の倉庫みたいな役割を今あと一棟の方はしているというふうに思いますけどもね。これはもうちょっときれいな更地にして、プレハブかなんかつくって、倉庫のプレハブを建てた方が見てくれがいいんじゃないかなあという感じが私はします。多目的広場ですけども、これは防災訓練を1回やりましたですね。私が覚えている範疇、たしか1回、2年前かなんか防災訓練を1回やったのと、あとお正月時期の臨時駐車場、それから先ほど言いましたプールのときと、稼働としてはほとんどそういう以外は使われていないんですけども、もう少し整備をきれいに整地をして、何かほかに活用方法は考えられないのかなあという、何かもったいないような、約2億7,000万円ぐらいかかって買った土地ですから、もう少し利用価値があるような検討は、生涯学習でもいいし、どこでも構わないけども、ほかに考えられるようなことは今ありませんか、ちょっとお伺いしますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の福祉施設として、あるいは防災施設として、あるいは教育施設、社会教育施設として今一帯を買収したわけでございますけれども、今ごらんのように通ってもらった

らわかると思うんですが、フェンス越しで道路の歩道をとっております。あそこ自体が狭い、あるいは塀が高い塀でございましたので、防災上、防犯上もよろしくないというようなことで、指示をいたしまして、壊し、そして今のようなフェンスにし、そして1 m、2 mぐらいあろうと思いますが、歩道を設置をしておるところでございます。その延長上が見える形といたしましうか、先ほども言われました公害センター等々の売却というふうな話があれば、またその状況によって県の方の情報を把握しなきゃならないというふうに思いますけれども、あそこの一体的な有効活用等につきましては、今2つの施設を残してやっております。今ご指摘のように、それを除却して新たなプレハブといたしますと、また新たな財源が必要になってまいりますので、私の基本の考え方はやはり使えるものは使うと、既存の施設、まだ使えるものは有効利用を図っていくというようなことが、私は今の時期は大事ではないかなというふうに思っております。耐震問題とか、いろいろな細かく見れば問題はございます。しかしながら、それに合った形での使い方、防災の資材置き場であるとか、それは雨が漏ろうとある程度可能だというふうに思っておりますし、今の福祉施設、介護施設として入ってございましたもの等についても、今私のところにも他の福祉団体からの入りたいというふうな要望等は非常に多くございます。だから、太宰府市におきまして、いろいろな書庫でありますとか、課題もたくさんあるわけでございます。もっともっと有効活用できるものがあるというふうに思っております。そういった意味におきまして、私はあの2つの施設等については、少なくとも残し、そして活用していくというふうなことが大事だと。残りの広場につきましては、隣がプールでございます。それから、防災訓練のときもそうですし、やはり空き地として必ずしも不利用地ではないというふうに思っております。当初思い起こしていただければ、総合体育館の利用というふうなことの必要性も、議会の方からも出たようなこと、私もこの総合体育館はいま一つ大事だというふうに思っております。そういった広場とか、そういった用地がないことには、必要に応じて建てられる状況があっても建てられないというふうな状況等がございます。あるいは、佐野東地区の区画整理等々が組合施行で仮に始まったといたしましても、その換地でありますとか、いろんな活用等については使えるわけでございます。何もなかったら使えない。そういった事業そのものにも支障を来していくというような状況がございます。私の基本の考え方は、流動資産で持つか、そういった施設として持つか、資本として持つか、品物で持つか、土地として持つか、いずれかだというふうに思っております。有効に市民の税金でもって購入したわけでございますので、現時点の問題だけではなくて、将来に向けて有効に使っていくべく土地として、私は今後とも考え続けたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 次の質問ともちょっと関連するんですけどね、今僕は市長言われたように、いろんな方法が考えられる一つとして、今述べられました佐野東地区の区画整理、これはまた次の項になるんですけど、このときに非常に僕は有効になってくるのではなかろうかと思うんですね。したがって、ちょっともとに戻らるんですけども、隣の看護学校跡地が私が聞き

及んだ範疇ですから、まだ定かでも何でも無い、そういう話をちょっと聞いたからお伺いしているんですけども、ここがもし売却というような話があれば、これは私の考えはここも一緒に購入をすることが可になればですよ、今ある看護学校の跡地とお隣の隣接する保健環境研究所を合わせれば、かなりですね、広い土地が市の財産として確保できるし、今後いずれ佐野東地区の区画整理に着手しなければならないと思うんですが、そういう場合の文字どおり今市長が言われた換地だとかというようなことにも活用になってくるというふうに思ってくるんですね。それはちょっと後からの質問とも関連するんですが、それまでの間、例えば今お正月の駐車場、プールのときだとか、月に1回、先ほど教育部長に聞きますと、水城西小学校の学習参観といいますか、そのときの保護者の方々が駐車場に使っておる、月に1回ぐらいと言うけども、稼働率が非常に悪いなという感じがしますけどもね。そのほか何か、当面それ以外はあのままの現状でやっていこうということであれば、それは仕方がないと思いますが、今考えられておるヘルパーさんの詰所の跡について、健康福祉部の方で何かこういうものをというのがあれば明らかにされる、なければもうないで構いませんけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次の活用については、まだ白紙の段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 壊せば金が要りますけどもですね、景観上もどうかなという私は疑問を持っております。しかし、あるものを活用していこうということであれば、そういう方針ならそういう方針でもやむを得んというふうにも思いますが、万が一というか、雲をつかむような話でありますけれども、隣の保健環境研究所の売却という動きがあった場合については、今の財政事情から厳しいとは思いますが、もしという話をしても始まらんとは思いますが、そういう場合については市長のお考えはどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 看護学校の売却そのものが具現化した段階におきましては、私の価値観もあるかもしれませんが、隣地は借金してでも買えと言いますので、私は市民のために購入できるものならチャレンジしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 県の方からまだ何も具体的な話がない中での話で、やりとりで申しわけないと思いますが、私も市長と同感でございますので、ここはもしそういう動きがあったらいち早く手を挙げてもらいたいというふうに私は思います。

それでは、1項めはこれで終わりたいと。次をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、回答を願います。

市長。

○市長（井上保廣） それでは、2項めでございます。ご回答申し上げます。

佐野東地区の区画整理事業でございますけれども、JR太宰府駅と密接な関係がございま



す。現在JR九州と市で勉強会を立ち上げまして、情報収集等に努めております。地元の意向とあわせながら平成20年度中にこの区画整理、JR太宰府駅新設の方向性を固めてまいりたいと、このよう思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 先ほど言いましたように、今回はJR太宰府駅の新駅の建設については、これは特別委員会もできておりますからですね、そこの中でできる、十分議論をしたいと思いますが、実は今回私が申し上げたいのは、JR太宰府駅そのものもそうなんですけどね、議会から何か発議があったり発言があって、JR太宰府駅をつくろうというふうに執行部側が認識したというんじゃなくて、執行部側がというか、行政としてJR太宰府駅をつくっていきこうということがスタート。それを私ども議会の議員は聞きまして、可とする人もおれば否とする人もおきましょう。それぞれの中で私もJR太宰府駅のことで、建設へ向けてということで選挙5回してきましたけれども、そのたびに建設実現に向けて努力をしていきこうという話をしてきましたけども、それもこれも、これはもともと行政からスタートしたわけですけども、市長就任されましてね、マニフェストでもそうですけども、ただあそこに駅をつくるだけではないけないと、昨日の副議長の一般質問の答弁にも交通量だとか、まちづくりの拠点だとか、いろんなものを勘案して、そういう中で駅をどうするのかということを考えなければならないと、ただ駅だけが、そういう意味で駅ありきじゃないんですよと、こういうふうに今まで答弁されてきたと思うんですね。ということは、今の田んぼの真ん中と言うたらいかん。あそこにぼつと駅をつくるんじゃないなくて、あの辺の面整備、あるいは隣接する筑紫野市との協議だとか、あるいはどういう町をつくっていくのかと、取り付け道路はどうかというようなことなどを踏まえた中で、じゃあ駅をつくっていきこうという判断になるのかとかというような話はですね、マスタープランの平成10年に載っているんですね。あるいは、平成13年ですか、これは、総合計画、あるいはその後期計画の中にもずっとあそこの佐野東の面整備についてはやっていきこうと、こういうふうになって10年、具体的にあそこのまちづくりについてどういうふうにされてきたのか、あるいは後期計画が出されてもう2年近くになります。後期計画が出たあのときは財政は厳しくなるよと言われていました。10年前はそうでなかったかもしれんけど、もう平成18年ですからね、今から2年前に後期計画が出たんですが、財政は非常に、財政調整資金だってもう大分底をつきよったときにでも面整備をやっていきこうというふうになされているわけですけども、具体的に地権者の人たちだとか、あるいはあそこの何かプロジェクトかなんかつくって議論を始めたという話を僕は聞いてないんですけど、具体的なそういう話があったかどうか。これはどちら、建設経済部長でも市長でもどちらでもいいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 市長がマニフェストを上げられてからの経過については市長の方がご存じだと思いますけども、私の方からはちょっと外れるかもしれませんが、計画を立てた経過、そういうものをちょっとご説明申し上げたいというふうに思います。

ちょうど私が都市計画の課長をいたしておりました。そのときに構想図をかいたわけでございますけども、国の考え方がいわゆる人口増の時代から人口減に変わっていくというようなことで、都市計画の考え方自体が変わってまいりました。県の方も少し人口を福岡県はどのくらいにするかというようなことで、具体的には太宰府市も将来人口がどのくらい要りますかというような人口フレームの考え方のそういう県レベルでの都市計画、そういうものがございました。太宰府市の方はちょうど今構想があるところが調整区域でございまして、大体50haございました。これをどうするかということは、さっき述べられました総合計画、そういうものにあることから、そういう絵をつくって、太宰府市では将来こういうことを考えていますよということがありましたので、その当時にそういう計画を立てたわけでございます。幸い、そのときにJRの方から待避線の計画の話がございまして、そのときに将来についてはここを開発していきたいというような地元でそういう説明を一定いたしました。そういう待避線の計画をしたということでございます。また、今市長の方が昨日から言っておるいろんなケースを考えて地元説明も含めてやっていくという部分については、今後、その前段のいろんな調査をしてはつきりした方向性を示すということで私どもも考えておるということで、具体的に地域の方々にそういう計画をまだ明らかにしたというところでは、私レベルの方ではまだないところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私の質問はですね、駅がどうだこうだ今日は余り触れるつもりはないんです。このマスタープランから総合計画からね、この計画の後期の部分は執行部から出されたんです。こうやってこうやって太宰府はまちづくりをつくっていきますよと、ね。その中にずっと佐野東地区については面整備をずっとやっていきますよと、そういう中で駅もつくっていきますという答弁があつてんですよ、ね、それは新市長になって。佐藤市長の時も伊藤市長の時も初めに駅ありきではないとは言っていないんです。駅をつくると言ったんです。ただ、井上市長はそれを踏襲しながらも、まちづくり全体を考えていかなければならないよと、よって先に駅ありきじゃないと、こういうふうに市長は言われている。であれば、まちづくりというのは、ただ雲をつかむような話じゃなくて、マスタープランなり総合計画に基づいてまちづくりはつくっていくんでしょと、僕は聞いているわけですよ。もう一回答弁お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと思います。私はそういうふうに考えておりますし、初めに駅ありきではない、これも率直な私の考え方を言っているまででございます。

あの地域に駅だけをつくって、果たしてそのことで機能するかどうかということ、それから昨日も申し上げましたけども、周辺整備と同時進行でないとだめである。計画はあります。もちろん、あります。それは絶えず計画はなからんといかんというふうに思います。絶えずそれを見直し、フィードバック、迷ったらフィードバックし、そして検証しながら前に進んでいく

というふうな形が私は必要だというふうに思います。まちづくりを行い、そしてその駅をつくった。その周辺整備もこういうふうに行いたいというふうな青写真をつくる。そして、じゃあツールはどのようなか、商店街はどういった形の中でやるのか。そういった整備したから、じゃあ来なさいではない。やはりある程度ディベロッパーも全部含めた形の中で集合体をスクラム組んで、もうでき上がるときについては張りつけるような感じぐらいまで持って高める必要があるというふうに思っているわけです。一つ、昨日は交通渋滞対策を例を挙げて説明しました。駅をつくった。じゃあ、そこまでどうして行くんだ。定時性のある交通機関が望めるかどうかというふうなこと、今の状態でもある。じゃあ、西鉄都府楼前駅まで行ったとしても、それから以降交通渋滞でどうもならんと。それであれば、御笠川にモノレールをじゃあつくっていかうとか、やっぱりそういった部分をあわせて描いていかなければ、私は難しいのではないかなど。例えばの話ですよ。それをしないとだめだというふうなことは言っておりません。そこまでの定時性の交通体系の隅から隅までのあらゆる角度から切っていくと、そして処方せんをきちっと備えると、あるいは商店街もある程度そういった大きな地所といいましょうか、そういったところの力もかりながら行っていく。見通しを立てて行わないと、何もない計画の中で、さあ区画整理をしました。じゃあ、どうぞと、これじゃいけないと。ある程度の今民から私が学びましたのはそれです。通古賀の区画整理事業の中で学びましたのは、初めにやっぱり計画がきちっとあります。スーパー、あるいはここにはこうすると、そしてまたそういった形で呼び込む人も全部それぞれの立場の中でプロジェクトのような形ができ上がっております。これが私は必要ではないかなど。だから、私は今から行うには、そういったことも含めて、私はまだ素人ですから、皆さん方の専門家の意見を聞きながらまとめ上げて、そして出発していくというような形をとらないと、今までの部分の反省も含めてやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それはそうでしょう、市長、ね。それは市長が思われているのでなくして、これはずうっとそういうふうな方向で僕は来ていたと思いますよ。今、そういうただばおんと駅をつくるんじゃないくてね、まちづくり、西部地区の町をどうやっていくのか、今言われたように、じゃあここにできれば例えばホテルを持ってくだとか、スーパーを持ってくだとか、そういうレジャー施設を持ってくだとかという、そういう中、西部地区のまちづくりの中に駅を一つの核として持ってくだということでしょう。それは僕はそう思いますよ、ね。そういうものは、ここに緒につくためにそういう意味で総合計画が、10年間の総合計画の中につくられていて、そしてその緒にもまだついていないんじゃないかということのを僕は問うているんですよ。例えば、今市長が描かれた、今答弁されたようなことを進めるためには、もっと手前の段階が必要ですね。例えば地権者の方たちの協力も要るでしょうし、ね、あるいはプロジェクトチームも要るかもしれない。そういうものをつくる。そういうものを総合計画をつくるときに方針を、あるいはその前のマスタープランのときからもう10年たっていますよと、

10年。市長が構想、今言われました構想の事前の段階ですね、その緒にもまだついていないんじゃないでしょうか。だから、今市長が言われたのがここからだとすれば、これはいきなりできません。その前の地権者の人たちだとか、あるいは向こうは筑紫野市が入ってきていますから、筑紫野市のもしこういう場合はどうしようかとかというような、言うなら助走もしていないと、これから跳び上がろうとする。だから、助走ぐらいはもう始めていかんのかと、助走するためのね、これがスパイクであってみたい、これがパンツであってみたい、これがランニングシャツであってみたいするんですよ。とか、それも買うとらんと。どうして10年もたつてそういう準備もしていないかということをお前は聞いているんですよ。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 必ずしもしてないわけではなくて、その準備行為はあらゆる角度からの基本計画、基本構想も一つでしょう。それから、私就任しましてからいろんな西鉄の東の周辺、あるいは西をどうするかというふうなことにつきましても、筑紫野市と協議機関を持っております。その中におきましても、区画整理あるいはまちづくりをするにおきましても、筑紫野市との協議が必要でございます。私は平原市長の方に申し出もしておりますし、そういった際においては今の協議期間を延長して、拡大して、お互いにまちづくり、ボーダーレスで考えていこうというふうなことを提起をいたしております。一つ一つ、それから10年前からあったじゃないかというふうなことでありますが、課題がたくさん増えていくといいましようか、消えては増え、次から次に課題があるわけです。水害もその一つであったでしょう。それ以外にも福祉の要望、介護、後期高齢者の医療制度、いろんな市民を取り巻く諸施策が渦巻いているわけです。やはりあれもこれもあれもこれもはできない。その時点、時点の中で、その事業が果たして今必要かどうかを含めて、やっぱり見直しをかけていくというようなことは必要だと。この部分が必要か、見直しをかけるというようなことではありませんよ。それぞれの事業、施策を原点に立ち返って、全体的に見直すということは大事なんです。こうこう決めとったからこれをずうっと行くというふうな形では市長は要らないと思います。やはりその需要、その時代、経済状況の変化、それによって変えていくという、可変的でないとだめだというふうには私は思っております。決して私は村山議員の考え方、あるいはそれを否定しているわけではございません。これだけははっきり申し上げておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それは全部ね、全部これ書いてあるとおり全部やれと、それはならんでしょう、財政事情もありましようしね、緊急事態も発生しましよう。しかし、方針というのは、市が出した方針というのは、マスタープランなり総合計画に基づいて進んでいくと思うんです。それは10歩進むのか1歩進むのかは、それはそのときの状況で違うでしょう。財政力があるときにはね、思わぬ進歩ができるかもしれんし、立ちどまらなきゃいかんときもあるでしょう。一例が、例えば言いますと、JR太宰府駅も平成17年度九州国立博物館の開業に合わせてオープンをすると言ったけれども、予期もせぬ天災が平成15年にあったから、これは立

ちどまるということはありません。ただ、方向性としては総合計画の方向性でいかなければならない。これは行政の継続化でありますから、これは市長さんがかわろうとも、この方針は踏まえていかなきゃいかんというふうに思うのです。ただ、10歩行くのかね、5歩行くのか、3歩行くのかはそのときの状況でも違いますが、基本はこのスタンスにのっていかなきゃいかんでしょう。これは予断、入るところはないと思う。であれば、やはり今西校区のまちづくりへ向けて、じゃあ1回はありました。JR駅の建設に向けて、たしか地元説明会か何かあったと思いますが、これは1回あったと思います。その時点では、駅をつくってこういう話だったんですね。だから説明会もされたけども、例えば面整備だと、いわゆる今度、例えば区画整理だって、佐野東だって平成18年に終われば、大体佐野東も平成19年かなという方向はありました。あったけども、今はもう行政の佐野区画整理事業でほとんど厳しいですから、これは通古賀のように民間主導でやっていこうと。そのために市が協力できることは協力していきましようというようなことは、お金があろうがなかろうができると思うんですよ。地権者の皆さんも区画整理はどうでしょうかと、市はアドバイスしますよと。そして、こういう構想へ向けてどうでしょうかというような具体的な動きがなかったんじゃないですかと、この総合計画に照らし合わせて。そこはやっぱり、お金の要らない、汗をかくことでしょうか、そういうものをして、半歩でも1歩でも前に行って、そしてこの総合計画が実現へ向けて進んでいく必要があるのではないかと。そういう結果として駅ができてくるというふうな。そういう意味では、僕も市長も同じ考えなんです。

例えば私どもは、今度14日の日に筑紫野市に、向こうの、相手の市長と議長に、私ども正・副議長にご同行願ってごあいさつに行くんですね。それは何のごあいさつかといたら、駅づくり特別委員会をつくりましたと。いつになるかわからんけども筑紫野市の協力も得ることが必要になってくるということで、ごあいさつに行くんです。と同じように、まちづくりについては、そういうような行動は、私はそんなお金がかかることじゃなかろうと思います。こういうことを今構想を……。ただ、今それに着手できるかどうかかわからんけども、地権者の皆さんたちでどうでしょうかと、組合施行で、こういうことでまちづくりの協力願えませんかというような話は、この中にも書いてあるわけですね、支援だとか支持だか、協力はしていこうと、組合施行へ向けて。そういうようなアクションというか、というようなものも起こしていいんじゃないかと。もうこれじゃちょっと遅いかなというぐらい感じはしますが、ね、この総合計画からできれば。そういうような行動を起こしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと、否定はいたしません。

私も申し上げておりますように、あの一帯については、太宰府市だけではなくて、杉塚でありますとか、あの一帯を含めた、筑紫野市を含めた形で考えていく必要があるんであります。ですから、その辺の協議機関、連携して絵をかく。私どもが一方的にかいて、こうしたから筑

紫野市も協力してくれないかというようなことは、なかなかできないと思います。初めからこういった下地の部分からやはりきちっと協議しながら、じゃあ太宰府市で描いとる部分の構想辺もあると、これをたたき台として再度もう一度見直して、修正をかけて描いていこうとか、そういった形の中から始まってこないとだめだというふうに思っているわけです。決して、10年前は10年前の課題があつて、また延長した部分もあるわけでございます。今の総合計画、あるいはそういった基本構想を無視して、そこでやめたというような形の中で今言っているのではない。行政は継続でございまして。

ただ、その時期が、今財政的な状況と照らし合わせて、ちょうど三位一体の改革とあわせて考えますと、歳入そのものが減額されてきておるといふ状況下で、そこまで振り向くことができないというふうな、余裕すらないというふうな状況が今の姿であろうというに思いますんで、じっくり今の段階については繰上償還を行うとか、あるいは経費を節減して、そして力をまず蓄える、その将来に向けての方策を練っていくと、方策を実行していくというふうなこと、今それをやっとするわけです。30億円ありました起債償還、公債費も30億円を切る。あるいは、将来的には19億円程度になると、平成24年から。そういった10億円ほど財源が浮いてくれば、その3倍からの仕事はできると、そういった状況の仕掛けを今やっているわけでございます。あれもこれもできないわけでございます。その間何もしないというようなことじゃなくて、氷山の一角の潜行して、今ご指摘がございましたように構想であるとか基本的な協議等については、今の隠れた氷山の一角でありますならば、まだ海上に出ない、見えない部分の中での潜行的な動き、協議等を今進める時期だというに思っているところろでございまして。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 駅というよりも、あそこの西部地域といいますかね、西校区のあの西部地域の面整備をやるためには、今市長言われるように、筑紫野市との協議も当然出てきましようし、いきなり行ってからどうだというふうにはならないと思います。そのためには、継続した粘り強いお互いの協力、まちづくりへ向けての協力をしたり、されたりというようなことも出ましようし、地権者の方々の協力も必要でしょう。あるいは、民間の人たちのアドバイスだとかそういう協力なども、力添えなどもいただかなければならないというのは当然だと思います。特に地方自治体の財政が厳しい中では、民間の力をどうやって生かしていくのかというようなことなどなどもしていかなければならないというふうに思います。もちろんそれはもう言をまたないと思いますが、そういうような方向へ向けて、今太宰府市でできることは、例えば筑紫野市さんと協議を始めるだとか、あるいは地権者の皆さん方にこういう構想があつて、今即何ができるということはないけども、こういう場合については皆さんご協力をお願いしますだとか、あるいはプロジェクトチームをつくって、こういう構想へ向けて進めていくというふうなことなどをぜひ進めていっていただきたい。これは、そういう中でやっぱり駅が必要だとなれば、駅のことについてもJRのノウハウを取り入れるだとかというようなことなどをしていって、そうすれば先ほど言いました県の保健環境研究所の土地と看護学校の跡地などとの

換地だとか、あるいはこれをどうやって有効活用していくのか。あそこを、JR太宰府駅を西校区の駅の交通の核とするなら、あそこを何か、例えばカルチャーセンターのコアに建物を持ってくるだとかというようなことをしてまちづくりをつくっていく。そのための第一歩、一緒にぜひともですね、地権者なり関係する自治体との協議に着手していただきたいということですね、強くお願いを申し上げまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長します。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

まず1項目めは、安心して在宅で暮らせるための対策について質問いたします。

市長のマニフェストの中に、子育て環境と高齢者、障害者の福祉の充実が上げられています。そこで、市民、特に高齢者や障害者が安心して暮らせるような対策について、3点質問をいたします。

1点目は、住宅用火災報知機についてであります。

平成16年に改正されました消防法により、平成18年6月以降に建てられた新築住宅また既存住宅については、平成21年5月31日までに筑紫地区火災予防条例により住宅用火災報知機設置が義務づけられていますが、今現在の市民、高齢者、弱者に対してどのような計画で住宅用火災報知機の設置が推進されているか、お伺いしたいと思っております。

また、在宅福祉サービスにより、日常生活用具給付事業が平成17年度に廃止されています。このサービスの中に住宅用火災報知機が入っていましたが、在宅福祉サービスを受けていた人たちについて、設置が困難であるという問題等などは出ていないか、お伺いいたします。

2点目は、福祉サービス、住宅改修給付事業についてであります。

高齢者または身体障害者世帯に、住宅の改修に必要な費用を助成されています。この事業は、高齢者等の自立を促進し、本人はもちろん、介護者の負担が軽減される工事であります。給付を受けられた方に聞きましたところ、かかった費用は、全額負担した後、9割が戻ってくるシステムになっているということでしたがそのシステムを改善するお考えはないでしょうか。

3点目は、広域避難場所についてであります。

災害時の避難施設については、私、平成19年6月の議会で、太宰府東小学校区の第2次避難所、広域避難場所の追加、変更について質問いたしました。この避難場所は、太宰府市地域防災計画において指定されているわけですが、太宰府東小学校を第2次避難所に指定することについて、現在まで変更がなされていません。太宰府東小学校区の第2次避難所には、太宰府中学校1カ所のみとなっております。太宰府南小学校区の第2次避難所は、太宰府南小学校、太宰府東中学校、太宰府東小学校と3カ所になっています。太宰府東小学校区の第2次避難所がなぜ太宰府東小学校にならないのかわかりません。このような矛盾を見直しするなど、現状に合った地域防災計画の見直しがどのように行われているか、お伺いいたします。

2項目めは、まほろば号及び路線バスの運行について質問いたします。

地域再生交付金の活用で既存団地の側溝及び道路の整備をすることをマニフェストとしてあるが、特にまほろば号や路線バスが運行している道路状況の把握をされておられますでしょうか。

次に、市内に運行している路線バスの料金を、まほろば号同様に市内区間を100円でできないのか。民間の路線バスであり、難しいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2項目についてお尋ねをいたしますので、項目ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安心して在宅で暮らせるための対策について、ご答弁を申し上げます。

住宅用火災警報器の設置の取り組みにつきましては、これまで市の広報あるいは筑紫野太宰府消防組合消防本部の広報「警鐘」か、市のホームページ、隣組回覧を利用して、市民や高齢者など広く周知を図ってきております。

また、ひとり暮らし等の高齢者に対します日常生活用具給付事業の廃止について当該事業を廃止した理由といたしましては、平成13年度から平成17年度までの5年間での火災警報器給付件数が合計で3件と少なかった上、平成18年4月からの大幅な介護保険法改正に伴い国庫補助の対象外となりましたために、廃止するに至ったものでございます。

なお、平成18年度以降、この事業の給付対象となっていた用具に関する申請希望及び制度に関します質問、問い合わせ等がありませんでした。

2点目の福祉サービスの住宅改修給付事業について、及び3点目の広域避難場所につきましては、それぞれ担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次に、在宅福祉サービスの住宅改修についてご説明を申し上げます。

住宅改修工事費の費用負担は、1割が自己負担で、9割が保険給付されるものでございます。ご質問の9割の給付方法としましては、現在2つのシステムがございます。

1つは償還払いであり、一たん利用者本人が10割を負担し、後に9割を市が本人に給付する



ものでございます。もう一つは受領委任払いであり、利用者本人は1割を事業者支払い、9割は市から事業者へ直接支払うものでございます。どちらの方法を選択するかは、申請者の任意であります。

受領委任払いについての周知がなされていないとご指摘でございますので、今後窓口において、利用者家族ほか、ケアマネジャー、事業者等に対してさらなる周知を行っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、3点目の広域避難場所についてお答えいたします。

太宰府市地域防災計画の見直しにつきましては、太宰府市防災会議において策定することになっております。

地域防災計画の全般的な見直しについては、現在内部検討をしているところであり、ご質問の太宰府東避難圏に太宰府東小学校を広域避難所として指定することにつきましても、全体的なバランスを考慮した結果、次回の防災会議に提案したいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、答弁をいただきました。

防災につきましては、市長が政策で申し述べられたように、太宰府地域をエリアとした全国初の取り組みで太宰府コミュニティ無線を設置されたことは、本当に素晴らしいことだと思っております。それも素晴らしいことですが、この火災報知機設置の義務づけということ、市民はもちろんのこと、高齢者の方がどれだけ、弱者もですけども、どれぐらいの方がこの住宅用火災報知機をつけられているかどうかというのは、そちらの方で把握されている、調査をされているかどうか。火災報知機について、どれぐらいの方がつけられているかという、それは調べられたことありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 結論から申しますと、筑紫野太宰府消防本部でこの火災警報器の設置等の普及あるいは火災予防事務については行っておりますので、そちらの方で指導あるいは助言等をいただいております。太宰府として何軒の既存住宅に対して既に警報器が設置されたかというデータについては、把握いたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 私、これを申し上げているのは、やはり弱者、ひとり暮らしのお年寄りの方がこれをつけていないで、もしも火災報知機が設置してあったらよかったのにとならないためにも、それをなくすためには、3月2日に、星ヶ丘に住んでおりますけれども、回覧板で、ちょっとこれはコピーなんですけれども、太宰府消防本部の方から立派なチラシが参って

おりました。これをですね、回覧にするのではなくて、ひとり暮らしのお年寄りとか、そういうふうな弱者の方に一軒一軒回って、つけられましたかというような感じですね、やはりそういうね、細かい、そんなことを、やはりつけてもらうためには、一人でも多くの方が未然に防ぐようにしたいということを本当に考え、太宰府市は火災が少ない、高齢者の方が本当に助かってよかったね、これをつけてよかったねというような結果にならないと、この住宅用の火災報知機の設置義務というのがですね、成り立ってはいかないと思います。それを太宰府市がどこまで、一人でも多く火災がなくなったと。去年の火災の件数を見ますと、やはり太宰府市は少なくなっております。筑紫野市に比べて本当に少ない件数で、平成19年度は4件だったと思います、住宅火災がですね。これをゼロに持っていくようなやはり気持ちでないといけないと私は思っております。

それで、このチラシを、こういうふうな立派なチラシがせっかくできたのだったら、平成16年に消防法の改正があったときに、平成17年度に、先ほど市長の方から言われましたけれども、平成13年度に3件ほどしかそれをつけられる方がいらっしゃらなかったのを廃止したということで、私は今聞いてわかったわけですけども、それは結果であって、平成16年度にそういう義務づけしますよということになったときに、そういうふうな弱者の方に負担、今独居老人が1,837人ぐらい、75歳以上なんですけれども、そういうな方にそういうなものを一つ一つ、一つでもいいんです。本当は、寝る場所と火を使わなきゃいけないところに2カ所は置いてほしいという国の法ですけども、1カ所だけでも負担してあげましょうかというような形で高齢者の方にそういうな気持ちがなかったのかなということで、残念で、私自身はそれがなくなったこと自体が残念だったな、そういうふうな義務、設置ということがわかっていたのに計画がなされてなかったということに対して、残念だったなというところで思っております。

それと、そういうふうなチラシとかを、例えばですね、福祉、教育委員さんとか地域のケアマネジャーさん、先ほども福祉課長の方から言われましたけれども、それと民生委員さんですね、それと女性消防団というのが、今まで3年間に、ひとり暮らしの老人を1,287世帯回っております。そういうな女性消防団もことしもまた回っていきます。来年度の平成21年5月31日までに設置しなきゃいけませんので、それまでに一人でも多く、この回覧を配るのではなくて、そういうな方たちに一軒一軒つけられましたかと、これは自分自身のためですよと、そういったものを、回覧じゃなくて、一人一人にわかるように、高齢者に回られるときとか、民生委員さんに頼むとか、そういうな方法はしていただくようにはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどもご回答させていただきましたように、この消防事務につきましては、本市の場合、筑紫野市と一部事務組合を設置いたしまして、筑紫野太宰府消防本部の方でその普及活動に取り組んでいただいております。

今原田議員の方からご要望と思っておりますけれども、いただいた件につきましては、消防本部と私

ども防災担当とも連携を図りながら、市民の方々が火災報知機の設置が重要であるという、自分たちの身を守るために必要な措置なんだということは理解していただくような取り組みをですね、消防とも連携をしながら、できる限りのことをやりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。あと一年しかございません。義務設置まで1年しかございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、回る人の注意事項としては、やはり罰則規定ではないけれども、あくまでもあなたの命を守るためにつけていただきますよということを言っていたとか、義務設置であるから寝室と火を使うところには必ず2カ所ぐらいはつけましょねとかということ、細かい配慮をですね、していただいて回っていただくようお願いしたいと思っております。

それと、その火災報知機もですけども、ひとり暮らし、高齢者にとってみれば、やはり詐欺とか窃盗事件にならないようにしていただきたいと思っておりますので、市販でも今こういうふうないろんなところは、1個買えば幾ら、2個買えば幾ら安くなります、3個買えば幾ら安くなりますというようなものを売ってあるんですよ。そして、そういったこととか、リース、ガス会社とかはリースをされることもありますので、やはり家に入って設備が要るわけです。私たちぐらいだったら自分でつけるのは大丈夫だろうと思えますけど、高齢者にとってみれば家に入っていただくということがありますので、そこにやはり窃盗とかですね、事件にならないようお願いしたいと思っておりますので、本当はそういうふうな高齢者の方には、大量に購入することで安くなるような太宰府市の方で団体購入ができるようにしてほしい。もう一年しかありませんので今さらとは思いますが、できればそういうふうな業者とかのお願いとかというのができればいいなと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えか。無理だろうとは思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 商品の販売のあっせんについては、行政でやるにはかなりの限界があるだろうと思えます。

なお、この警報器につきましてはNSマークというものがついておりますので、そういう基準に満たされた製品をですね、悪質業者から買うんじゃなくてというような内容も今お手持ちのチラシの方にも記載していると思えますので、そういうふうな内容を十分市民の方々に周知していいですか、認知していただくように、先ほどから申しますように消防署と連携をとりながら、消防団ともども頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（不老光幸議員） ここで17時まで休憩をいたします。

休憩 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 2点目の住宅改修給付事業の件でございますけれども、この方が20万円を助成金として使用した場合に、先ほども言いましたけれども、まずは20万円を用意をしなければいけないということ。2つの支払い方があると言われましたけれども、どっちにしても利用者は10割、20万円かかったとしても20万円を用意しなきゃいけないということに対して、そして18万円が後から戻ってくるということになるわけですけれども、全額負担ということ自体が負担になってないかということで、私も何人の方にも聞きましたけれども、そういうシステムになっていると。窓口の方に私が聞きましたところ、いや一応そういうふうになってますけれども、話し合いのあれは、1割だけ負担することもできますよということでしたけれども、そういうふうなことになっているのであれば、もう初めから1割負担だけを、この障害者福祉の手引「ぬくもり」の中には1割だけ負担すればいいということになっておりますので、こちらの方の住宅改修給付事業を利用した人に対しても1割負担だけにならないかということでお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 最初にお答えしましたように2通りの給付があるということで、後段では利用者本人が1割を事業者に支払い、9割は市から事業者へ直接支払うことができます。そのどちらの方法を選択するかが申請者の任意ということでございまして、今議員が申されますことは、制度が十分に利用者に伝わってないのかなという気がいたしますので、利用者の家族、ケアマネジャー、事業者等に対してさらに周知をですね、行ってまいります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その周知の方も、本当にお金のかかることですので、お金のことも負担しなければいけないということも頭に入れていただいて、今後一層ですね、介護については頑張っ、市の方でもケアマネジャーと介護保険の利用につきましてはなるべく安く、ポール1本だけでもですね、安い業者、標準価格というものをチェックしていただいて、業者が、利用者が持ってこられる請求書を見られて、ポール1本でも標準価格というのをやっぱり自分たちできちんと調べてもらって、おかしいなと思ったところにはやっぱりチェックしていただいて、業者の指導とかもお願いしたいと思っております。そうすると、介護保険の負担も少しずつ減ってくるのではないかと考えておりますので、そのところをお願いして、この2点目については質問を終わらせていただきます。

それと、3点目なんですけれども、先ほども私が言いましたように、広域避難場所については私が昨年の6月に一般質問をしましたが、本当に先ほどから皆さんの質問の中には、太宰府市のホームページの方を見られることが多くなってきていると思います。それと、先ほども市長が言われましたように、市民便利帳あるいはホームページの方では太宰府東小学校区

ですね、東小学校区が太宰府中学校だけになっているということがですね、本当に私納得できなかったのは、東小学校の前の付近は東ヶ丘と星ヶ丘の住民であります。その人たちが、太宰府中でいって2 kmぐらいあるところまで下におりなければいけない。その状態を考えてみても、なぜ太宰府中になっているのが私はわかりませんでしたので、そこを東小学校も入れていただけたらということで、ちょうど今の教育部長に申し出たと思いますけれども、そのときは地域振興部長やったと思いますけれども、そのところを私納得できなかったと思います。それはすぐにできるようなことを、返事をきちんとされたと思いますけど。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成19年6月に原田議員の方から、広域避難所の件について今申されたことが質問されております。そのときに回答しましたのは、今現在総務部長の石橋部長が回答しております。そのときの回答内容につきましては、全体的なバランスを考慮しながら検討してまいりたいという回答をしたということで記憶しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） お互いにもう言い合いしても何もなりませんけれども、とにかく東ヶ丘、太宰府東小学校区というのは本当、高台にあるということはおもうご存じだと思いますけれども、高齢者が下に、広域避難所が太宰府中になっているということ自体を変えていただきたいということで、なぜ南小学校区が3つも施設があるのかなど。世帯数も東小学校区の方が結構多いんですよね。多いのにもかかわらず、避難場所が1と3であること自体がおかしいなと思っておりますので、そのところは早目にですね、何も地震とかがなかったからよかったものの、本当に地震とかもまた来ると思います。来ます。絶対に来ると思いますので、そのときにまた避難場所が遠かったというようなことになると困りますので、そういったことも含めてですね、避難場所については計画の方もきちんとしていただきたいと思います。

それと、太宰府市には出前講座の中に防災講座がないということで、今NPOのボランティアの方がですね、リーダーとして活躍されてて、毎月1回防災計画を実習されております。そこでですね、毎月土曜日に防災講座を、私も参加しておりますけれども、本当にそこで勉強することはですね、行政に何でも頼むんじゃなくて、やはり防災というものは自分自身、地域がですね、先に先頭に立って、市の方に後を応援していただくようなシステムになっていかないと、行政任せではいけないなということの、私、一市民として今感じておるところでございます。

それと、行政がですね、そういうふうな講座があっている場合には行政の方からそういうふうな講座の方に飛び込んできていただいて、行政もこういうふうなボランティア講座みたいのを、災害講座をされているということで市長もわかってあると思いますけれども、そういうような講座が今あっているから、市の方ではなくて市民の方たちが自分で自主講座をされているから、そういうようなところに行ってみてはどうですかというような、防災についてはそうい

うふうなPRの方も今後ともよろしく願いして、この3点目も終わらせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、お願いします。

市長。

○市長（井上保廣） まほろば号及び路線バスの運用についてご回答を申し上げます。

まほろば号及び路線バスが運行しております道路状況についてでございますけれども、まほろば号の利用者も運行開始以来毎年増加しており、市民の皆様を初め来訪者の方々の交通手段として定着しておりますことから、今後も利用者の安全性を第一と考えて運行していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問のまほろば号、そして路線バスが運行している道路状況についてということ、それと路線バス運賃をまほろば号と同様にとというようなこと、あわせてご回答申し上げます。

まほろば号の運行に当たりましては、路線の状況把握は事前に十分に確かめて、西鉄、それから警察等と十分協議しながら安全点検を行っておるところでございます。

また、道路状況が悪いところや傷んでおるところの通報等がございましたら、早急に補修いたしている状況でございます。

次に、路線バスの運賃をまほろば号と同様に市内区間を100円にとのことでございますが、市内を走る私鉄バスは幾つかございまして、宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線、それから西鉄五条駅と西鉄二日市駅を結ぶ星ヶ丘線、それから大野城市と大佐野、つつじヶ丘、そういうところを結ぶ線、幾つかございます。仮にすべての路線を市内のみ100円料金ということにいたしますと、その差額の算定方法、それから対象者、そういう不明瞭な部分が出てくると思っております。現状では、統一料金にするということは非常に難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、難しいということなんですけれども、今現在、太宰府市役所発の宇美線、只越までの11区間は100円でございます。その100円になった理由と、なぜ100円でできるのか。同じ路線バスでありながら、なぜ100円になっているのかの説明をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 普通の路線バスでは料金が基本的には高いわけでございますけれども、まほろば号とここはたまたま同じところを走っているというような状況のもとから、西鉄の状況によりまして100円にここは設定したということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 西鉄五条駅から梅香苑入り口までが、今200円で運行しています。同じ市内において、西鉄五条駅から出発する東ヶ丘方面梅香苑経由の方がキロ数的にも少ないと思います。只越の方は、やっぱり6 kmから7 kmぐらいあると思います。梅香苑入り口までは五、六kmと推定します。そして、区間も11区間と12区間で、1区間だけしか変わらないんですけども、同じ路線バス。今後、太宰府市の方に環境美化センターの下に高雄公園ができる予定でございますので、そこを通る路線バスにつきましては、やはり100円にすべきだと思います。そうすることによって、後で100円にするんじゃないくて、高雄公園もできるということも踏まえていただきまして100円にさせていただけると、五条から二日市方面の方たちも、五条の商店街の方におりてられるということで活性化にもつながると思いますので、五条の商店街が活性化する上においても100円にさせていただけると、やっぱり200円で二日市の方には行かないと思います。太宰府の町で買い物をするようになり、病院も太宰府の五条の方が多いと思いますので、なるべく地域にお金を入れていただくように、100円にする方が利用者も増えるかと私は思っております。

それと、側溝の問題でございますけれども、側溝のふたは道路とはみなしていないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 道路と一体と考えております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 一応写真は撮ってきておりますけれども、五条から上ります二日市方面の星ヶ丘団地なんですけれども、6 m道路で、側線が1 m、1 mあって、中央線なしの4 mしかありません。そこをカーブで曲がる際に、ちょっと見にくいと思いますけれども、写真も撮ってきておりますけれども、側溝のふたがないところが結構あります。カーブを回ると、夕方、路側帯ですね、そういうところはやはり雨の時とか傘を持って歩く……。路線バスが初めから走れる状態ではなくて、路線バスを開通したことは一つの、一番の原因だと思いますけれども、やはりそういうふうに路線バスを開通させるときには、側溝のふたまできちんと考えていただいて、今まで事故があっているかどうかは知りませんが、恐らく人身的な事故はなかったと思いますけれども、今後そういうことで市内の団地内を走るバスについては、バスの方も人をはねたとかという問題になると路線バスの意味も、私の方で100円にしてくれと言ったものの、そういうところもですね、事故がないようにしていただきたいと思っておりますので、側溝のふたを直ちに閉めていただくということをお願いして、私の一般質問、2項目について終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しております3項目について質問をいたします。

最初に、子育て支援についてお伺いをいたします。

私は、少子化問題は我が国の存亡にかかわる大きな問題だと思っております。年々少子化が進んでおりますが、その主な原因は、従来は未婚率の上昇と晩婚化の進行とされておりましたが、最近では夫婦の出生力そのものの低下も指摘されております。夫婦で一人でも多くの子供を産んでいただくための子育て支援は、ますます重要となっております。そこで、産んで育てやすい環境づくりは、行政の大きな役割と思っております。

井上市長は、よくあいさつの中で、仁という言葉が使われます。すなわち、ぬくもりとか暖かな目配りのようですが、施政方針の中で市長は現場主義を徹底し、市民の皆様とともに集い、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大切にしながら市民の声をお聞きし、市政に反映できるよう全力を傾注していくと言っておられます。

私は、市民の方から直接お聞きしましたのでお伺いいたしますが、現在学童保育所の預かり時間は午後5時までとされております。いろいろ条件をクリアしても午後6時まで。共働きで子育てを行っておられる方にとって、午後5時に迎えに行くというのは難しいと思います。公務員の方でも5時は無理でしょう。まして民間で働いておられる共働きの夫婦にとっていかに難しいことか。場合によっては、どちらかが仕事をやめなければなりません。住みよいと思い、太宰府に住まいを構え、これから共働きでローンを返済していこうと思っていることが夢と消えてしまいます。どうか井上市長の仁の気持ちで、子育て中の市内在住の共働き夫婦のために、預かり時間午後7時までの延長ができないのか、お伺いをいたします。

2点目は、大佐野公民館で行われている出前保育が4月からなくなるとお聞きしました。私も2度ほど行ってみましたが、若いお母さんが子供さんを抱いてこられ、ほかのお母さん方とともにお子様を遊ばせながら交流が図られていました。今、核家族が増えている中、お互いに子育てに対する不安や悩みを相談する絶好の場と思いましたが、まだ始まって2年ぐらいと思いますが、なぜなくすのか、井上市長の仁の気持ちで存続できないか、お伺いをいたします。

2点目は、道路問題についてお伺いをいたします。

向佐野高速道路下の吉松へ向かう側道の件でお尋ねをいたしますが、ここは通学路となっているため、朝7時から8時半まで吉松側からの一方通行となっています。道路幅は3.6から4mと狭く、高速道路側はU字溝、田んぼ側は1mほどの水路があります。部分的にはU字溝にコンクリートぶたがかぶせてあるところもありますが、車の離合を考えると危険な場所となっています。よく離合ができずにトラブルになっているのを見かけます。

通古賀区画整理事業も完了し、住宅が建ち始めましたので、この道が大変重要となってくると思います。抜本的な道路整備が必要と思われませんが、今後の計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。

3項目めのアスベスト問題は、平成17年9月定例会議で一般質問させていただきました。当



時、アスベストを使った製品を製造している企業の間から、従業員がアスベスト繊維を吸収することによる肺がんや胸膜、腹膜などのがんである中皮腫の重篤な健康被害を引き起こし、死亡するケースが、テレビ、新聞などで大々的に報道されました。中皮腫の潜伏期間は35年前後と言われ、今から38年前の昭和45年当時は大量のアスベストが使用されていることを考えると、今後被害が増大すると言われていています。また、アスベストの9割は建材に使用されており、建築物の解体時に建材からアスベストの繊維が飛散するおそれがあります。吹きつけロックウールについては、目視ではアスベストの含有の有無を判断することは困難で、エックス線解析分析で行うことが必要であり、分析機関に依頼することが必要です。

不特定多数が利用する建築物、規模の大きな建築物など緊急性の高いものから順次実施することが必要と思われます。本市でのアスベスト対策はどうなっているのか、次の点について伺いをいたします。

1つ、公共建築物のアスベストの有無について調査されていると思いますが、結果はどのようになっているのでしょうか。

2つ、民間建物についてはどうなっているのでしょうか。

3番目、アスベスト対策相談コーナーを設けられたと思いますが、結果はどのようになっているのでしょうか。

4番目、アスベストの有無の検査に対する補助金は出ないのか。

以上の点について回答を求めます。

質疑に対しては自席にて行いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学童保育所の時間延長につきましてご回答いたします。

この学童保育所の設置目的について、まず申し上げたいと思いますけれども、保護者が共働きなどで昼間に自宅にいない家庭の児童に対しまして、放課後の一定時間に生活指導を行いながら、児童の健全な育成を図るために設置したものでございます。

本市におきましては、昭和50年から年次計画によりましてすべての小学校区に設置をいたしておりますが、保育時間につきまして、去る平成17年5月から現在の午後6時までに延長した経過もございます。

今回のご要望につきましては、十分理解はいたしておりますけれども、現時点では指導員の体制、あるいは臨時職員の雇用等々の問題もございまして、早急な対応につきましては難しいというふうに考えております。

しかしながら、今後とも保護者の要望等の趣旨を十分踏まえながら、保育内容の充実につきましては、設置目的に沿いましてさらに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、出前保育についてお答えいたします。

子育て支援センターは、親が安心して子供を産み育てることができ、子育ての喜びや楽しさが実感できるように、地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指して開設いたしました。その中の事業の一つとして出前保育を行っております。

出前保育は、平成18年度に4カ所、平成19年度、新たに4カ所、計8カ所で現在行っております。区長さんを初め地域の方々のご理解をいただき、場所の提供や参加の呼びかけなど多々ご協力いただいております、感謝いたしているところでございます。参加されているお母さん方の様子を見ていますと、いろんな人との出会いや地域との交流が子育てへの自信にもつながっているようでございます。

出前保育では、子育ての手助けをしながら集ってこられるお母さんや、地域の方々の子育て支援の場や、グループが立ち上がるようなアプローチをいたしております。一部の地域、公民館に限らず、いろんな地域、公民館に出向いて支援をしていくためにも、およそ2年をめどに展開していくように考えております。新たな地域に出向いて市全体の子育て力の育成、支援、強化に努めたいと考えております。

子育て支援活動の中から、各地域に福祉でまちづくり、協働のまちづくりを進めてまいります。今後とも関係者の皆様のご理解とご協力をいただき、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） まず、学童保育の件なんですけども、市長にお伺いしたいのですが、市長はですね、選挙中から言ってありましたけれども、ハードからソフトへ軸足を移して今後の市政運営をやっていくというふうなことを言っておられますよね。それともう一つ、これもやはりですね、あいさつの中で聞いたんですが、年配の女性なんですけども、何か人工透析をやっておられる方が、市は非常に冷たいと、何にもやってくれないということを言われたと。それに対して市長は、そういうことは個人的には知らなかったと、だからこういうことも大切にしていかなきゃならないということを言われましたよね。だから、こういうふうなことを聞きますとね、やはり私が言いたいのはですね、学童保育所を小柳議員が言われたようにつくっていくということ、これも大事かもわかりませんがね、実質社会で働いておられる共働き夫婦がですよ、5時に仕事をやめて帰ってくる。まして、要件を満たせば6時までというふうなことで。じゃあ6時ということは、5時にやめて帰ってこなきゃならないし、もちろん距離の問題もありましょうし、そういったことを考えるとですね、実質機能してないんです、このことが。つくったのはいいけど、利用される方にとっては非常に使いづらい。大野城市だって7時までですよ。7時までやっているんですよ。せっかく6時までやるんだったら、何で7時までせんですか。私、そう思うんですよ。だから、そら内部的にはいろいろあると思うんです、先ほど言ったように。いろいろあると思います。あるけれども、そのところをですね、市長、もう少し考えていただいて。仁の気持ちですよ。本当に仁ですよ。市長はどこでも仁、

仁、仁、仁言っているんですから、本当に。大概、私、仁で聞きましたから。ぬくもりですよ。ハートなんでしょ。ぜひこれはね、やっていただきたいという気がしております。

それでね、私ね、これは私、その方から、訴えられた方なんですけども、確かにこの方だけじゃないんですよ、ほかにたくさんいらっしゃるんです。その方の一人が私の方にお見えになって、こうなっただけで、どうにかならないでしょうかということに私に手紙を託してくれたんですね。これをちょっと今から読みますけどもね。

私は、4年前から太宰府市に住んでいます。家族構成は、私、妻、子供2人の4人家族です。子供は、上の子が6歳、平成20年4月から小学生です。下の子は3歳、保育所に通っています。子供、夫婦。私ども夫婦の年齢は、私が40代、妻が30代、共働きをしています。

今回要望したいことは、4月から小学校に通う上の子の学童保育についてです。

太宰府市の小学校においては、学童保育所の保育時間が午前8時半から午後5時となっています。ただし、学童保育所の終了時間は、学童保育教室に直接迎えが可能な家庭のみ6時まで預かってくれる制度となっています。春休み、夏休み、冬休みについては8時30分から午後5時までとなっており、午後6時までの延長は許されません。現在、私の子供たちは住居近くの保育所に通っておりますが、保育時間は午前7時から午後6時まで。延長保育を事前に申請するか、もしくは結果的に午後6時まで迎えに行けない場合でも、有料で午後7時まで預かってくれます。

平成20年4月以降は、保育所の保育時間と学童保育所の保育時間が異なるために夫婦の労働形態を大きく変更しなければなりません。例えば、朝は集団登校する時間まで夫である私が在宅し、出勤時間を遅くします。遅くした時間分は、退勤時間を延長することにより給与面では減ることはありません。ただし、会社側へ出退時間の許可申請を行い、許可が出た場合のみです。妻に当たっては、勤務時間を短縮し、午後6時までに学童保育所へ子供を迎えに行きます。ただし、給与面は大きく減額されます。こちらでも会社側へ許可申請を行い、許可されれば実行できるものです。会社によってはこのような制度もなく、退職を余儀なくされている人もたくさんおられると思います。

福岡市においては、現在の小学校1年生から3年生を対象とする留守家庭子ども会の基本利用料月額3,000円を、4月から無料にするなどの条例改正案を提案しています。これに対し自民党市議団は、有料のまま利用対象を1年生から6年生へとする対案を出すなど、国の未来を背負っていく子供育英の支援拡充に関する議論が行われています。民主党議員からは、保育時間を午後7時までの時間延長によるサービス拡充することにより、共働き家庭の支援になるなどの主張も出ています。

太宰府市においても、ぜひ子育て支援の一環として学童保育の拡充をお願いいたします。例えば保育時間の午後7時までの延長をお願いします。また、春休み、夏休み、冬休みの学童保育終了を午後5時ではなく、通常と同じ午後7時まで延長をお願いいたします。

以上、私どもの要望をお聞き届けいただきますようお願いいたします。

このような形で私どもにいただいたわけでございますけれども、非常に深刻なんですよね。結局、渡してこられた方はですね、会社に申請すれば何らかの形で会社が対応してくれるというふうなこと書いてありますけれども、だけどもこれはあくまでもやっぱり許可が要るわけですね。許可していただいたら、そういう形でできると。そういう意味ではこの方は恵まれているかも知れませんが、だけど先ほど言いましたように、会社によってはですよ、会社によってはこのような制度がなくて退職をされている方もたくさんいらっしゃるということで、これは市長、子育て支援ということで大きくですね、今回のマニフェストにも当然書いてありましたけども、このこともですね、大きな意味があると思うんですよ。そういう意味で、ぜひとも市長の仁の気持ちで何とかならないかということ、市長からちょっと答弁を求めたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） なるほど、政策等については、基本的な姿勢としてその考え方を貫き通していきたいというふうに思っております。

ただし、それぞれの団体の状況等がございます。よその団体が100しているから100しろというふうなことには、必ずしもならないと思います。太宰府市の歴史、あるいは身の丈に合った形の中で、そこに仁としての優しさといいたいまいしょうか、配慮というふうなものには変わりないと。その軽重関係はあるかもしれませんが、そういった気持ちの中で私はやっていきたいというふうに思います。

この学童保育の延長問題等々につきましても、今読まれたこと等については私も理解をするところでございますけれども、やはり今日までの経過と、それから今教育部長の方が説明しておりますように、もっともっと広い保護者の要望等、いろんなケースもあるだろうというに思いますので、それには配置定数、配置職員、あるいはそういった金額にかかわる部分もございます。あれもこれも、あれもこれも、私もしたいという気持ちはやまやまでございます。この学童保育等々については、やはり幼児の保育所と異なりまして、義務教育ではございますけれども、一定程度そこには6年生の子供が、兄弟がおったり、あるいは中学生がおったりというふうなこともあるでしょうし、それぞれの状況下で違いもあると思います。今ここで私が、よしわかったと、それはやろうという気持ちは、そういったこたえたいところでございますけれども、十分慎重に、そのこと等については、今の手紙も含めまして理解した上で、保護者等の要望等を十分踏まえながら、教育内容の充実に検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 市長は、先ほどから身の丈と言われましたけどもね、身の丈ちゃそんなもんかなと思いますよ、私、市長。市長の身の丈というのはその程度かなと、私は思いますね。結局、学童保育ですよ。6時までやってんでしょ。1時間できないんですか、延長は。そのままの状態じゃ確かにできないと思うんですよ。だけど、中をどうにかすることによって、なりやあせんかなという気がしますけどもね。だから、先ほど身の丈と言われましたけど、その

身の丈に対して私ちょっと少しかちんときたんですよね。その程度かなと、身の丈というのは。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ここで結論的にああいよというふうなことはできないと言っているわけです。そのことについては、バック、財政的な状況もすべて検証しなきゃならんわけですよ。私のそういった部分の中で、聞いたから即いいですよというわけにはいかないと。

ただし、今言われましたこと等については教育部長がきちっと回答したわけですから、検討していくと、いろんな状況等を勘案しながらいくというなことを言っているんですから、私もその延長上の中で回答しておりますし、それ以外のケースもたくさんあるだろうというように思いますので、それを実現していくためにはどうしたらいいのかというようなことも考えなきゃいかんわけですが、行政的には。そういった面がありますので、今のような回答をしておるといことについてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） はい、わかりましたが、やはり市長の仁という気持ちにですね、期待したいと思ってます。

これについては終わります。

次です。次はですね、出前保育ということでお聞きいたしましたけども、先ほどからおっしゃいましたようにですね、人との触れ合いとかそういったものが育ってきているわけですよ。で、これ2年でやめられる。その中でですね、確かにグループをつくって、グループの中で立ち上げていって、そこに固定させるということは確かに大事だと思いますね。そういうにやっついていかないと、何もかも見れないと思いますが、じゃあこのグループというのは、大佐野ではできているのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 残念ながら、大佐野の方ではそこまで立ち上がっていないという状況を、出前保育に行っている職員あるいは所長の方から聞いております。2年ごとと申しまして、それぞれの地域でグループ、サロン、そういったものが立ち上がるようにということで、1年過ぎたぐらいからですね、お話をしたり、指導したりしておりますが、地域によりましてやはり転入、転出が多い地域、そういったところはなかなかそういう気持ちになれないという報告は受けております。ですから、そういった中で大佐野も最近新しい住宅が増えて、しかし転勤の方々も多いというところの中で、なかなかそういうサロンを立ち上げていく、グループを立ち上げていくのは難しいという状況は、こちらの方も確認はしております。また別の地域によりましては、やはりこういった中で、地域でこういうグループを立ち上げていきますから、やめてもその後、たまには支援していきます、応援していきます、こちらの方も出かけていきますというような中で、という地域もございます。そこそこで少々事情が違ったり、様子が違ったりということはございますが、残念ながら今のところ大佐野ではサロン、

グループができるというふうにはお聞きいたしておりません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） そうすると、できてないということになりますと、これは4月でやめられればそのままの状態でお開きという形になるわけですね。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 大佐野におきましては、申しわけないというか、残念ですけども、一応3月をもって終わらせていただく予定にいたしております。しかし、太宰府西小学校区の他の公民館におきまして新たなところを区長さんとか地域にご相談し、それから今までこういうところが、サロン等ができてないようなところを担当の方でチェックしまして、今ご相談をして、4月から太宰府西小校区の中で新たにあと一カ所設ける予定にいたしております。

それで、今までもですけども、ほかの地域もですが、その行政区1カ所だけの区民の方が見えるだけじゃなくて、地域全体、あるいは太宰府市全域から、今自動車でもマイカーでもお越しになりますので、それはこの出前保育をやりますときに区長さんとか公民館の主事の方にご相談しまして、ほかの地域の方も受け入れてくださいということでやっておりますので、どの地域でやっております出前保育にも、もうほとんど各地からお出かけになって利用をいただいております。当然、その地域、校区の方々が一番多く参加なさっておりますけれども。ですから、今度新たなところでできますときにまた、少し離れますけれども、お出かけいただければというふうに思っておりますし、またそういう宣伝も行っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 出前保育は、今まで月に1回やっていたんですよね。月に1回やっていたんで、月に1回が難しければですよ、2カ月に1回でもいいんじゃないかなという気がするんですね、火を消さないためにもですよ。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） その辺のところはですね、また先ほどの学童保育所とも同じですけども、こちらの方の職員体制、そういったところもございますので、そういったところもあわせながらですね、今後どういうふうに協力できるか、出向くことができるかということとは内部調整の中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 若いお母さんがですね、この太宰府市に来られて、そして不安を抱きながら子育てをやっておられるわけですよね。周りに全然友達もいないと。そして、どうやって子育てしていくかわからないと。私は、この出前保育に2度ほど行きましたけれども、先ほどから言われたとおりなんですよ。和気あいあいでお子さんを抱いてこられて、そして指導者がおられて、指導者が紙芝居みたいなことやったり、おもちゃを持ってきて一緒に遊ばせてい

らっしゃるんですね。やはりそこで仲間づくりもできているんですね。だから、せっかくできたものをここでですね、なくなりますよと聞いて、私びっくりしたんですよ。だから、ここに生まれのお母さんでも、友達もいない、そしてお母さんの精神的なものにもよりましようけどもね、引っ込み思案のお母さんだったら家に引きこもってしまって、ストレスがたまって、そしてうつになったり、そして虐待に発展することだって十分考えられるわけですよ。だから、私としては、ぜひともですね、1カ月が無理なら2カ月、2カ月が無理なら3カ月という形でですね、何とかこう回せないかという気持ちがあるんですね。このところも井上市長に仁の気持ちでですね、ぜひともお願いをしたいと思っております。よろしく願います。

(「回答は」と呼ぶ者あり)

○12番(大田勝義議員) いえ、回答は。ああ、いただきましょう。市長の回答を求めます。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 今、子育て支援等々については、こだわるわけではありませんけども、仁というふうなことは私の底流の部分でありまして、それだからああだこうだということ等については、私はちょっと一物あるように思います。

私は、子育て支援の各公民館の中で活動なさっているいろんなサークル、知っております。今問題になっておりますのは、官の中で出前保育というふうな形の中で、子育て支援センターの保育士が定期的に地域に出て、そして悩み相談であるとか、そういった状況等をやっておる。くまなく行政、官がやる場合にありましては、一つの一石を投ずるというふうなことでございまして、やはりそのことによって自主的なものが芽生える。そして、そのことによってお母さん方には集まって行われておる。たくさん公民館の中でございます。あるいは、中央公民館の中においてもやられております。そういった部分が私どもの期待するところでございます。官が主導してどこまでもやるというふうなこと等は考えておりません。一定程度やはり悩みを聞き、そしてそういった自立できるような状況ができた段階においては、次の公民館の方でまた出前をすると、それが今子育て支援担当部長が回答した内容だというふうに思っております。

今言われましたこと等については、補足できるような太宰府西小学校等で同様の出前的な形がございまして。単に今吉松に向佐野から、大佐野から来られているお母様方もいらっしゃいます。そういった形の中でできるわけですので、もう少しその辺のところ、対象になられた母親の皆さん方にお知らせしていただいて、側面からの支援はしていくことについてはやぶさかではございません、その姿勢で私ども行政はやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。それが、私は優しさだというふうに思います。

○議長(不老光幸議員) 12番大田勝義議員。

○12番(大田勝義議員) はい、わかりました。じゃあ、この件については終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 道路整備についてご回答申し上げます。

お尋ねの路線については、正尻・川久保線という路線だろうと思います。

この道路は、近年交通量が著しく増加し、朝の通勤時間帯に約150台の車両が国道3号線への迂回路としてJR九郎利踏切から御笠川方面に通行をされております。当該道路の一部区間が通学路に指定されており、同時帯には水城西小学校に集団登校する子供たちが、車両の流れとは反対の方向に通学している状況でございます。このような状況のもと、向佐野、吉松両区から交通規制の要望がございまして、公安委員会にご相談して、向佐野から吉松への通学時間帯の、おっしゃいましたように午前7時から8時半までの車両通行禁止を規制したところでございます。

狭く、離合しにくいところがございます。その区間においては、側溝にふたを設置していくよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほど言われたとおりだと思います。やはりあそこはですね、だんだん交通量が多くなりましてですね、非常に道が狭いもんですから離合できなくてですね、非常に困っているということ、見かけたことがありますけども。

そこで、私も現場に行ってちょっと見てきたんですよ。確かにふたがかぶっているところとかぶってないところがありました。かぶってないところはですね、ふたをかぶせれば何とかいけるかなという気もしますけども、もう少し私、ちょっともったいなと思ったのは、アスファルトがあって、それから約1mぐらいがですね、少し緩いのりなんですよね。そして草が少し生えてます。だから、そこはですね、やはり車は余り寄り切らないんですよ、離合するのに。だから、できればそのところに、緩いのりですからね、大きなのりじゃない、ほんの少し緩いのりですから、側溝のところ少しコンクリートで立ち上げて、そしてすればですね、幅としては広くとれるんですよ。だからぜひともですね、そういうふうにすると割に車の離合もしやすくなって、抜本的にはなりませんけれども、とりあえず今の状態でいけば乗り切れるかなという気がしております。

それと、ここはどうでしょうか、抜本的な対策としては何か将来的な計画というのはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、前段の分の回答ですけども、確かに3m七、八十ぐらいでしょうか、そして側溝があるところが4mぎりぎりぐらいでございまして、それにおっしゃいますように水路のところ緩やかな土手になっておるということで、計画をちょっとしてみないといけないと思いますけども、いわゆる離合場所、滞留場所等ができて、そういうことになれば、そういう方向も検討してまいりたいと思います。とりあえずは側溝、そういう部分ででき



るところは対応してまいりたいと思っております。

それから、抜本的な道路計画ということでございます。これは、先ほどからいろんなこの面整備が考えられております。その中でできれば考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） この件については終わらせていただきます。

次のアスベスト問題、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 最後のアスベスト対策について、ご回答申し上げます。

第1点目の本市のアスベスト対策ですが、平成17年6月以降の全国的なアスベスト問題を受けまして、同年9月9日に市民生活部環境課を相談の総合窓口とし、6部5課1センターで相談窓口を設置し、現在に至っております。

第2点目の公共施設の対策としましては、平成17年度に市内公共施設におけるアスベストの使用状況及び対策について、各課が管理している施設の実態調査を実施しました。その結果、市内公共施設の吹きつけアスベスト使用状況は小学校2校、中学校1校でありましたが、小・中学校においては除去工事、封じ込め、囲い込みなどが既に行われております。また、吹きつけロックウール及び吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9施設で確認されましたので、アスベスト含有の有無について試料を採取し、分析調査をした結果、1施設以外はアスベストの含有はありませんでした。含有されていた施設についても囲い込みを行っている状況となっており、石綿粉じん濃度を測定しましたが、検出されませんでした。

今後とも既設天井材の経年変化によるたわみなどが生じていないか、状況を観察してまいります。

第3点目の民間施設の対策としましては、状況の把握はできておりませんが、アスベスト使用施設ではないかとの市民からの問い合わせがあったものにつきましては、職員が現地において管理者に聞き取り調査を行うなど、安全性の確認をしてくれているところでございます。

第4点目の相談コーナーの結果につきましては、平成17年度に相談窓口を受け付けました件数は全体で24件となっております。内容としましては、建築物の解体による粉じん1件、アスベストに関する調査・分析機関の紹介10件、健康相談2件、建築物の使用材についての不安11件の相談が寄せられております。平成18年度の相談件数は1件で、内容は建築物の使用材についての不安の相談でございました。なお、平成19年度につきましては、現在のところ相談はあっておりません。

第5点目の検査に対する補助制度ですが、国は自治体に対し民間への補助制度を設けるように指導しておりますが、現在のところ福岡県の制度創設はされておられません。今後の国、県などの動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、ご質問の項目に沿って回答申し上げましたが、アスベスト対策につきましては今後とも粉じんの飛散の防止、健康被害の抑止の観点から、庁内の連携はもとより、筑紫保健福祉環境事務所を初め、関係機関とも連携をとりながら、市民からの相談に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほど、9施設ということで調査されたということですけども、この9施設というのは具体的にどことどことどことどこと、わかりますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 9施設につきましては、吹きつけロックウール使用施設7施設。具体的に申し上げますと、人権センター、五条保育所、総合福祉センター、中央公民館、史跡水辺公園、いわゆる市民プールでございます。水城西小学校、太宰府小学校の7施設でございます。吹きつけ蛭石使用施設、これが2施設、2つございます。市庁舎、中央公民館。

以上の9施設でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 庁舎がそういうことで、蛭石、ロックウールを吹きつけているというようなことですよ。

私ちょっと気になったんですけどね、天井見たんですよ。これは何でしょうか。

（「蛭石です」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 蛭石ですね。これは入ってないんですか。オーケー。

庁舎もね、二十四、五年たったんでしょ。26年がたっているんかな。そうなってくると、どうしてもこういう吹きつけは自然とはがれて落ちてくる可能性は十分大きいんですよ。だから、そういったふうなところで、ちょっと天井見ながら気になりましたけどね。みんな中皮腫で死ぬんじゃないかならうかと思いましたが。わかりました。

じゃあ、もう一つですが、民間の建物なんですけどね、ルミエールがありますよね、立体駐車場です、大佐野ですけどもね。ここに立派な駐車場がありますが、これについては別に調査はされてないんですか。立体駐車場がありますけど。ちょっと私は気になっているんですけどね。建った年度にもよりますけどもね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 対象となっておる年度から申しまして、県が行ったのは昭和31年から平成8年に建築された1,000㎡以上の建物というようなことですので、よくちょっとわかりませんですね。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） もう一回で終わりますが、二、三日前のテレビでですね、阪神大震災がありましたよね。それで、これの瓦れきを撤去している作業員の方が、やはりアスベストを吸って中皮腫になったという事が出てましたよね。それと一緒に、やはりその周辺に住ん

である方が、それによることによる不安を非常に抱いてあるというふうなことです。そこで、この問題というのはですね、やはりどうしてもマスコミが取り上げないとなかなか大きくは広がらないんですけども。だから、今マスコミがこの件については余り取り上げてはおりませんが。そうすると、何かなくなったような気になりますけども、実質はしっかり残っているんですよ。だから、囲い込みなど、要するに板状になって入っているものについては壊さない限りは出ませんけれども、やはり蛭石みたいに吹きつけ材というのは非常に大きな問題を起こしているわけでございますので、今後ともこの件については私も注視していきたいと思っております。

今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月21日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後6時06分

~~~~~ ○ ~~~~~